

農林水産物 品目別参考資料(追加資料用)

(畜産関係抜粋)

畜産物

○牛肉		P 1
○豚肉		P 18
○乳製品		P 33
○その他の畜産物		P 46

平成27年10月
農林水産省

牛 肉

○ 輸入牛肉等関税収入については、平成3年(1991年)度からの牛肉輸入自由化に対応するため、当該年度の輸入牛肉等関税収入相当額を肉用子牛等対策費として、肉用牛生産の合理化等に係る施策の財源に充当している。

○ 具体的には、

- ① 肉用牛の繁殖農家に対して、子牛価格が保証基準価格を下回った場合に補給金を交付する制度
- ② 肉用牛の肥育農家に対して、収益性が悪化した場合に損失の一部を補填する事業
- ③ その他肉用牛生産の合理化や食肉の流通の合理化のための対策などの財源として使われている。

【生産量】

国内生産量 (2013年度)	主な生産地 (飼養頭数ベース:2014年2月1日現在)		
354千トン (生産量シェア)	北海道 (20%)	鹿児島県 (13%)	宮崎県 (10%)

出典:食肉流通統計
畜産統計

【輸入量】

輸入量	主な輸入先国(2013年度)		
536千トン (輸入量シェア)	豪州 (52%)	米国 (38%)	NZ (5%)

出典:貿易統計

【価格】

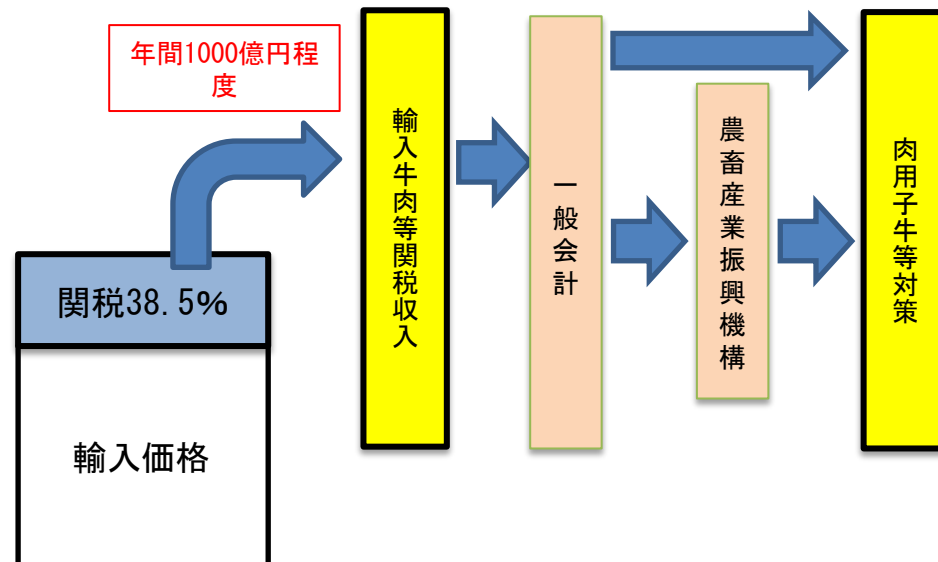
価格の推移(円/kg)					
年度	2010	2011	2012	2013	2014
国内(和牛)	2480	2203	2487	2750	2977
国内(交雑)	1649	1383	1560	1741	1893
国内(ホル)	934	723	884	1113	1251
国際価格	404	405	445	508	633

(注)部分肉ベース、国内は去勢牛の価格
国内価格:中央10市場平均
国際価格:CIF平均単価

出典:食肉流通統計
貿易統計

【国境措置】

関税率		国境措置の概要
一次税率 38.5%	二次税率 —	ウルグアイ・ラウンドにおける関係国との協議結果に基づき、協定税率(50%)よりも低い38.5%の暫定税率を設定



○ 牛肉の関税緊急措置

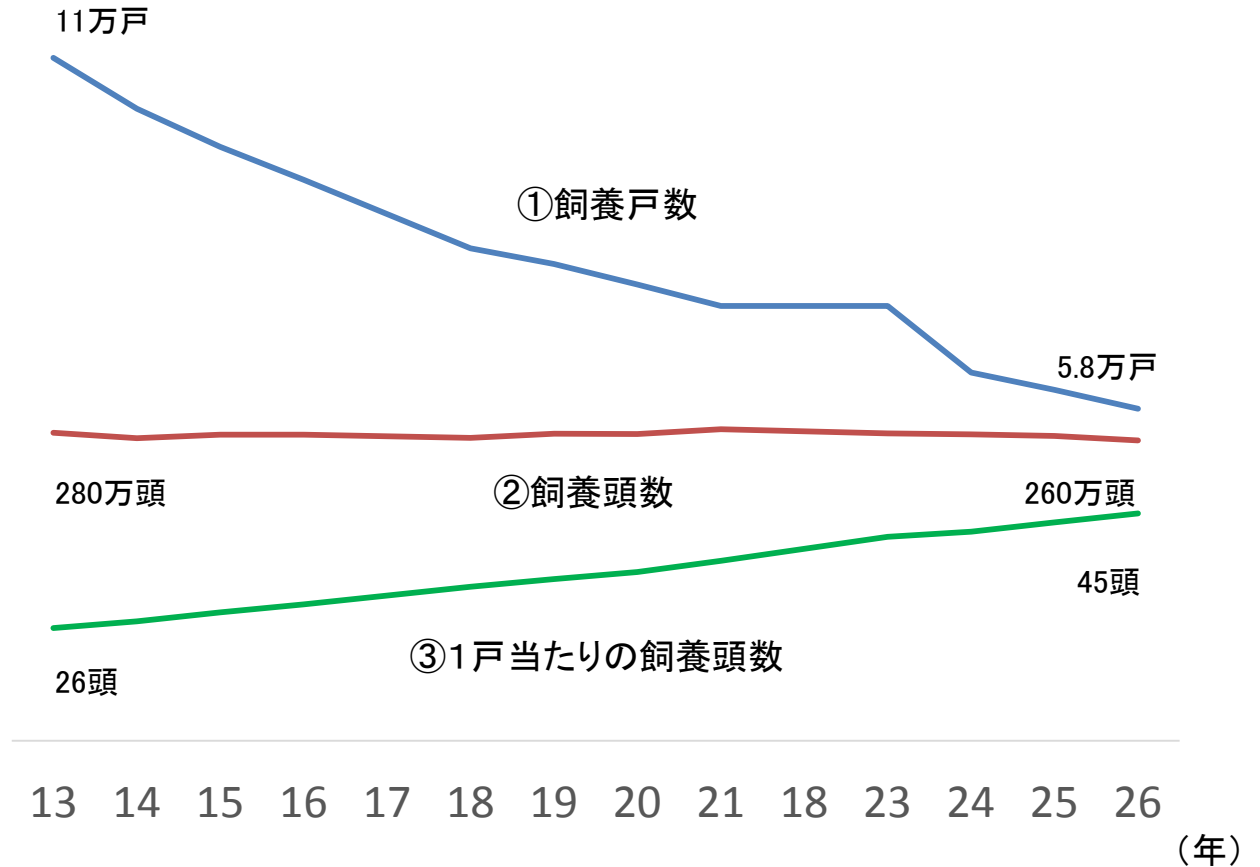
輸入数量が一定水準を超えて急増した場合、関税をWTO上の譲許水準(50%)に戻す緊急措置が講じられている。

肉用牛の飼養動向

①飼養戸数は、近年減少傾向で推移しており、13年間で約5割減少。
(13年:11万戸→26年:5.8万戸)

②飼養頭数は、近年ほぼ横ばいで推移している。
(13年:280万頭→26年:260万頭)

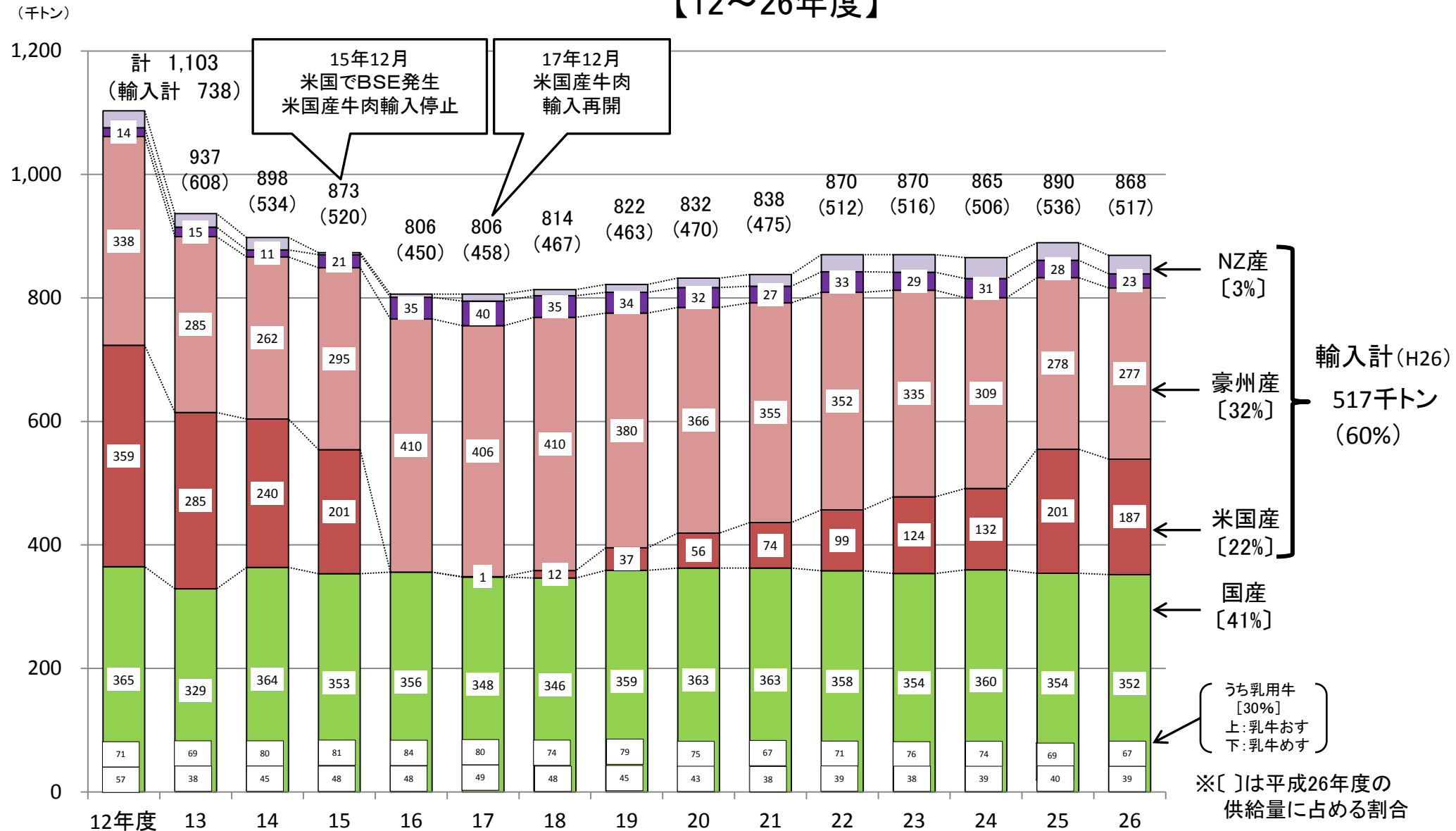
③1戸当たりの飼養頭数は着実に増加しており、13年間で約1.8倍の増加。(13年:26頭→26年:45頭)



出典:農林水産省「食肉鶏卵をめぐる情勢」

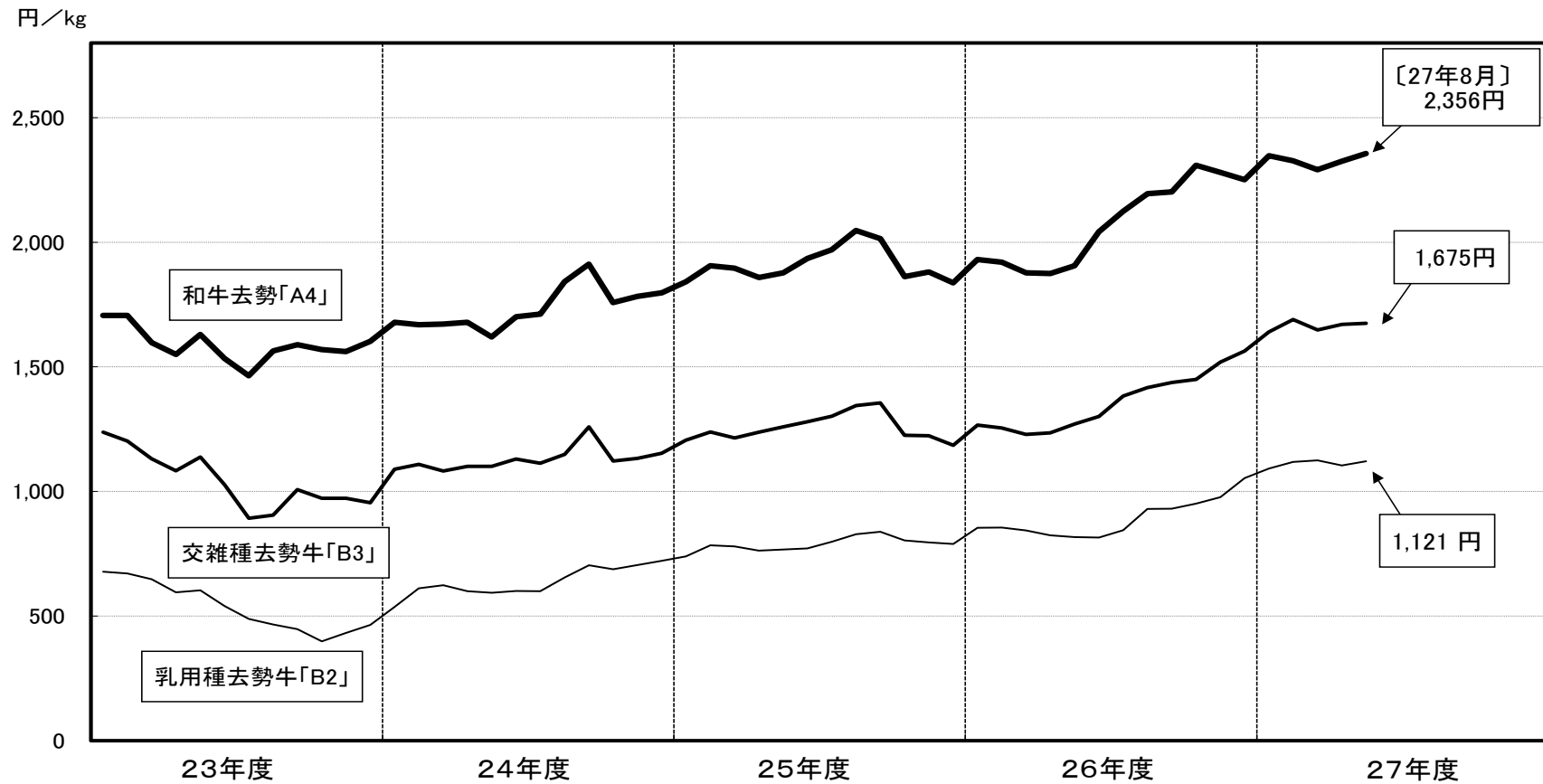
牛肉の供給量

【12～26年度】



資料：農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」
注：数量は、部分肉ベースの値であり、輸入調製品は含まれていない。

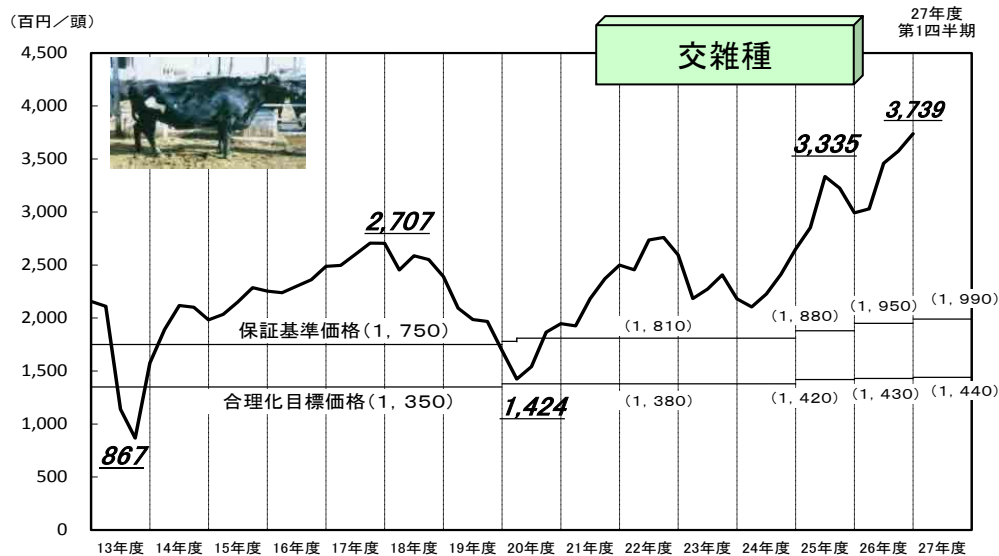
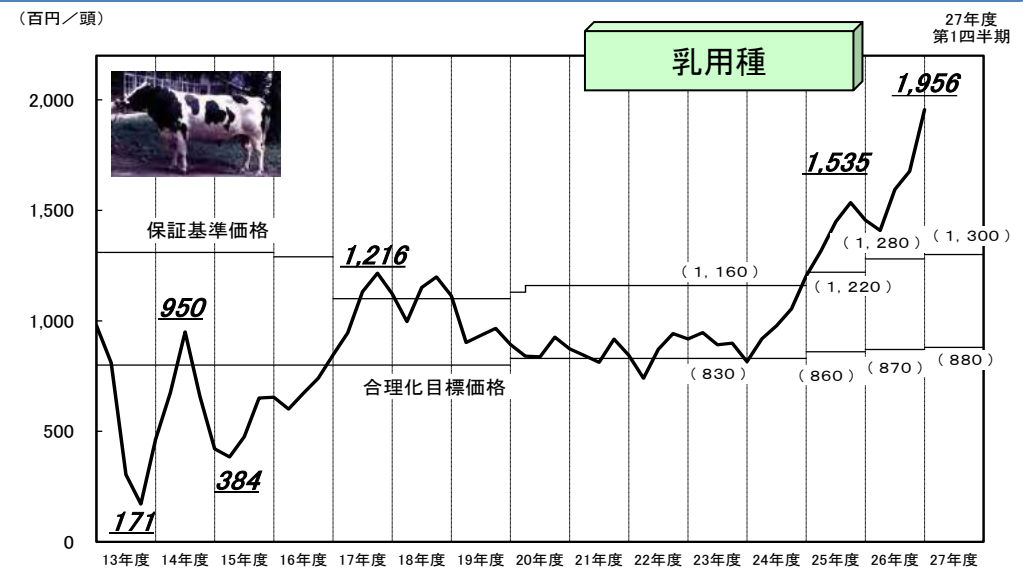
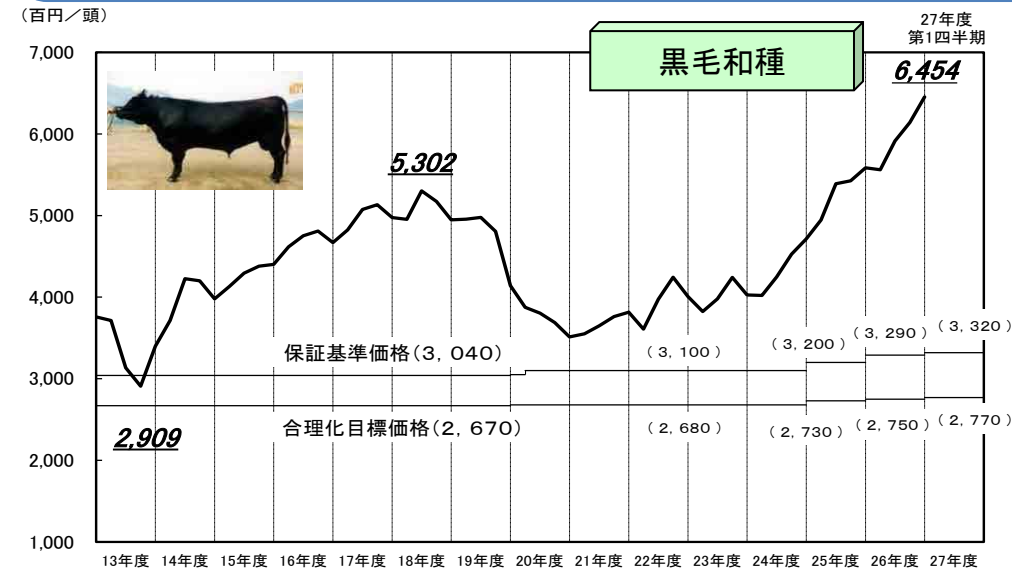
国産牛肉の価格動向



資料：農林水産省「食肉流通統計」

肉用子牛価格の推移

- 肥育もと牛となる肉用子牛の取引価格は、各品種とも平成13年度の国内BSEの発生等の影響により大きく下落したが、その後、回復傾向で推移。
- 平成19年度以降は、枝肉価格の低下に伴い低下したが、22年度以降は、子取り用めす牛の減少により子牛の分娩頭数が減少したことに加え、枝肉価格が上昇したことから、肉用子牛価格も上昇。



○ 牛肉に係る国境措置

- i) ウルグアイ・ラウンド（UR）農業交渉において、UR 農業合意を満たす関税水準を超えて、自主的に関税率を 50%（譲許税率、1994年）から38.5%（2000年）まで段階的に引き下げることに合意した。
- ii) 一方、その代償措置として、冷蔵牛肉、冷凍牛肉の各々について、各四半期末までのEPA対象国以外の国からの累計輸入量が発動基準数量（前年度同期の輸入量の117%）を超えた場合、関税率が譲許税率である50%まで戻される関税緊急措置※が導入されている。

豪州に対しては、本措置に代わり、日豪EPAに基づく新しいセーフガードが適用される。

【日豪EPAに基づく牛肉セーフガード】

・発動基準 冷凍 196.7千トン(27年度)

冷蔵 131.7千トン(27年度)

・累計輸入量が発動基準を超過すれば、関税率を発効前の水準(38.5%)に引上げ。

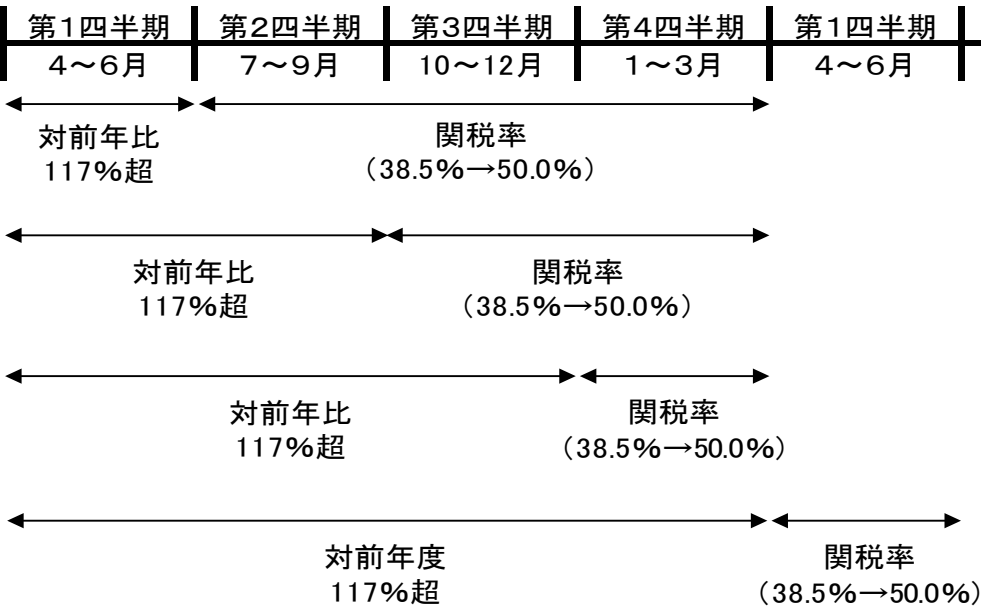
※ 米国でのBSE発生に伴う特例維持等の観点から、当該年度の全世界からの輸入実績が、全世界の前年度の実績または平成14～15年度実績のうち高い方の117%より低い場合は、発動しない仕組みとなっている。

○ 牛肉の関税率

(単位: %)

年度 (西暦)	平成6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 ~ 27 (2000 ~ 2015)
関税率	50.0	48.1	46.2	44.3	42.3	40.4	38.5

○ 緊急措置の発動例



(注) 実際の輸入と輸入統計公表までにはタイムラグ(約1か月)が存在するため、四半期当初からの発動とはならない場合がある。

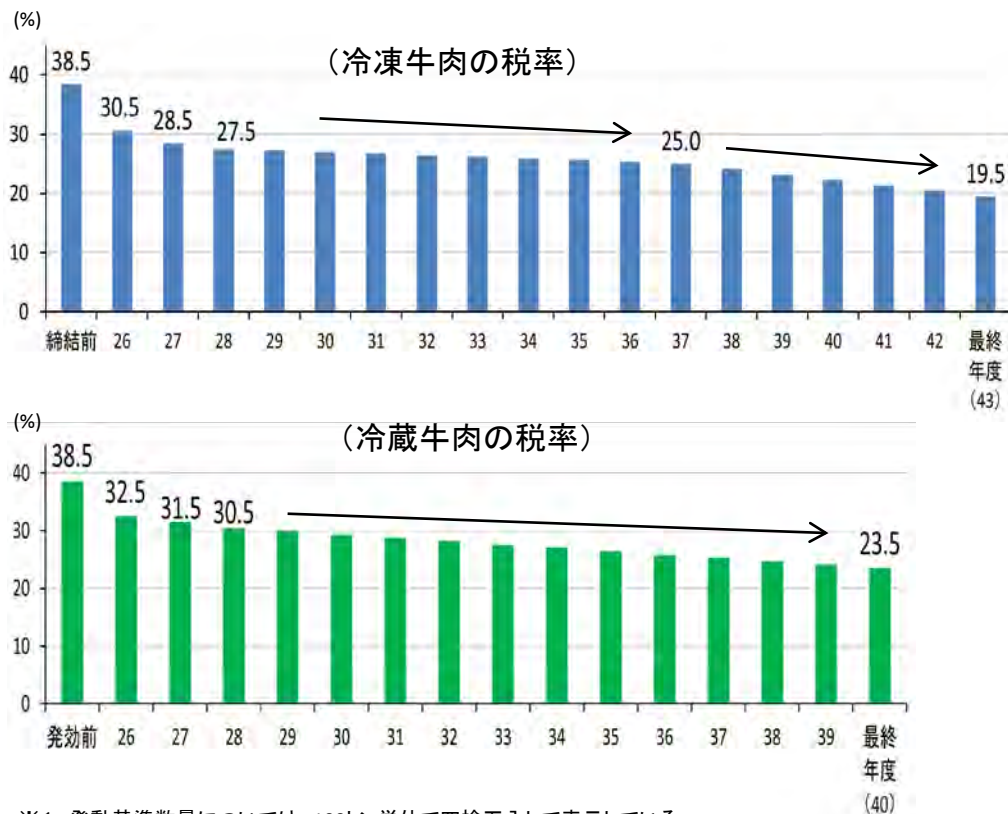
日豪EPAにおける牛肉分野の合意内容

豪側の要求： 現行税率(38.5%)の撤廃ないし大幅な削減

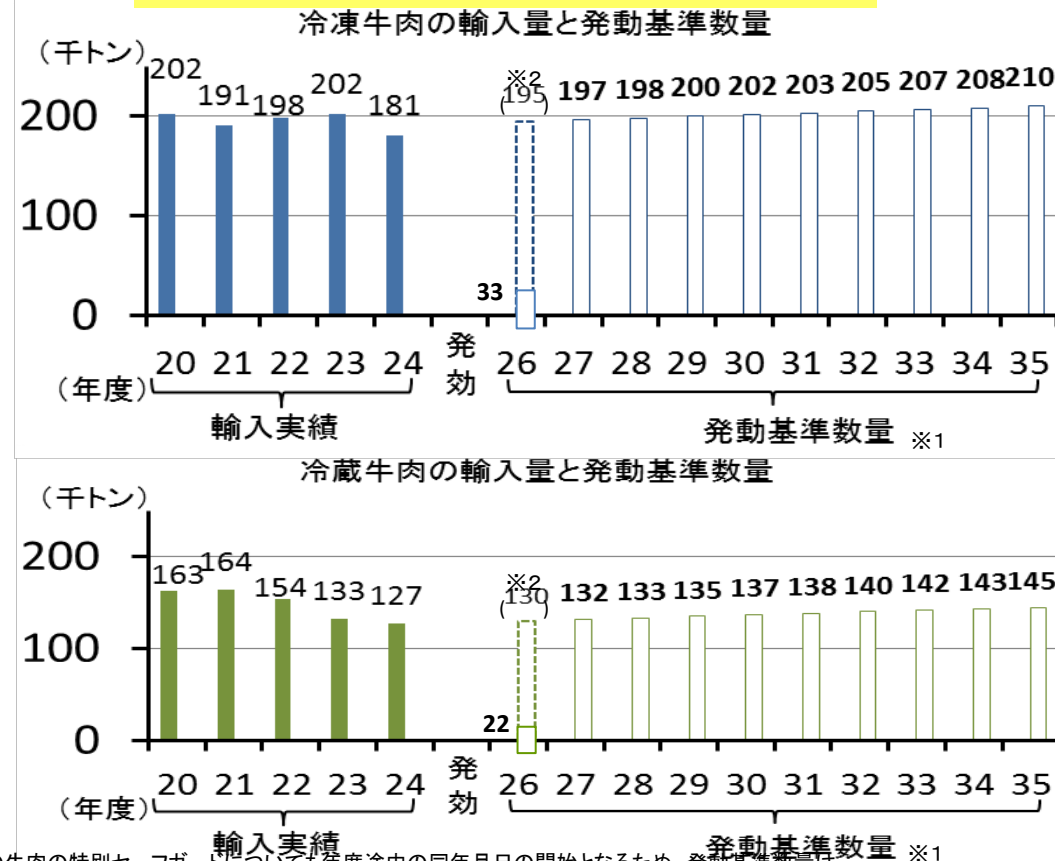
合意内容： 段階的関税削減 (冷凍)18年目に19.5%まで削減(約5割削減)
(冷蔵)15年目に23.5%まで削減(約4割削減)

※ 豪州からの輸入量が発動基準数量を超えた場合に税率を38.5%に戻す数量セーフガードを導入。

関税率は長期間かけて段階的に削減



低税率の適用は、近年の輸入量程度が上限



※1 発動基準数量については、100トン単位で四捨五入して表示している。

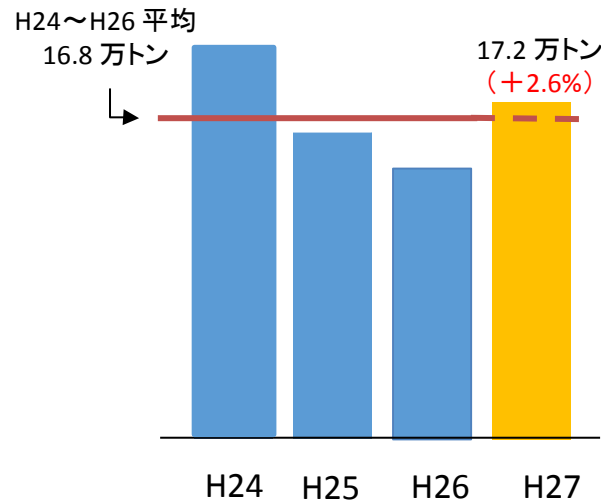
※2 日オーストラリア経済連携協定の発効が平成26年度途中の平成27年1月15日となることから、平成26年度の牛肉の特別セーフガードについても年度途中の同年月日の開始となるため、発動基準数量は、同協定附属書に基づき、残余の完全な月数で按分され、(同協定附属書で決められた発動基準数量)÷12ヶ月×2ヶ月(端数は四捨五入)となる。

日豪EPA発効後（平成27年1月～7月）の牛肉需給動向を過去3年間（平成24年～26年）の同時期の動向と比較すると、以下の通り、国産牛肉との関係で、**特段の影響はみられない**と考えられる。

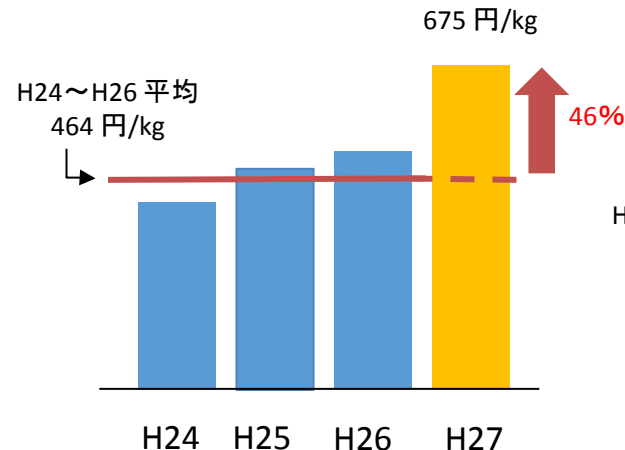
- ① 牛肉輸入量は、豪州産は2.6%増加したが、全体では2.1%減少
- ② 牛肉の輸入単価は、輸入全体、豪州産とも45～46%上昇
- ③ 国産牛肉の卸売価格は30～64%上昇

○平成27年1月～7月と平成24年～26年1月～7月の比較

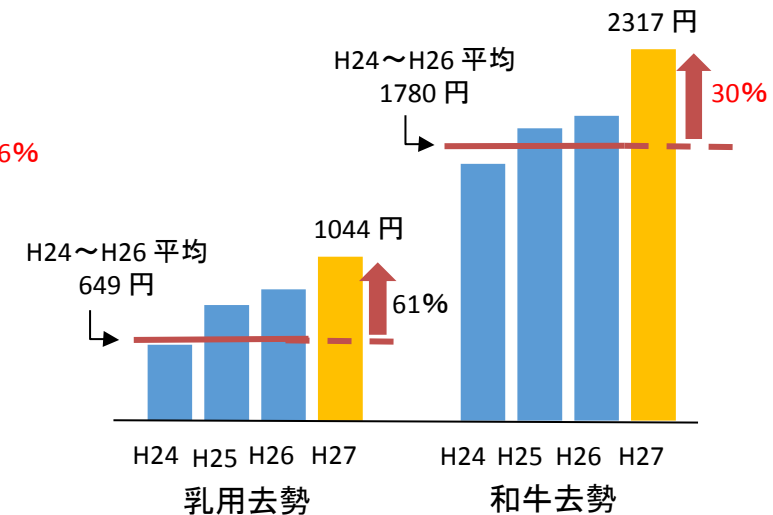
①豪州産牛肉輸入量



②豪州産牛肉輸入単価



③国産牛肉卸売価格



〔参考：輸入全体〕

H24～H26 平均 29.6 万トン
 2.1%減少 → H27 28.9 万トン

〔参考：輸入全体〕

H24～H26 平均 488 円/kg
 45%上昇 → H27 706 円/kg

〔参考：乳用めす〕

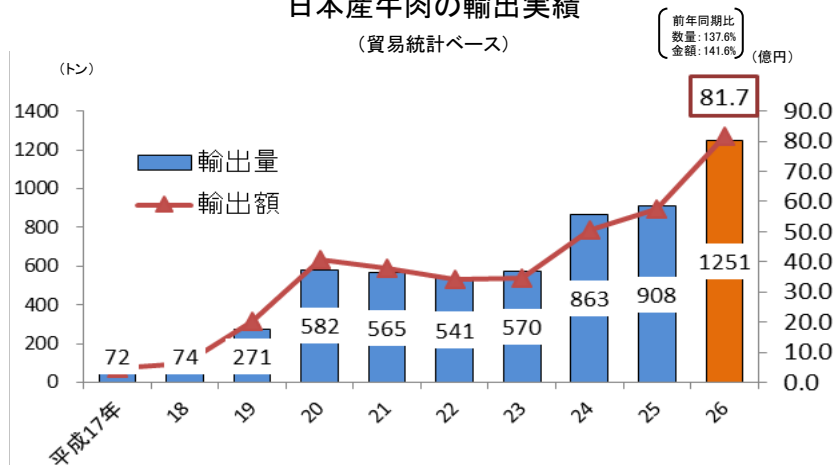
H24～H26 平均 446 円/kg
 64%上昇 → H27 732 円/kg

国産牛肉の輸出について

- 平成17年12月に、我が国におけるBSE発生を理由に輸出が停止していた米国及びカナダ向け輸出が再開。その後、香港等にも輸出が可能になり、平成19年から輸出が本格化。
- 我が国における口蹄疫発生、福島第一原子力発電所事故の影響により輸出が一時停止したこと等から、平成20年から23年の輸出は横ばいで推移していたが、平成24年は8月に対米輸出が再開し、好調に推移したことから過去最高を更新。
- 平成26年の輸出実績は、これまでのプロモーションの効果に加え、EU向け輸出等が解禁されたことから、82億円(1251トン)と3年連続で過去最高を更新。
- 市場の大きい米国やEUで重点的に牛肉輸出拡大に努めていくこととしており、平成26年12月には、オールジャパンで牛肉等の輸出促進に取り組む日本畜産物輸出促進協議会が設立されたところ。

日本産牛肉の輸出実績

(貿易統計ベース)



輸出国別の施設認定状況

H27.8 現在

	米国	カナダ	メキシコ	EU	ロシア・ベラルーシ	NZ	香港	UAE	カタール	バーレーン	シンガポール	フィリピン	マカオ	タイ	ベトナム	インドネシア
施設数	9	7	7	4	2	10	10	2	2	2	10	6	56	50	55	1

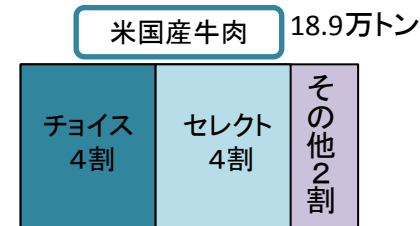
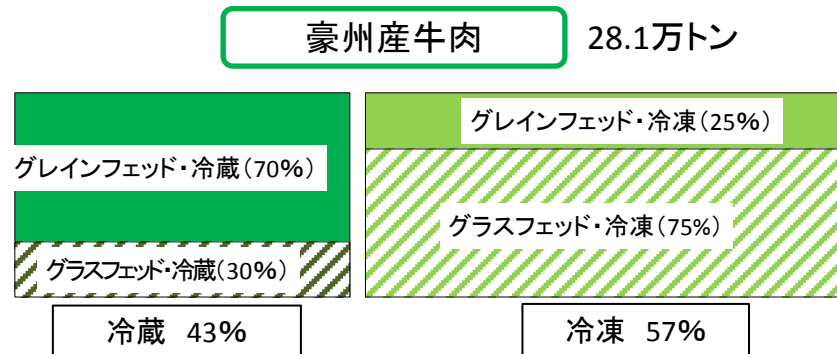
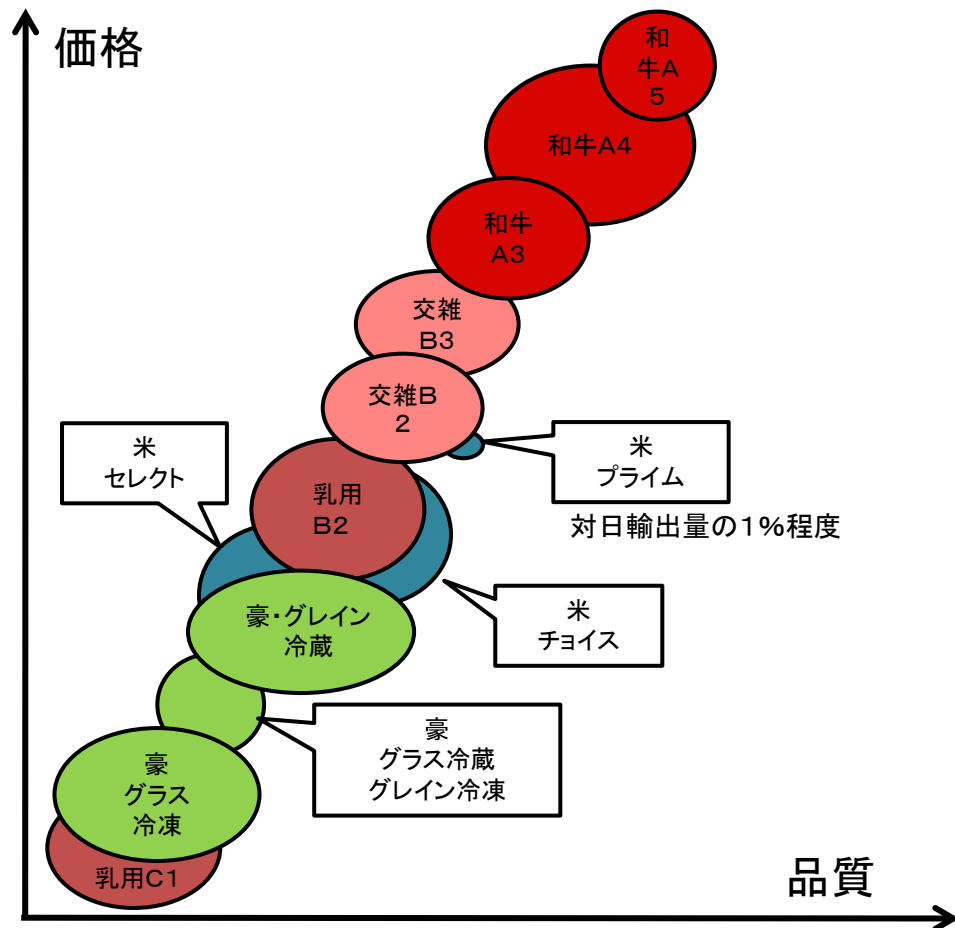
(牛肉)	衛生条件***	関税率	枠数量	H26輸出量(トン)	H26輸出額(億円)
米国	あり	(枠内) 4.4 ¢ / kg (枠外) 26.4%	200トン(国別)	153.0	12.5
カナダ	あり	(枠内) 0% (枠外) 26.5%	11809トン(WTO)	8.0	0.7
メキシコ	あり	(枠内) 冷蔵16% *** 冷凍20%	6000トン(国別)	1.2	0.1
チリ	協議中	(枠内) *** 4.8% (枠外) 6.0%	4000トン(国別)	-	-
ペルー	協議中	11%	-	-	-
豪州	協議中	0%	-	-	-
NZ	あり	0%	-	1.6	0.1
ベトナム	あり	(EPA適用) *** 10% (非適用) 20%	-	11.3	0.7
マレーシア	協議中	0%	-	-	-
シンガポール	あり	0%	-	122.8	7.4
ブルネイ	協議中	0%	-	-	-
TPP計				297.8	21.5
全世界				1251.3	81.7

※平成27年度時点での既決EPAにおける税率
※※平成27年7月21日現在での状況

※※(枠外)冷蔵20%、冷凍25%

牛肉の品質・価格について

- 和牛・交雑種牛肉は、品質・価格面で輸入牛肉と差別化されており、競合の度合いは小さい。
- 乳用種(ホルスタイン種)牛肉は、
 - ① B2が米国産を中心に競合。
 - ② C1(主に廃用牛)が豪州産冷凍グラスフェッドを中心に競合。

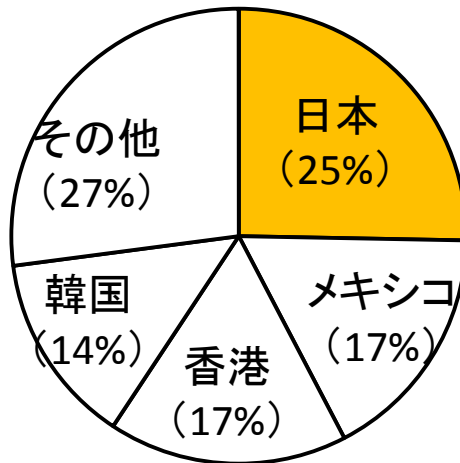


資料: MLA、業界聞取り(米国産牛肉)
2014年次のデータ

各国の牛肉輸出量について

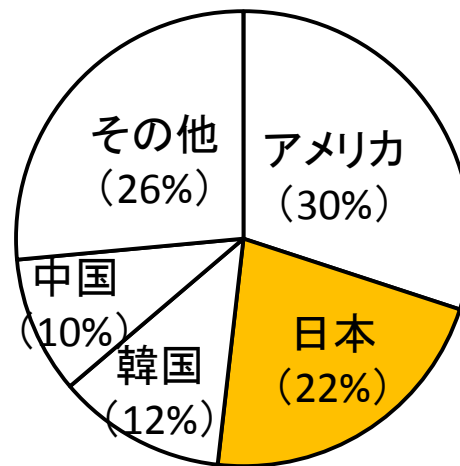
○ 我が国は、主要な牛肉輸出国の輸出先国として、米国の第1位、豪州の第2位、カナダの第4位。(いずれも2014年)

米国



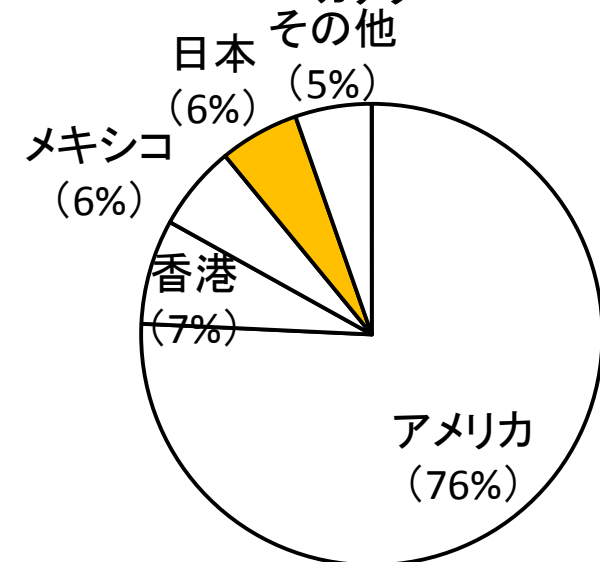
	輸出量(千トン)
対世界	816
日本	206
メキシコ	139
香港	139
韓国	111
その他	221

豪州



	輸出量(千トン)
対世界	1,314
アメリカ	395
日本	286
韓国	157
中国	128
その他	348

カナダ



	輸出量(千トン)
対世界	267
アメリカ	202
香港	20
メキシコ	16
日本	15
その他	14

出典: Global Trade Atlas

他国のFTA等の交渉結果(牛肉)

輸出国 輸入国	米国	カナダ	豪州
韓国	40%→15年目 撤廃 (SGあり、16年目に廃止)	40%→15年目 撤廃 (枝肉を除く、SGあり、16年目に廃止)	40%→15年目 撤廃 (SGあり、16年目に廃止)
中国	—	—	12～25%→9年目 撤廃 (SGあり)
日本	—	—	冷凍: 18年かけて38.5%→19.5% 冷蔵: 15年かけて 38.5%→23.5% (SGあり)

牛肉関連製品の具体例

関税率 10～50%、161.50円/kg

牛肉調製品

ビーフカレー
21.3%

ビーフジャーキー
10%

コンビーフ
21.3%



(関税番号)

021020000 021099020 160210000 160220010
160250210 160250291 160250292 160250299
160250310 160250320 160250331 160250339
160250391 160250399 160250410 160250420
160250490 160250510 160250520 160250590
160250600 160250700 160250810 160250890
160250910 160250991 160250999 160300010

輸入量 0.7万トン
(TPP国シェア 69%)
輸入単価 851円/kg

関税率 12.8%

牛タン、
ハラミ、
肝臓等



(関税番号) 020610011
020610019 020621000
020622000 020629010

輸入量 6.1万トン
(TPP国シェア 100%)
輸入単価 1,030円/kg

肥育素牛
38,250円/頭

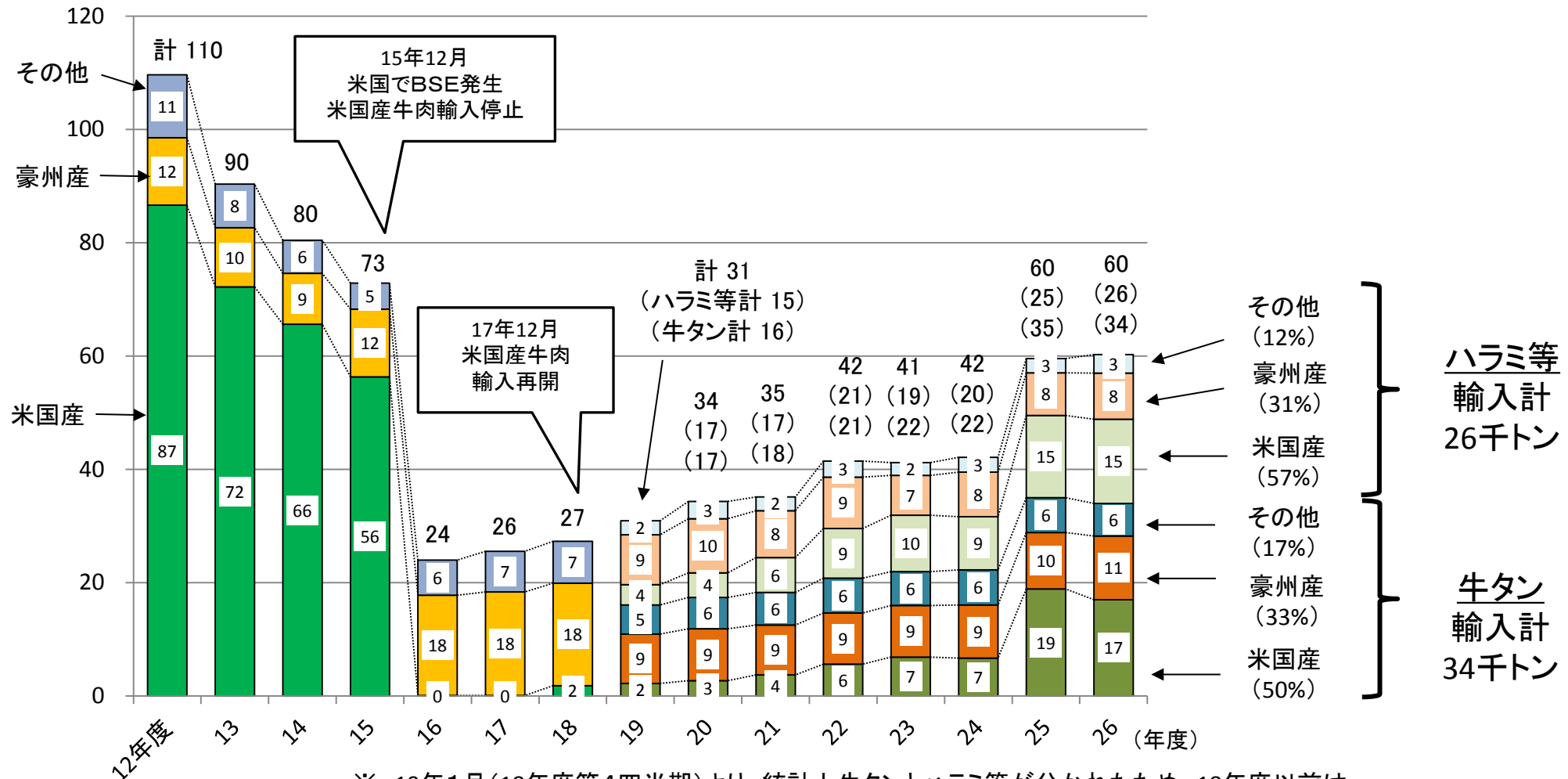


(関税番号)
010229100

輸入量 9千頭
(TPP国シェア 100%)
輸入単価 20.1万円/頭

牛タン・ハラミ等の輸入量の推移について

○ 牛タン及びハラミ等の輸入量は、平成15年12月の米国でのBSE発生の影響による減少以降、増加傾向で推移しており、米国からの輸入が半分以上を占めている現状。

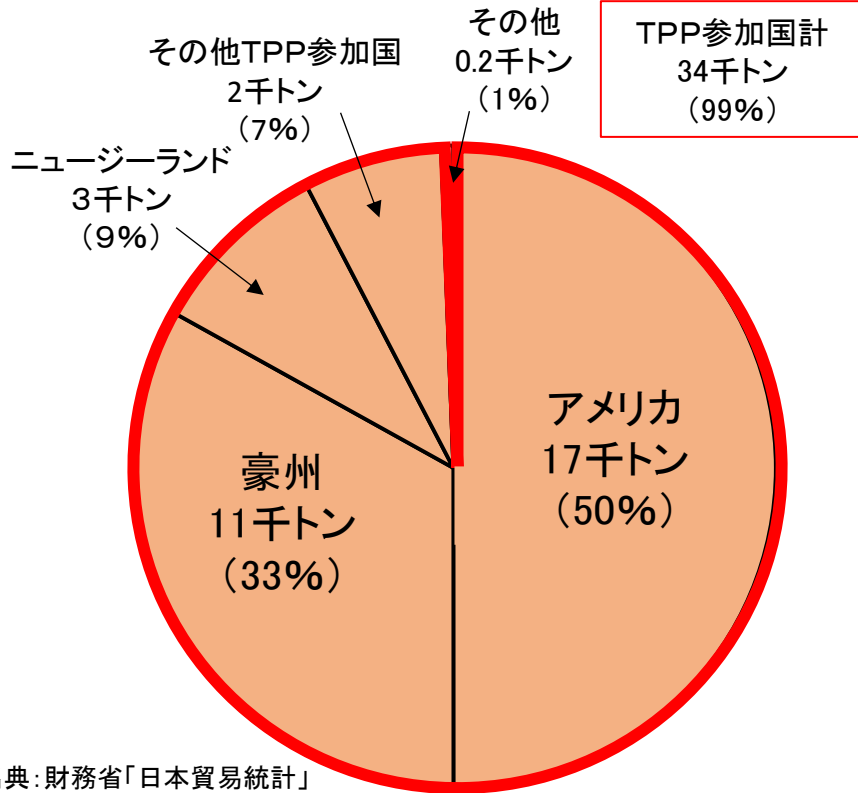


※ 19年1月(18年度第4四半期)より、統計上牛タンとハラミ等が分かれたため、18年度以前は牛タンとハラミ等の合計数量、19年度以降は牛タンとハラミ等の各々の輸入数量を示している。

牛タン・ハラミ等の国別輸入量

- 牛タン及びハラミ等の主要輸入国は、ともに米国であり、半分以上のシェアを占めている。
- 牛タン及びハラミ等のTPP参加国からの輸入量は、ともに全体のほぼすべてを占めている。
- 牛タン及びハラミ等ともに、国内供給量の大半を輸入で占めている状況

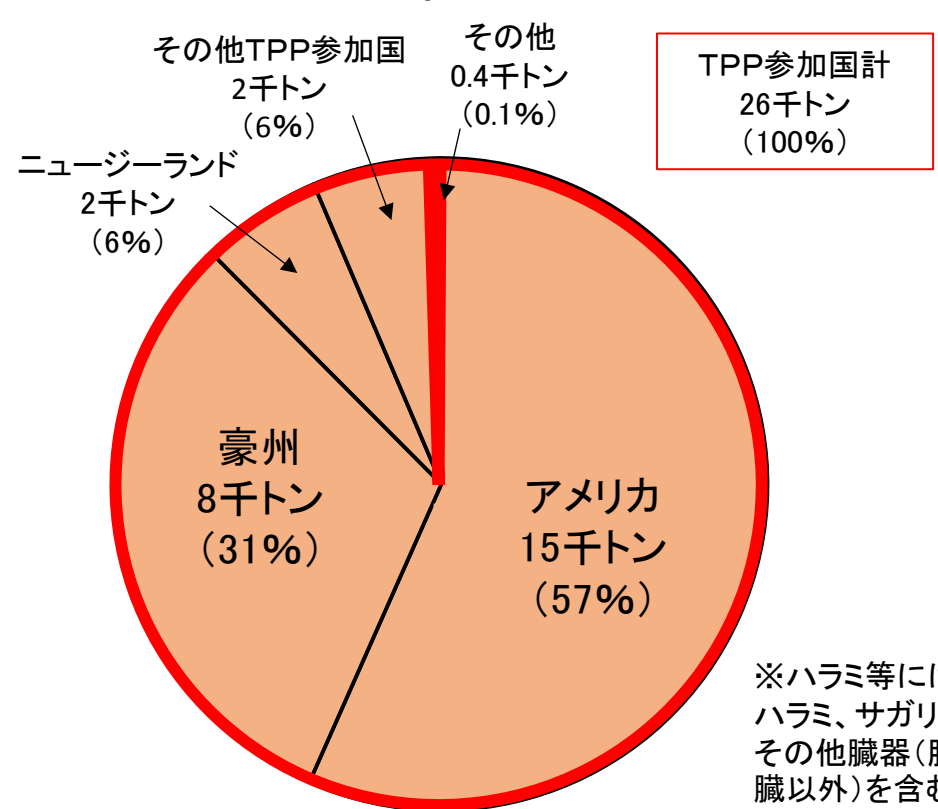
平成26年度 牛タン輸入量
34千トン



出典: 財務省「日本貿易統計」

平成26年度 牛タン国内供給量 35千トン
(うち、輸入34千トン、国産1千トン)
国産牛タンの割合 約3%
(出典: 農林水産省調べ)

平成26年度 ハラミ等輸入量
26千トン



※ハラミ等には、ハラミ、サガリ、その他臓器(肝臓以外)を含む

平成26年度 ハラミ・サガリ国内供給量 29千トン
(うち、輸入26千トン、国産3千トン)
国産ハラミ・サガリの割合 約10%
(出典: 農林水産省調べ)

新マルキン(肉用牛肥育経営安定特別対策)事業の概要

- ・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付。(当面は月ごと(原則は四半期ごと)に算定。)
- ・ 地域算定をモデル的に実施できることとしており、平成25年度から、広島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県が実施してきたが、平成27年度から、大分県も追加実施することとなったところ。

《事業内容》

- ①積立割合:生産者:国=1:3
- ②補填金 :1頭当たりの粗収益と生産コストの差額分の8割
- ③対象品種:肉専用種、交雑種、乳用種(3区分)
- ④対象者 :肥育牛生産者(大企業は除く)

《27年度》

1頭当たりの積立金	うち生産者積立金
肉専用種 40千円/頭	(10千円/頭)
交雑種 100千円/頭	(25千円/頭)
乳用種 68千円/頭	(17千円/頭)

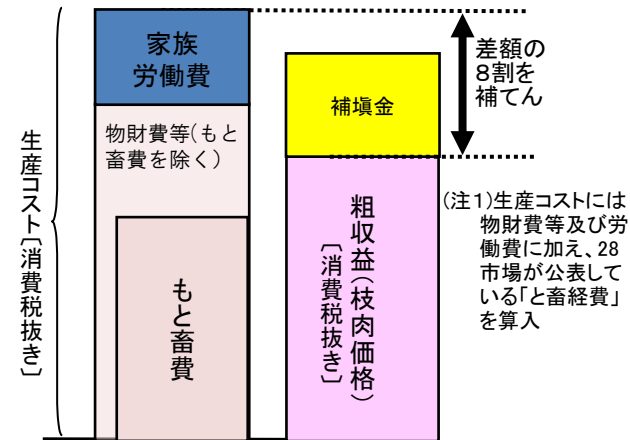
《26年度》

72千円(18千円)
120千円(30千円)
80千円(20千円)

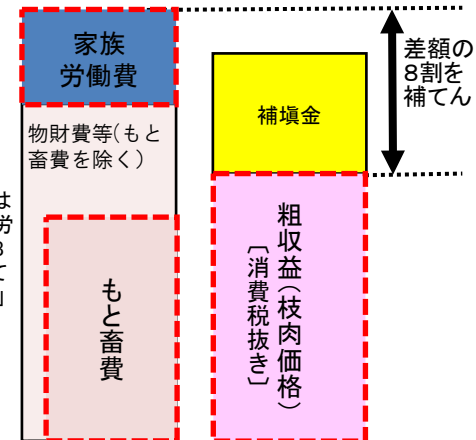
(※) モデル実施県は地域算定を行う品種について別途設定

《27年度所要額》 869億円

【全国算定】



【地域算定】



※ 県別のデータを採用

平成25～27年度補填金単価(単位:円/頭)

	25年度												26年度												27年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
全国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,900	5,900	24,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(—)
広島県	—	3,800	7,300	2,700	17,400	14,200	—	—	—	—	—	13,200	—	—	—	8,700	17,300	2,900	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(—)
福岡県	—	—	—	—	4,300	—	—	—	—	19,500	—	5,200	—	—	7,000	24,300	43,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(—)
佐賀県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,300	—	—	10,100	24,300	48,000	6,300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(—)
長崎県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,900	17,500	27,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(—)
熊本県	19,200	17,100	—	—	—	—	—	—	—	17,000	18,600	23,000	—	—	—	55,500	55,200	21,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(—)
大分県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(—)
鹿児島県	10,200	—	—	9,600	12,600	—	—	—	—	17,100	14,300	12,200	—	—	3,100	20,400	45,500	23,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(—)
交雑種	38,700	33,900	35,200	65,400	62,800	53,500	40,000	14,200	6,900	40,700	47,400	60,000	36,700	39,400	63,500	72,500	67,200	62,000	33,400	22,200	29,600	25,700	3,200	—	—	—	10,600	(14,500)
乳用種	63,900	56,000	45,700	43,200	48,600	45,500	41,700	41,400	45,300	42,600	51,900	61,300	44,300	45,700	48,900	54,300	58,800	65,400	64,200	48,500	54,800	61,900	63,600	57,100	28,800	24,700	12,900	(—)

(注2) ()は概算払。(注3) 確定値と概算払の差額を四半期の最終月の補填金交付の際に、精算払として交付。

27年度の肉用子牛対策の概要

- ・ 肉用子牛生産の安定を図るため、子牛価格が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付(肉用子牛生産者補給金制度)。
- ・ また補給金制度を補完し、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に差額の3／4を交付(肉用牛繁殖経営支援事業)。

42万円／頭(黒毛)

肉用牛繁殖経営支援事業

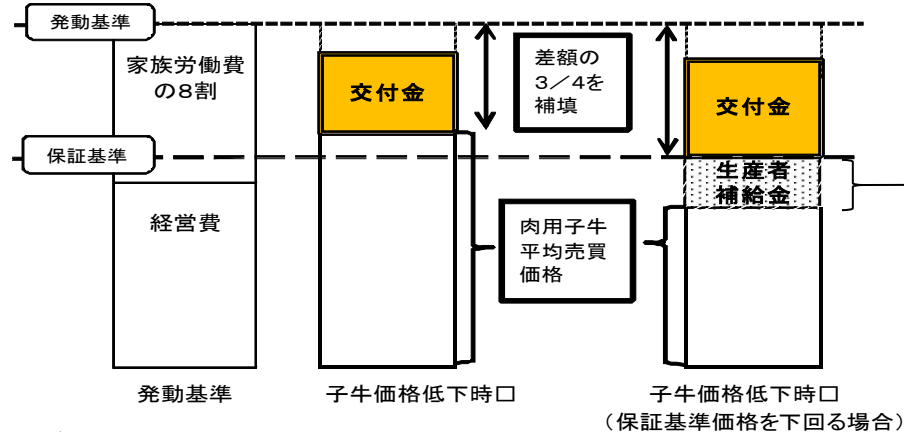
所要額:159億円

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算出)が
発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付

- ①黒毛和種、②褐毛和種、③その他の肉専用種
【42万円】 【38万円】 【28万円】

※補給金制度の契約肉用子牛が対象

※発動基準は、出荷日齢を早める合理化の取組を促進することを旨として算定



33万2千円／頭(黒毛)

肉用子牛生産者補給金制度

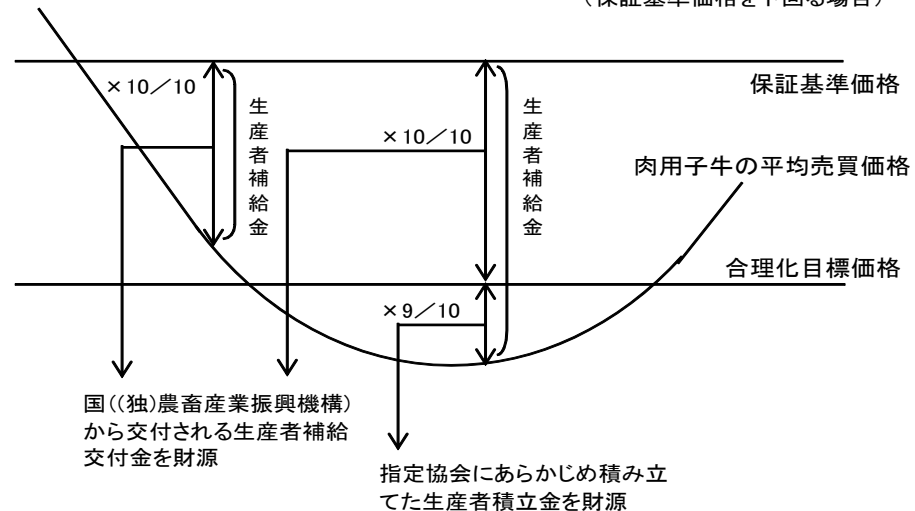
所要額:213億円

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算出)が
保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を
交付

- ①黒毛和種、②褐毛和種、③その他の肉専用種、
【332千円】【303千円】【217千円】
④乳用種、 ⑤交雑種
【130千円】【199千円】

法律の目的

「この法律は、牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処して…独立行政法人農畜産業振興機構に…生産者補給金等の交付業務を行わせる…」



○負担割合 国:1/2、県:1/4、生産者:1/4

○1頭当りの生産者積立金(H27年7月より)

- ・黒毛和種 : 1,200円/頭(うち生産者負担金300円/頭)
- ・乳用種 : 6,400円/頭(うち生産者負担金1,600円/頭)
- ・交雑種 : 2,400円/頭(うち生産者負担金600円/頭)

豚 肉

- 豚肉の差額関税制度は、昭和46年(1971年)の豚肉の輸入自由化に際し導入されたもの。その後、ウルグアイ・ラウンドにより一部改正されたものの、基本的な仕組みは維持。
- 具体的には、
 - ① 輸入価格が低い場合には、基準輸入価格に満たない部分を関税で徴収し、国内養豚農家を保護する一方、
 - ② 価格が高い場合には、低率な従価税を適用することにより、関税負担を軽減し、消費者の利益を図るという仕組み。

【生産量】

国内生産量 (2013年度)	主な生産地 (飼養頭数ベース:2014年2月1日現在)		
917千ト (生産量シェア)	鹿児島県 (14%)	宮崎県 (9%)	千葉県 (7%)

出典:食肉流通統計
畜産統計

【輸入量】

輸入量	主な輸入先国(2013年度)		
744千ト (輸入量シェア)	米国 (37%)	カナダ (19%)	デンマーク (16%)

出典:貿易統計

【価格】

価格の推移(円/kg)					
年度	2010	2011	2012	2013	2014
国内価格	677	650	629	713	847
国際価格	525	525	526	529	556

(注)部分肉ベース
国内価格:省令価格(東京及び大阪の中央卸売市場における「極上・上」規格の加重平均値
国際価格:CIF平均単価

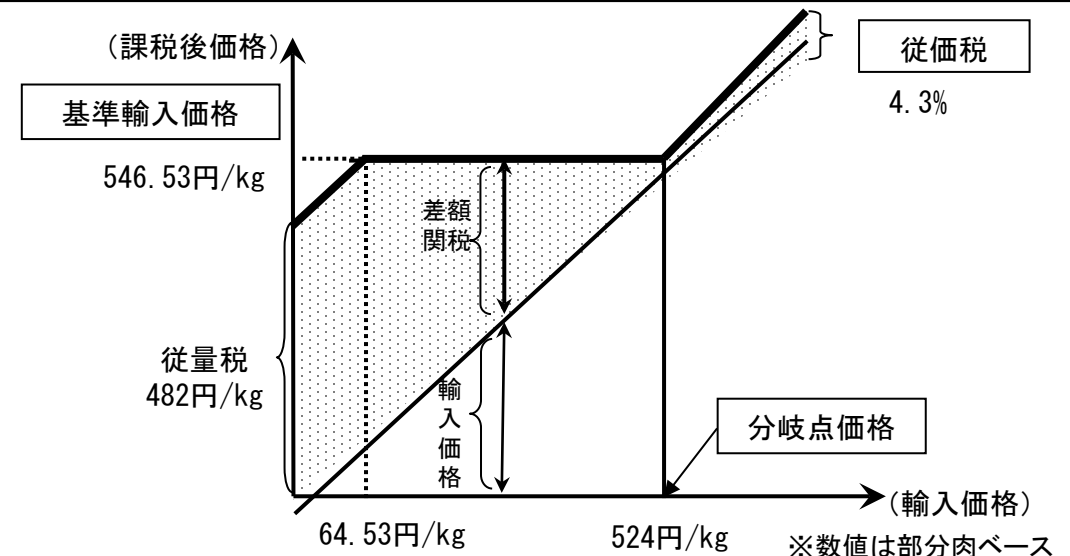
出典:食肉流通統計
貿易統計

【国境措置】

関税率 (国境措置の概要)

(差額関税制度)

- ・ 64.53円/kg $\geq$ 輸入価格の場合:482円/kg
- ・ 524円/kg $\geq$ 輸入価格の場合:546.53円と輸入価格の差額
- ・ 524円/kg $<$ 輸入価格の場合:4.3%



○ 豚肉の関税緊急措置

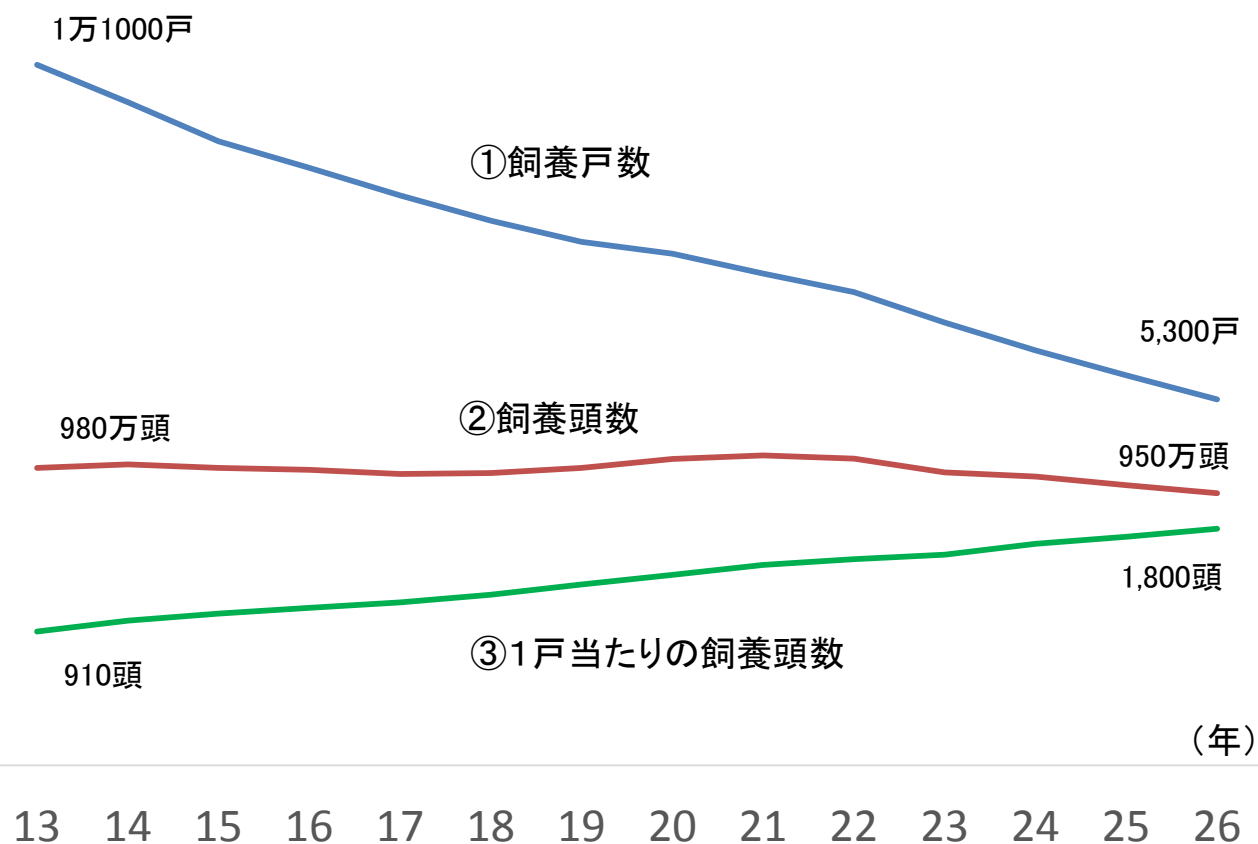
- ・ 輸入数量が一定水準を超えて急増した場合、基準輸入価格をWTO上の譲許水準(681.08円/kg)に戻す緊急措置が講じられる。
- ・ URにおいて関税化したことから、特別セーフガードの対象。

豚の飼養動向

①飼養戸数は、近年減少傾向で推移しており、13年間で約5割減少。
(13年:1万1000戸→26年:5,300戸)

②飼養頭数は、近年ほぼ横ばいで推移している。
(13年:980万頭→26年:950万頭)

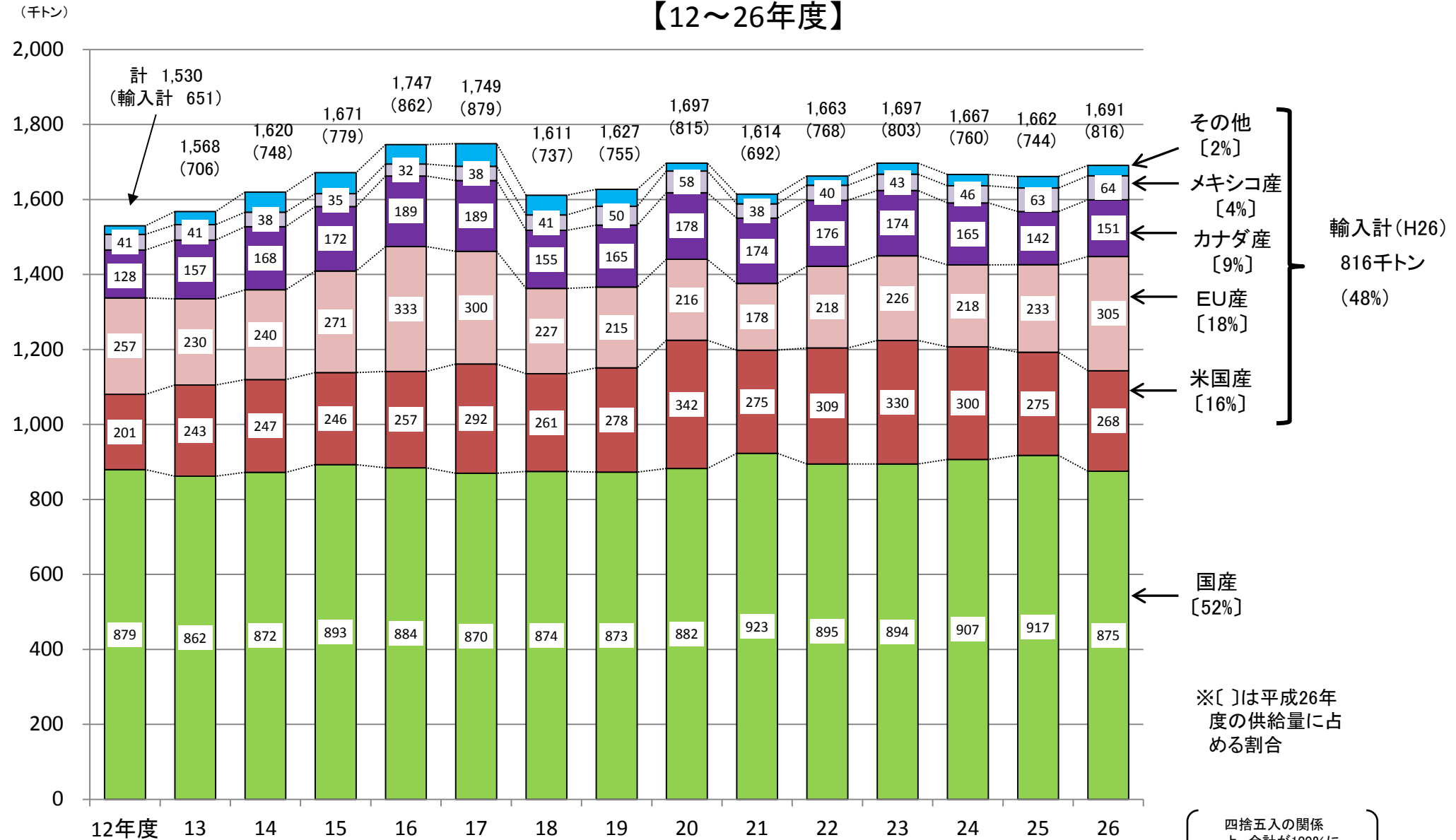
③1戸当たりの飼養頭数は着実に増加しており、13年間で約2倍の増加。
(13年:910頭→26年:1,800頭)



出典:農林水産省「食肉鶏卵をめぐる情勢」

豚肉の供給量

【12～26年度】

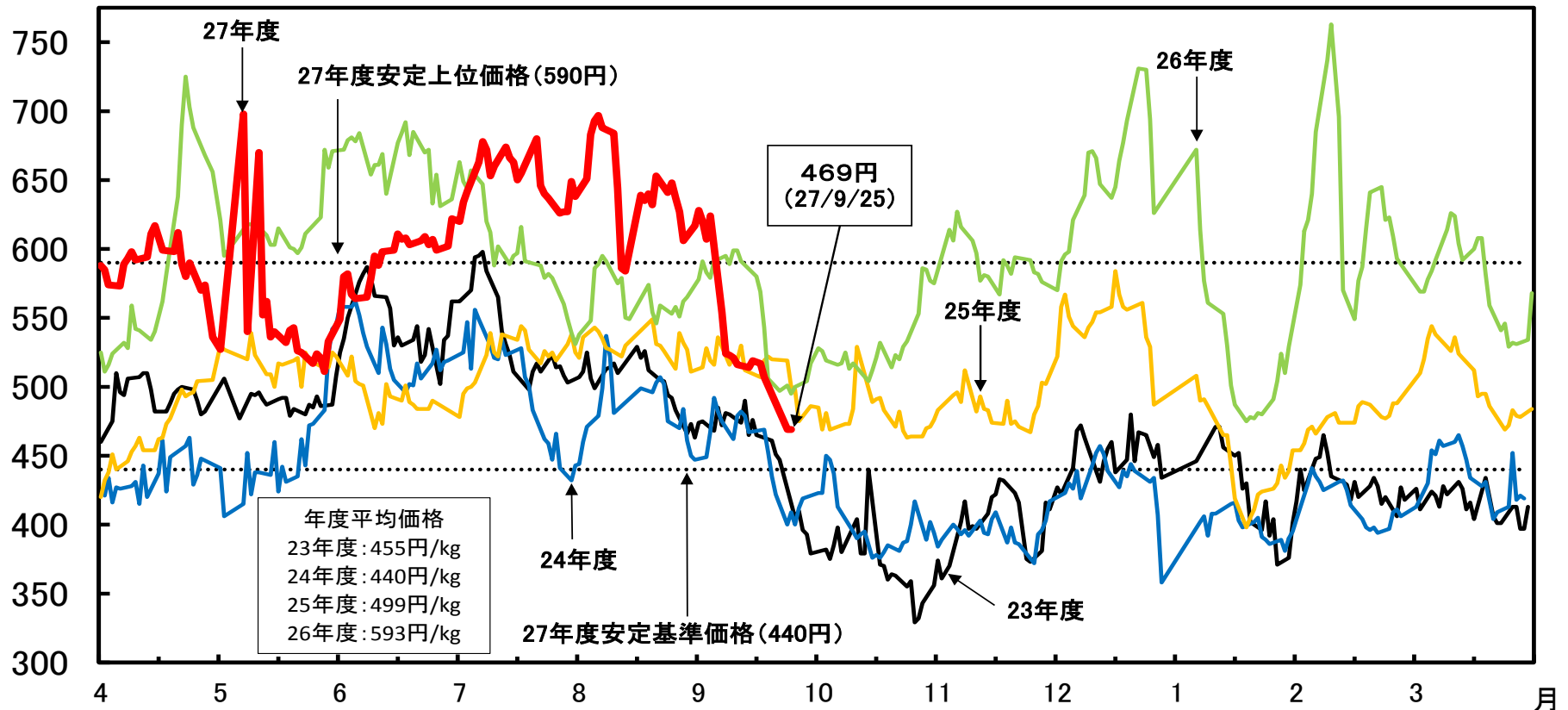


資料：農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」
 注1：数量は、部分肉ベースの値であり、輸入調製品は含まれていない。

豚肉の価格動向

- 23年度は、9月から11月にかけて出荷頭数の増加により前年度を下回って推移したが、その後、例年並みに回復。
- 24年度は、概ね例年同様に推移したが、年度平均価格は出荷頭数の増加により前年度を下回った（前年比96.7%）。
- 25年度は、5月以降は低下傾向で推移し、7月以降は例年を上回って推移した。
- 26年度は、前年度の猛暑の影響、国内PED発生の影響等によって出荷頭数が減少したことから、例年を上回って高水準で推移した。
- 27年度も、概ね例年を上回って推移。

（円／kg） ※ 省令価格：東京及び大阪の中央卸売市場における「極上・上」規格の加重平均値



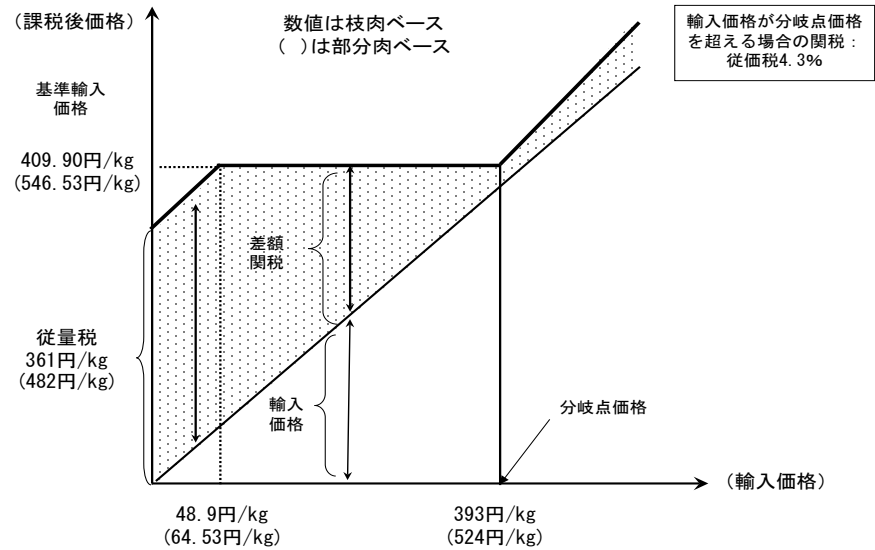
○ 豚肉に係る国境措置

- i) ウルグアイ・ラウンド農業交渉において、差額関税制度の機能を維持したが、基準輸入価格等について譲許水準からの引き下げを合意した。
- ii) 一方、その代償措置として、豚肉等について、各四半期末までの累計輸入量が発動基準数量（前3か年同期の平均輸入量の119%）を超えた場合、基準輸入価格が譲許水準に戻される緊急措置制度を導入した。

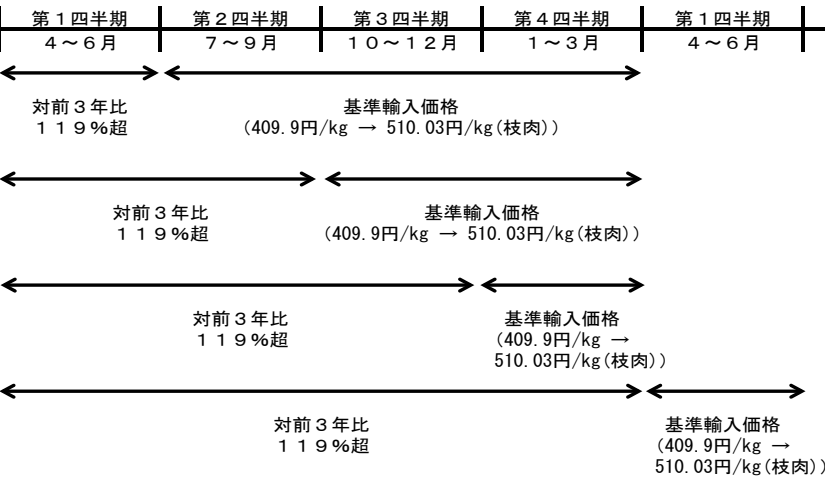
○ 豚肉の基準輸入価格及び従価税率

年 度 (西 暦)	平成6	7	8	9	10	11	12 ~ 27
	(1994)	(1995)	(1996)	(1997)	(1998)	(1999)	(2000~2015)
基準輸入価格	470.0	460.01	450.02	440.06	429.71	419.79	409.90
※数値は枝肉ベース ()は部分肉ベース	(626.67)	(613.34)	(600.03)	(586.76)	(572.95)	(559.73)	(546.53)
従価税率	5.0	4.9	4.8	4.7	4.5	4.4	4.3

○ 豚肉の関税制度



○ 緊急措置の発動例



(注) 実際の輸入と輸入統計公表までにタイムラグ（約1ヶ月）が存在するため、四半期当初からの発動とはならない場合がある。

差額関税制度の効果

豚肉の差額関税制度は、

・平均単価が分岐点価格524円/kgの豚肉が最も課税額が低くなる

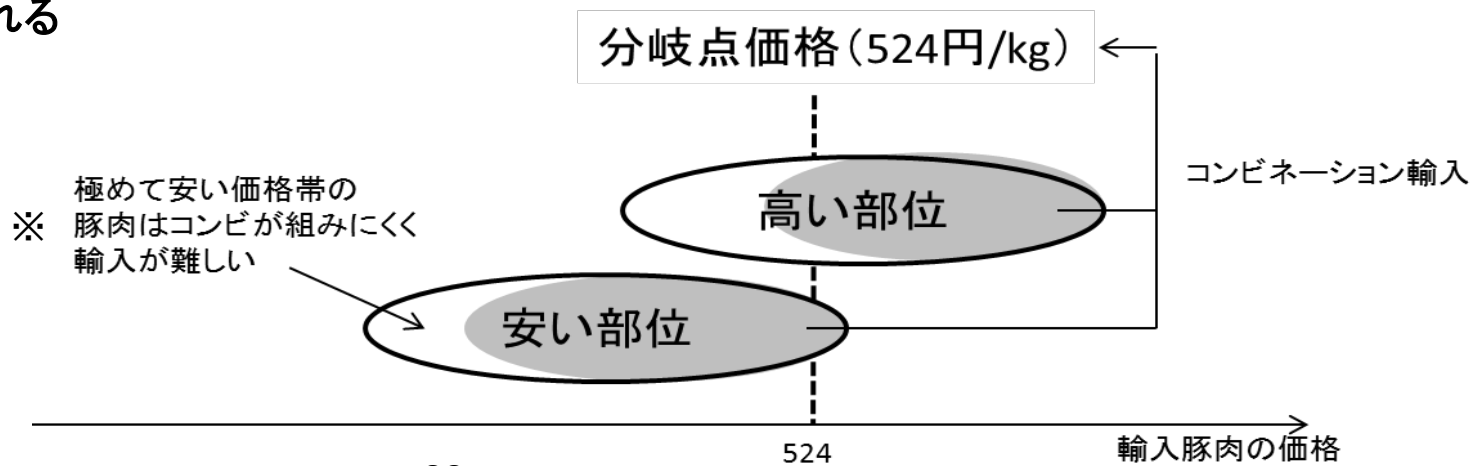
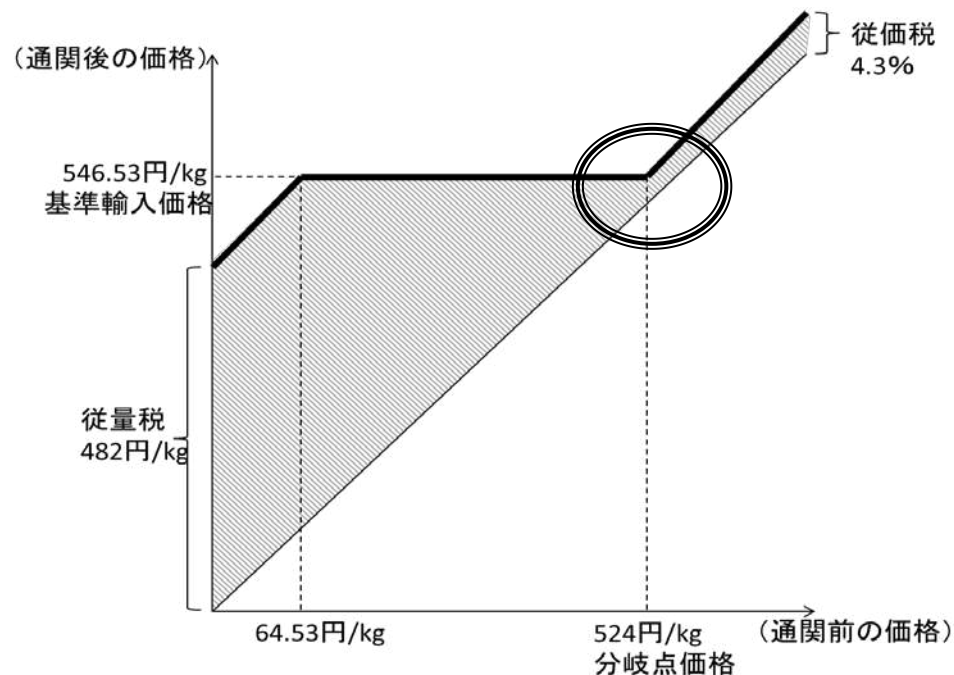
ことが特徴です。

このため、安い部位と高い部位を組み合わせるコンビネーション輸入がほとんどです。

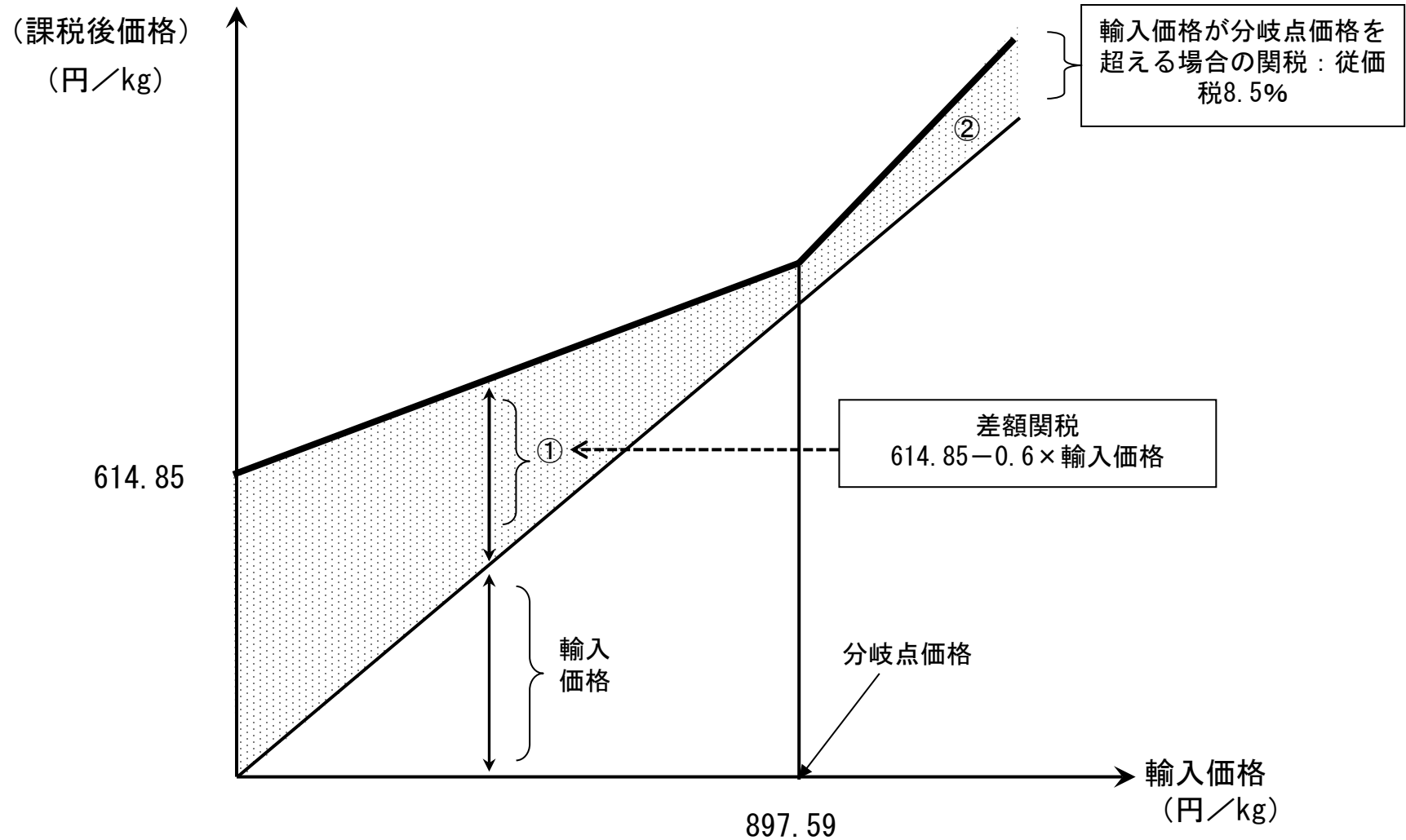
このように、差額関税制度下でも一定量の安い部位は輸入されていますが、コンビネーション輸入が行われることにより、

・安い部位の輸入量が抑制される

という効果があります。



○ 加工品の差額関税制度(数値は平成12年度以降)



アジア地域の豚肉の輸入状況について

- 2002年の豚肉輸入は、我が国が78万トン、中国が35万トン、東南アジア地域では7万トン。
- この10年間で、中国や東南アジアの豚肉輸入は2倍以上に急増しており、2012年の我が国の輸入が横ばいの78万トンであるのに対し、中国は81万トン、東南アジアは14万トンまで増加。
- このように、我が国以外の豚肉需要が急激に伸び、関係者からは、いつまでも我が国が思うままに豚肉を輸入出来る環境になく、買い負けがおきるという声。このため、国内生産をしっかりと振興することが重要。

○ 近年のアジア地域の豚肉輸入動向

(単位: 万トン)

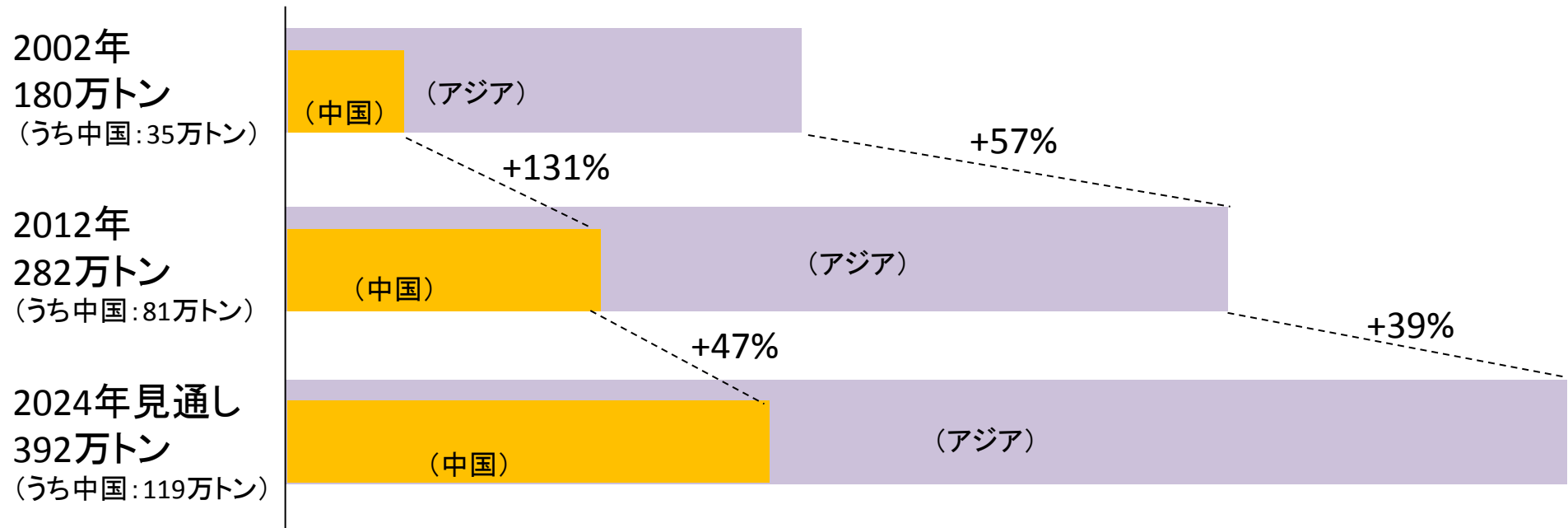
年	2002	2012	対2002比
日本	78	78	100%
中国	35	81	231%
東南アジア	7	14	205%

(出典)FAOSTAT

アジア地域の豚肉の輸入状況について

- 2002年のアジア地域の豚肉輸入は180万トン、うち中国が35万トン。
- この10年間で、アジアの豚肉輸入は約2倍の282万トンに急増しており、うち中国は81万トンを占める（この間、我が国の輸入量は80万トン前後でほぼ横ばい）。
- このように、我が国以外の豚肉需要が急激に伸び、関係者からは、いつまでも我が国が思うままに豚肉を輸入出来る環境になく、買い負けがおきるという声。このため、国内生産をしっかりと振興することが重要。
- 農林水産政策研究所では、2024年のアジアの豚肉輸入量は392万トン、うち中国が119万トンとの見通し。

（アジア地域の豚肉輸入量）

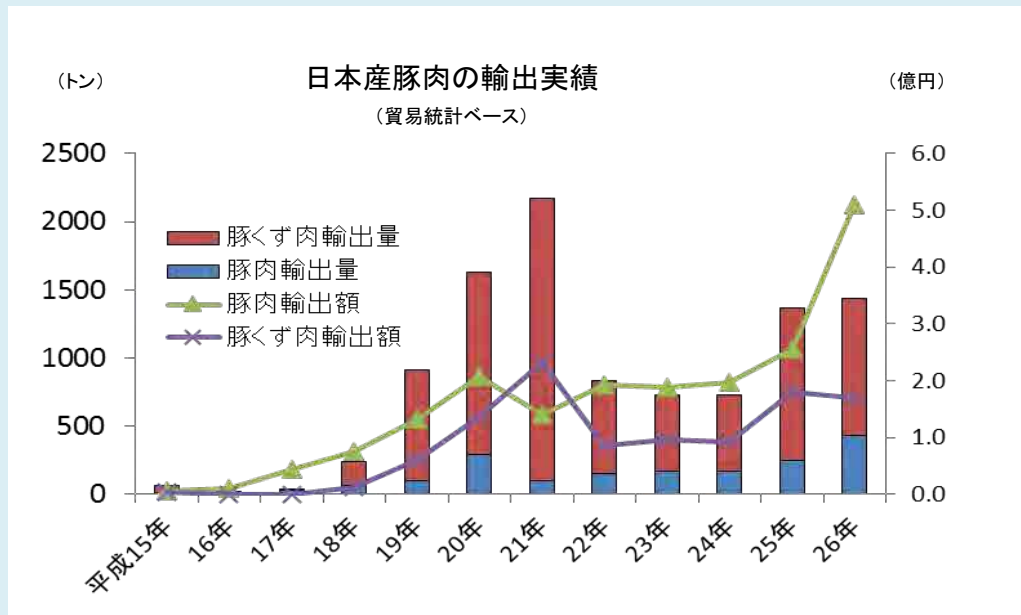


（注）2002年、2012年はFAOSTATの輸入量（製品重量ベース）

2024年見通しは、「2024年における世界の食料需給見通し（農林水産省農林水産研究所）」の純輸入量を部分肉に換算

国産豚肉の輸出について

- 豚肉の輸出については、価格競争力がある豚くず肉（豚足等）を中心に、平成17年から21年にかけて増加傾向で推移していたところ。
- しかしながら、平成22年に口蹄疫が発生し、輸出が一時停止したこと等から輸出量は大きく減少。
- その後も原発事故の影響等により横ばいで推移してきたが、平成26年には輸出量が大きく拡大し、豚肉（くず肉を除く）の輸出額は過去最高を更新。
- 現在、欧米に対しては衛生条件が整っておらず輸出できないが、香港、マカオ、台湾、シンガポール、ベトナム、カンボジア、ドバイ等に輸出が可能であり、主要な輸出先は香港、シンガポール、マカオとなっている。



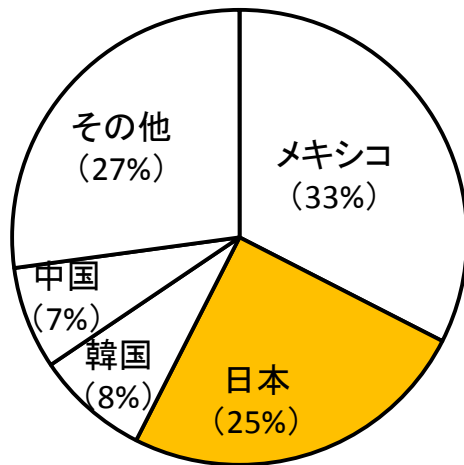
(豚肉)	衛生条件※	関税率	H26輸出量 (トン)	H26輸出額 (億円)
米国	協議中	0%	—	—
カナダ	なし	0%	—	—
メキシコ	なし	20%	—	—
チリ	なし	6%	—	—
ペルー	なし	6%	—	—
豪州	なし	0%	—	—
NZ	なし	5%	—	—
ベトナム	あり	冷蔵15% 冷凍15%	—	—
マレーシア	なし	0%	—	—
シンガポール	あり	0%	54.1	0.7
ブルネイ	なし	0%	—	—
TPP計			54.1	0.7
全世界			429.5	5.1

※平成27年7月21日現在での状況
※※日アセアンCEP適用

各国の豚肉輸出量について

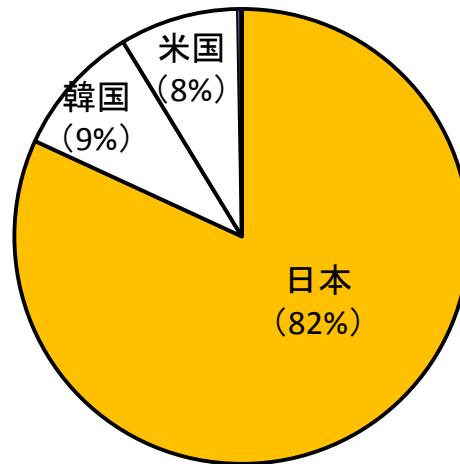
○ 我が国は、主要な豚肉輸出国の輸出先として、メキシコの第1位、米国及びカナダの第2位。(いずれも2014年)

米国



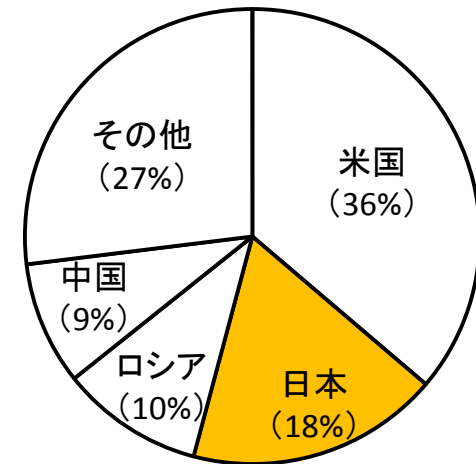
	輸出量(千トン)
対世界	1,477
メキシコ	481
日本	369
韓国	119
中国	108
その他	401

メキシコ



	輸出量(千トン)
対世界	89
日本	73
韓国	8
米国	8
カナダ	0.2
その他	0.04

カナダ



	輸出量(千トン)
対世界	880
米国	319
日本	158
ロシア	87
中国	77
その他	238

出典: Global Trade Atlas

他国のFTA等の交渉結果(豚肉)

輸出国 輸入国	米国	カナダ	豪州
韓国	冷蔵: 22.5%→10年目 撤廃 (SGあり、11年目に廃止) その他: 22.5-25%→3年目 撤廃	骨付き肉: 22.5-25%→5年目 撤廃 骨なし肉: 22.5-25%→13年目 撤廃 (SGあり、14年目に廃止)	冷蔵: 22.5%→5～15年目 撤廃 その他: 一部を除き基本税率維持
中国	—	—	20%→4年目 撤廃
日本	—	—	関税割当 従価税部分を 4.3%→2.2%

豚肉関連製品の具体例

関税率 20%

串カツ(衣付き)



シーズンドポーク
(胡椒入り細切れ肉)



(関税番号)
160241090
160242090
160249290

輸入量 17万トン
(TPP国シェア 78%)
輸入単価 419円/kg

差額関税

生ハム



ハム・ベーコン



(関税番号) 021011010 021011020 021012010
021012020 021019010 021019020 021099011
021099019 160241011 160241019 160242011
160242019 160249210 160249220

輸入量 1万トン
(TPP国シェア 20%)
輸入単価 1,359円/kg

関税率 8.5%

内臓



(関税番号)
020630091
020641090
020649091

輸入量 2.3万トン
(TPP国シェア 90%)
輸入単価 372円/kg

関税率 10%

ソーセージ

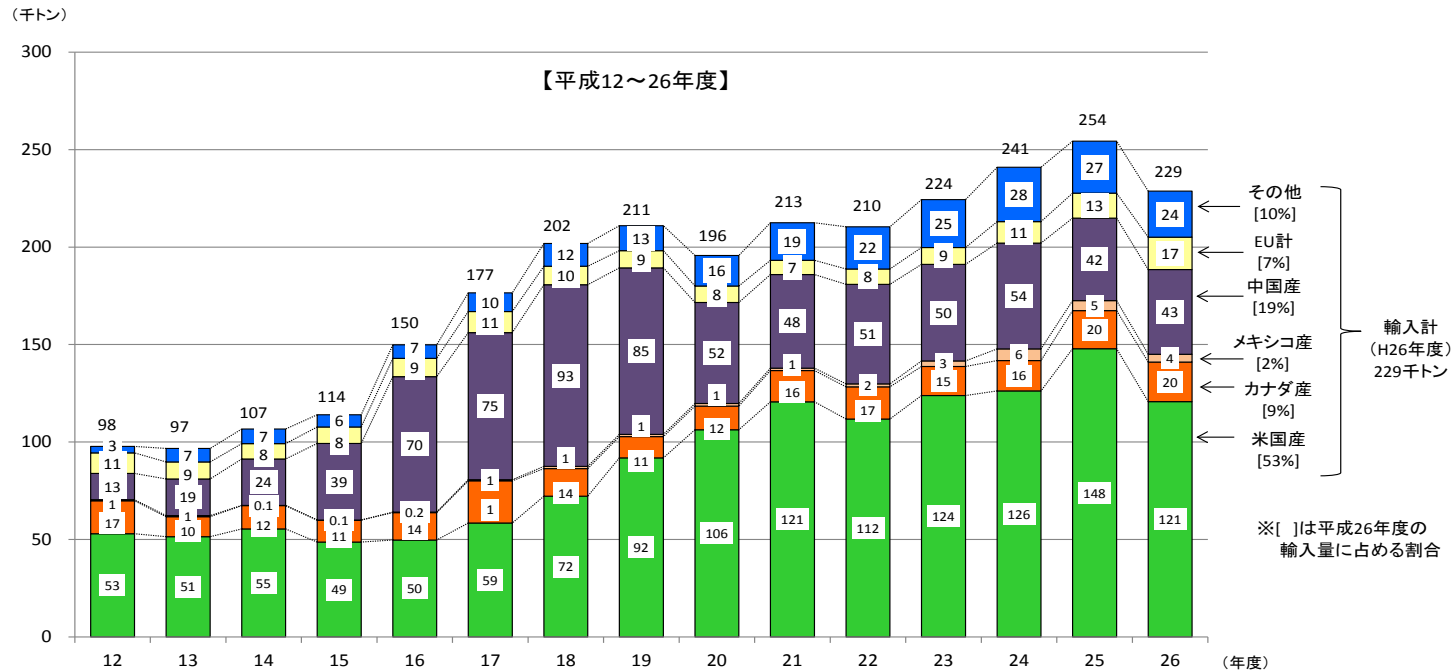


(関税番号)
160100000

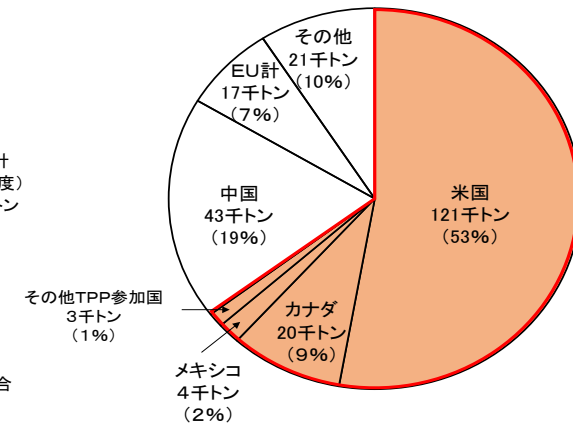
輸入量 4.5万トン
(TPP国シェア 24%)
輸入単価 563円/kg

豚肉調製品の輸入量の推移について

- 豚肉調製品の輸入量は、増加傾向で推移しており、米国からの輸入が半分以上を占めている現状。
- 平成26年度において、TPP参加国からの輸入量は全輸入量の65%



平成26年度TPP参加国計
148千トン(65%)



資料:財務省「日本貿易統計」
注:EU計は、現在の加盟国28カ国の合計値。

※豚肉調製品は、餃子の具等の調製品、ハム・ベーコン類、ソーセージ類等を含む。

※(参考:豚肉調整品の関税)

生ハム、ハム・ベーコン類:差額関税、餃子の具等の調製品:従価税20%、ソーセージ類:従価税10%

養豚経営安定対策事業の概要

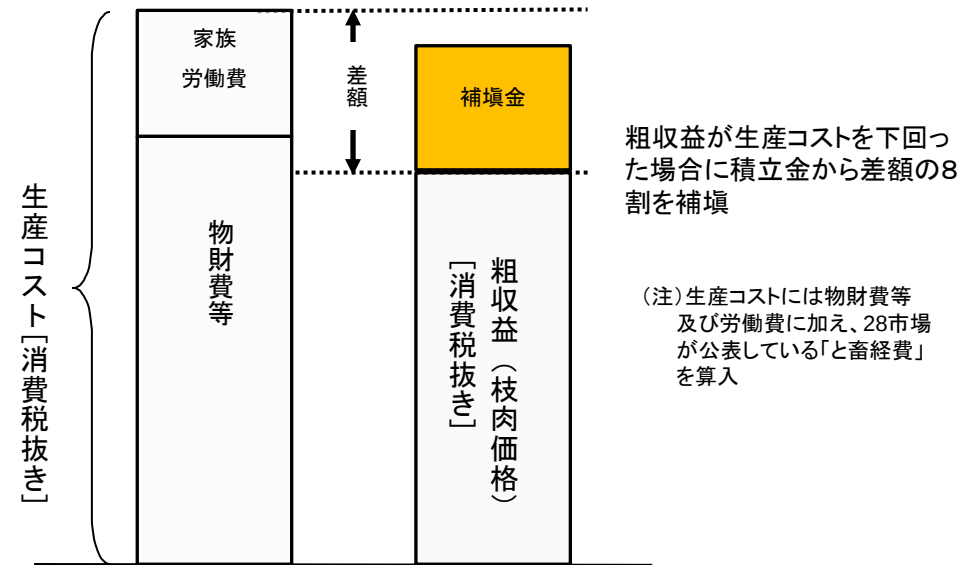
- ・ 養豚経営の安定を図るため、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填。粗収益と生産コストは四半期終了時に計算。当該四半期に発動がなかった場合は、次の四半期に通算して計算。
（平成22～24年度は、四半期ごとに枝肉価格と保証基準価格の差額の8割を補填。）
- ・ 平成25年度より、一部推計値を用いて概算払を実施。

《事業の内容》

- ① 積立割合 生産者：国＝1：1
- ② 補填割合 粗収益と生産コストとの差額分の8割
- ③ 対象者 養豚経営者（耕畜連携、エコフィードの活用等の取組に努めようとする者（大企業は除く））

《1頭当たり積立金》 《うち生産者負担金》
27年度 1,400円／頭 （ 700円／頭 ）

《27年度所要額》 100億円



平成23～27年度補填金単価（単位：円／頭）

	平成23年度		平成24年度				平成25年度	平成26年度	平成27年度
	第1～3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1～4四半期	第1～4四半期	第1四半期
補填金単価	610	3,810	1,230	120	4,310	4,250	発動なし	発動なし	発動なし

牛乳・乳製品

- 従来、輸入数量制限を適用していたバター、脱脂粉乳等の主要乳製品については、ウルグアイ・ラウンド合意を受けて、平成7年(1995年)度から全て関税化。
- ① 関税化した乳製品については、基準期間の輸入実績等を基に、現行アクセス数量として、国家貿易枠及び民間貿易の関税割当枠を設定。枠内税率は低水準の関税(一次税率)を適用。
- ② 枠外輸入については、高水準の関税(二次税率)を適用。
- ウルグアイ・ラウンド前から自由化されていたチーズ等は、20～40%程度の関税水準。

【生産量】

国内生乳生産量		主な生産地(2013年度)		
7,447千トン (生産量シェア)		北海道 (52%)	関東 (16%)	九州 (9%)
飲用牛乳等向け	3,802千トン	北海道 (20%)	関東 (26%)	九州 (14%)
脱脂粉乳・バター等向け	1,605千トン	北海道 (82%)	関東 (7%)	九州 (5%)
生クリーム等向け	1,302千トン	北海道 (92%)	九州 (3%)	関東 (2%)
チーズ向け	478千トン	北海道 (99%)	東北 (0.7%)	東海 (0.4%)

(注) 国内生産量の内訳は、指定団体への販売実績等であり、生産量合計とは合致しない
出典：牛乳乳製品統計等

【輸入量】

輸入量 ※1		主な輸入先(2013年度)		
4,058千トン (輸入量シェア)		豪州 (31%)	NZ (24%)	EU (16%)
脱脂粉乳	61千トン	NZ (71%)	豪州 (15%)	米国 (6%)
バター	55千トン	NZ (68%)	EU (18%)	豪州 (9%)
ホエイ ※2	114千トン	EU (45%)	豪州 (24%)	米国 (18%)
チーズ	2,895千トン	豪州 (39%)	NZ (27%)	米国 (15%)

(注) ※1 数量は、生乳換算ベース

※2 ホエイとはチーズの副産物。(生乳からカード(チーズ)を取り除いて残った液を乾燥させたもの)

出典：貿易統計

【価格】

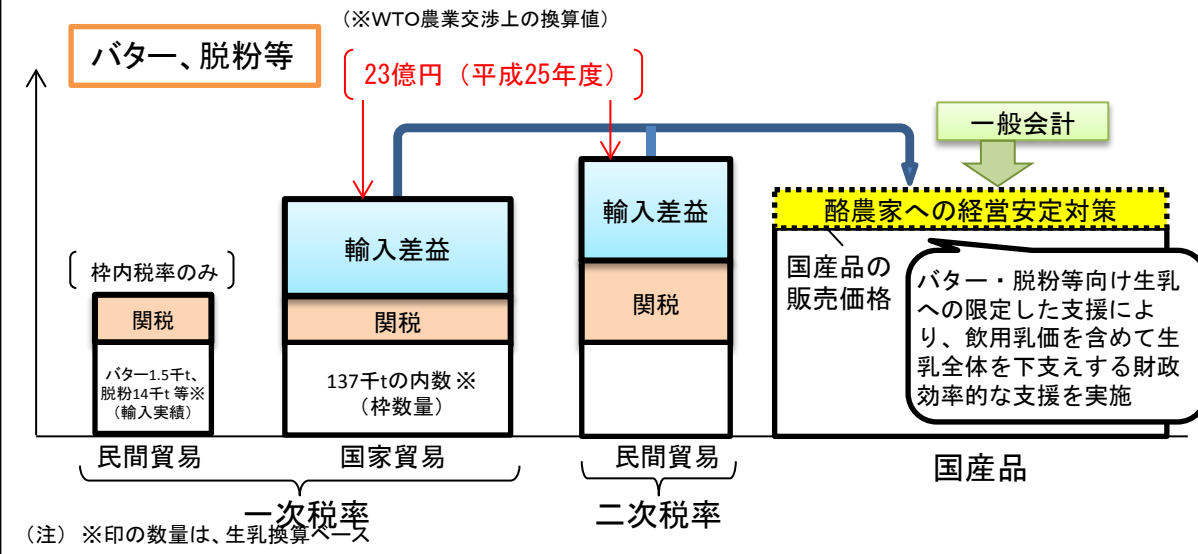
価格の推移(円/kg)						
		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
国内 価格	脱脂粉乳	558	570	591	600	619
	バター	1,004	1,063	1,150	1,178	1,208
国際 価格	脱脂粉乳	288	326	314	421	426
	バター	423	441	280	470	464

国内価格：牛乳乳製品課調べ

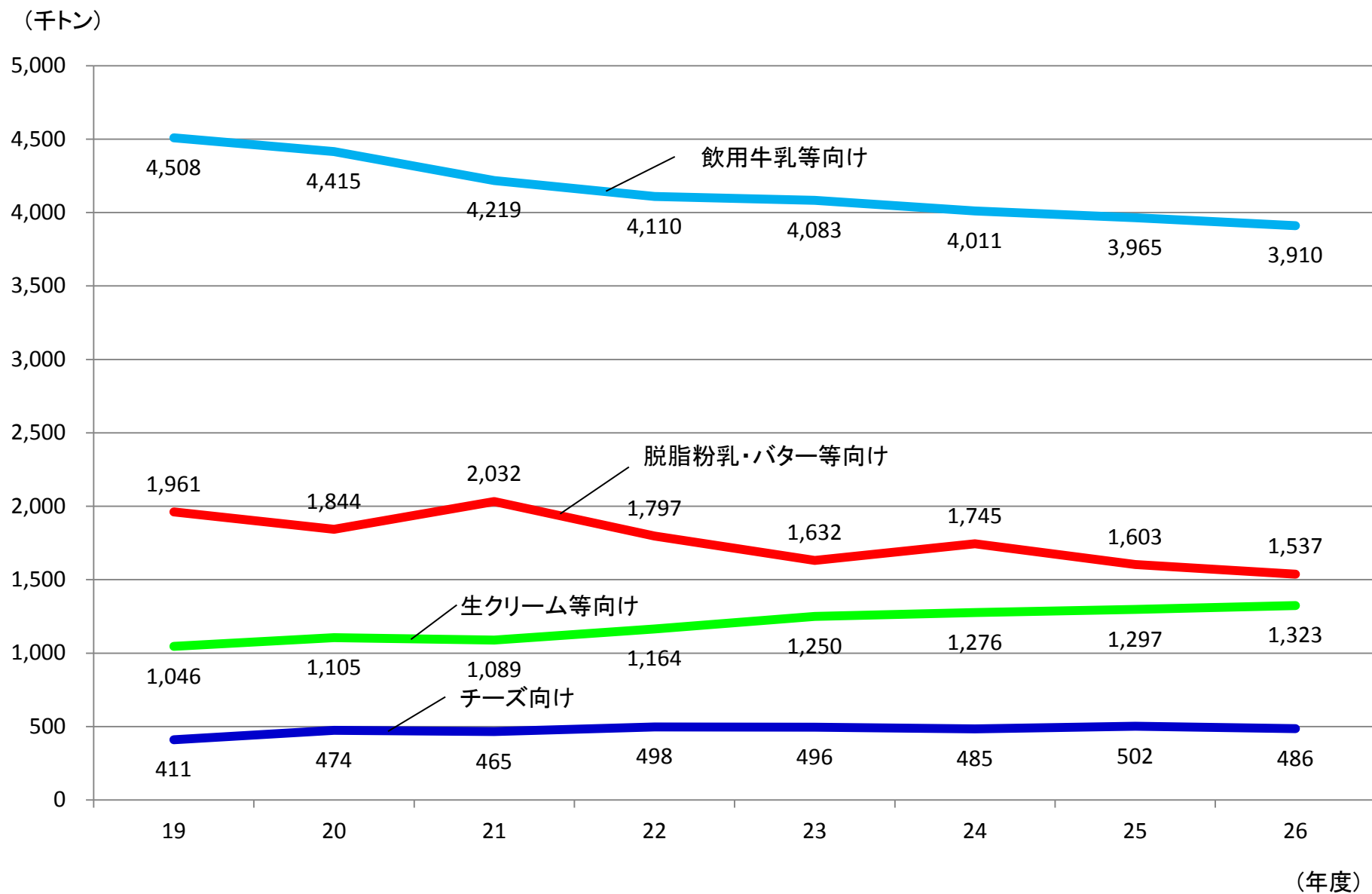
国際価格：CIF価格(貿易統計における平均単価)

【国境措置】

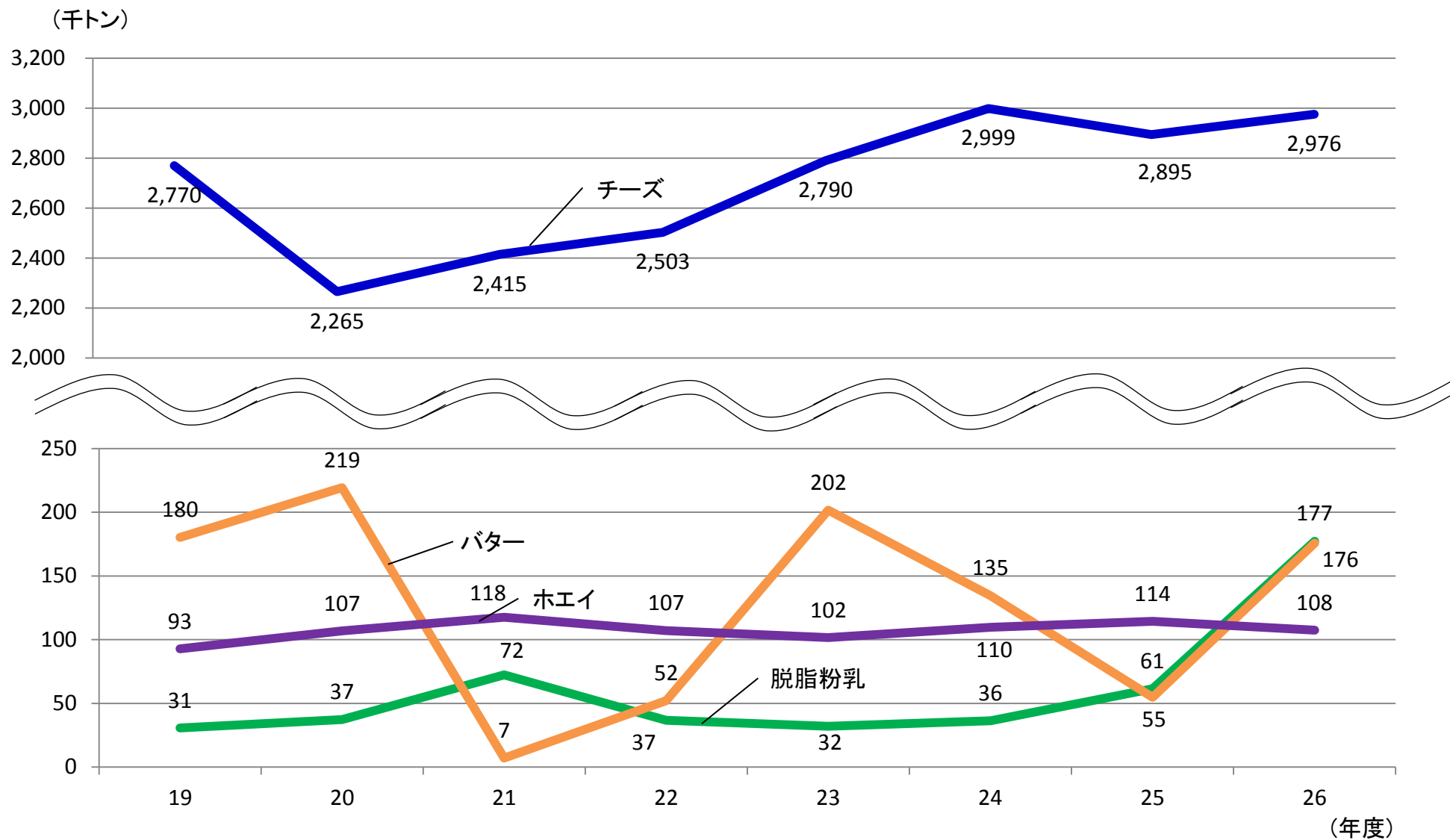
品目	関税率 (〔 〕は従量税換算値)		輸入差益	国境措置の概要
	一次税率	二次税率		
バター	国貨：35% 民貨：35%	29.8%+985円/kg 〔360%〕* 29.8%+1,159円/kg	上限806円/kg 上限949円/kg	主要乳製品について、関税割当制度及び国家貿易制度により国内需要への影響を緩和
脱脂粉乳	国貨：25%、35% 民貨：無税、25%、35%、	396円/kg(学校給食用等) 425円/kg(学校給食用等) 21.3%+396円/kg 〔218%〕* 29.8%+425円/kg 等	上限304円/kg 上限326円/kg	
ホエイ	国貨：25%、35% 民貨：無税、10%、25%、35%	29.8%+425円/kg 29.8%+687円/kg	上限326円/kg 上限552円/kg	
乳製品 調製品	民貨：12～35%	29.8%+400円/kg 29.8%+679円/kg 29.8%+1,156円/kg 等	—	
チーズ	国産との抱合せを条件に無税	29.8%	—	プロセスチーズ原料用として、国産チーズ1に対し2.5の割合での輸入を条件とすることで、国内需要への影響を緩和



生乳生産量の推移

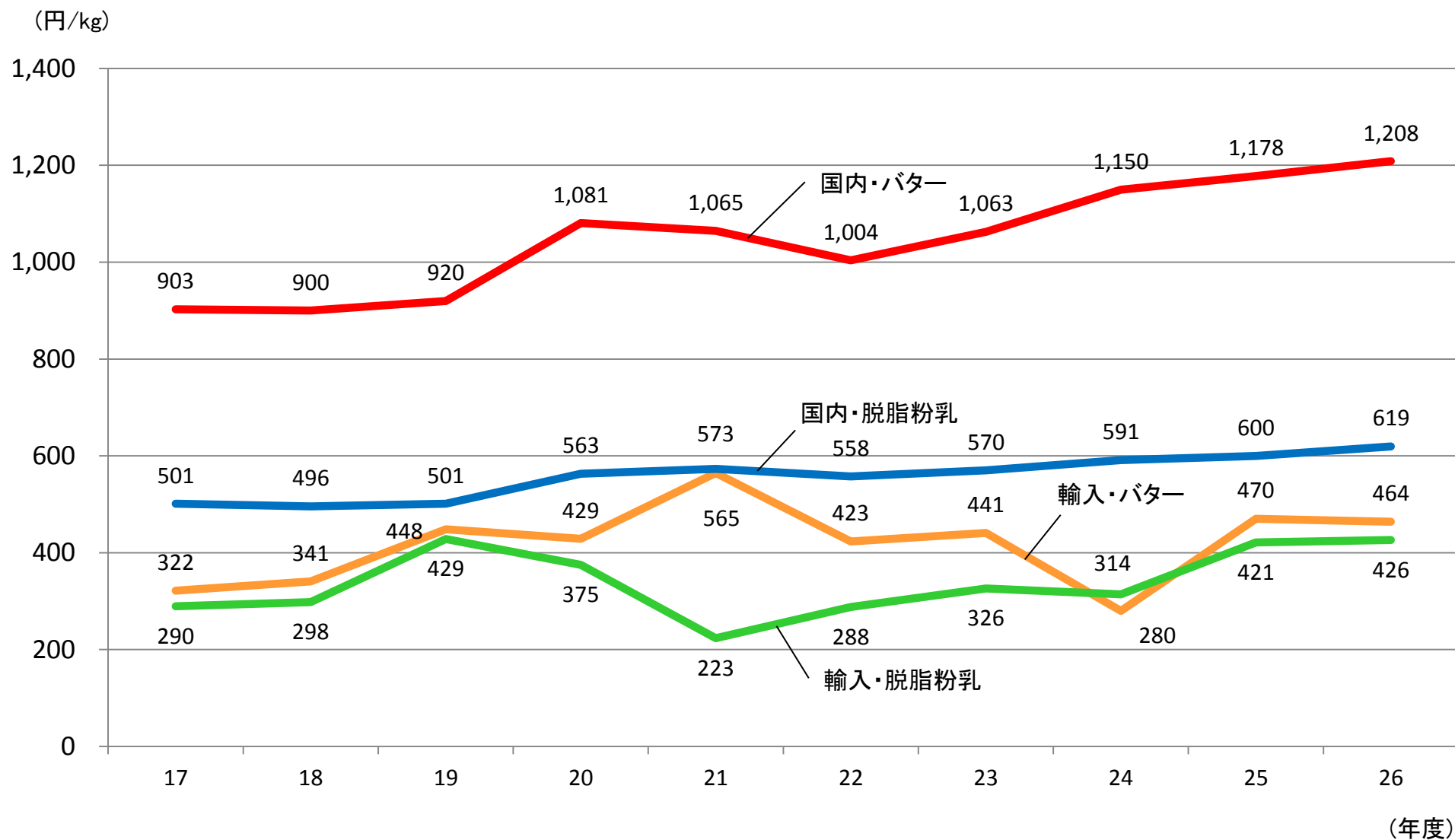


乳製品の輸入量の推移



(※数量は、生乳換算ベース)

乳製品の価格の推移



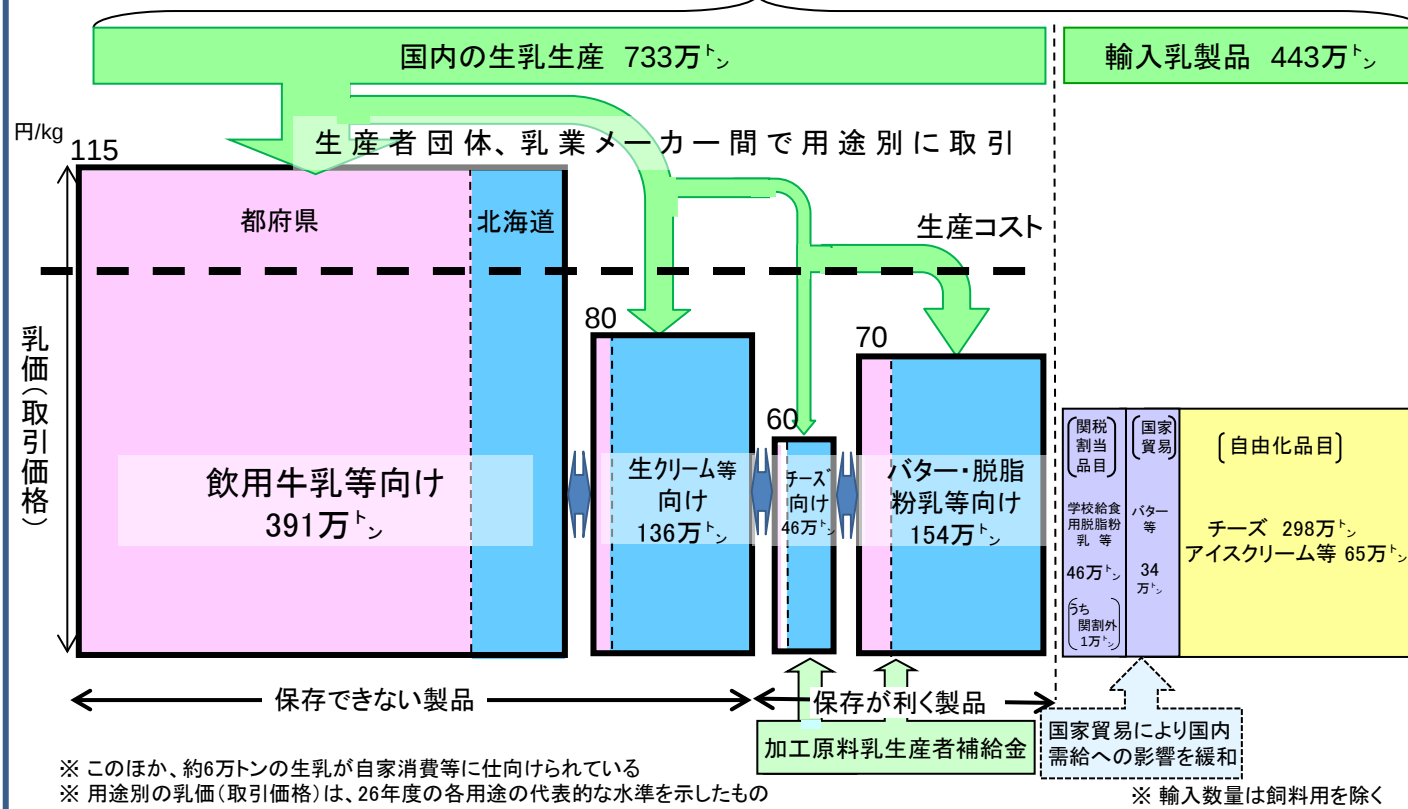
(※輸入価格は、CIF価格(貿易統計における平均単価))

生乳需給の構造

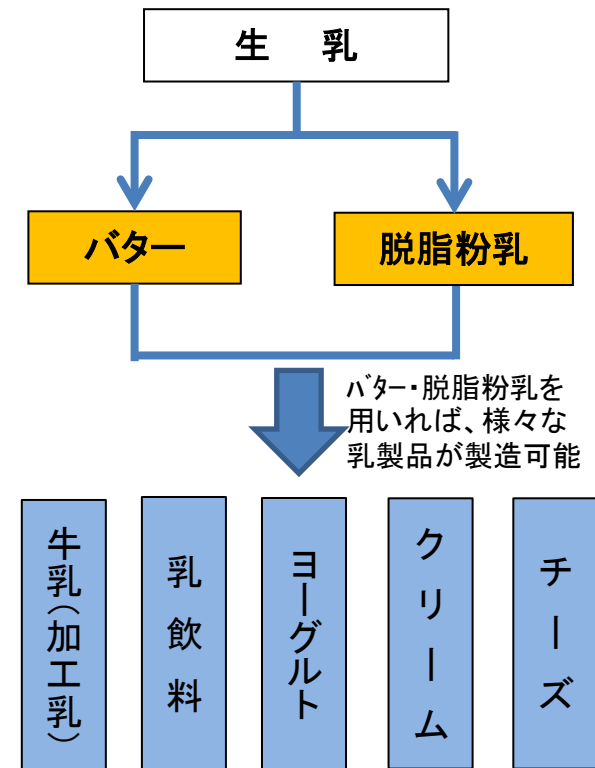
- 生乳の生産・需要は、天候の変動(冷夏や猛暑)等の影響により不安定になりやすいため、保全性の高いバターや脱脂粉乳を用いて需給調整を行っている。
- バター・脱脂粉乳は可逆性が非常に高く、この2つの乳製品でほぼ全ての牛乳・乳製品の生産が可能であるため、バター・脱脂粉乳の無秩序な輸入は、飲用牛乳を含む乳製品全体に悪影響を及ぼすことから、これらの輸入は国家貿易できめ細かく管理。
- 輸入品と競合しない飲用牛乳向け生乳(都府県中心)は、価格が生産コストを上回っており、需要に応じた生産による需給安定が課題。
- 乳製品(バター・脱脂粉乳・チーズなど)向け生乳(北海道中心)は、輸入品との競合に晒されるため支援が必要。
- このため、現行の制度は、乳製品向け生乳を対象を絞り、交付対象数量を設けて補給金等を交付することにより、生乳需給全体の安定を図り、全国の酪農家の経営安定を図っているところ。

生乳需給の構造

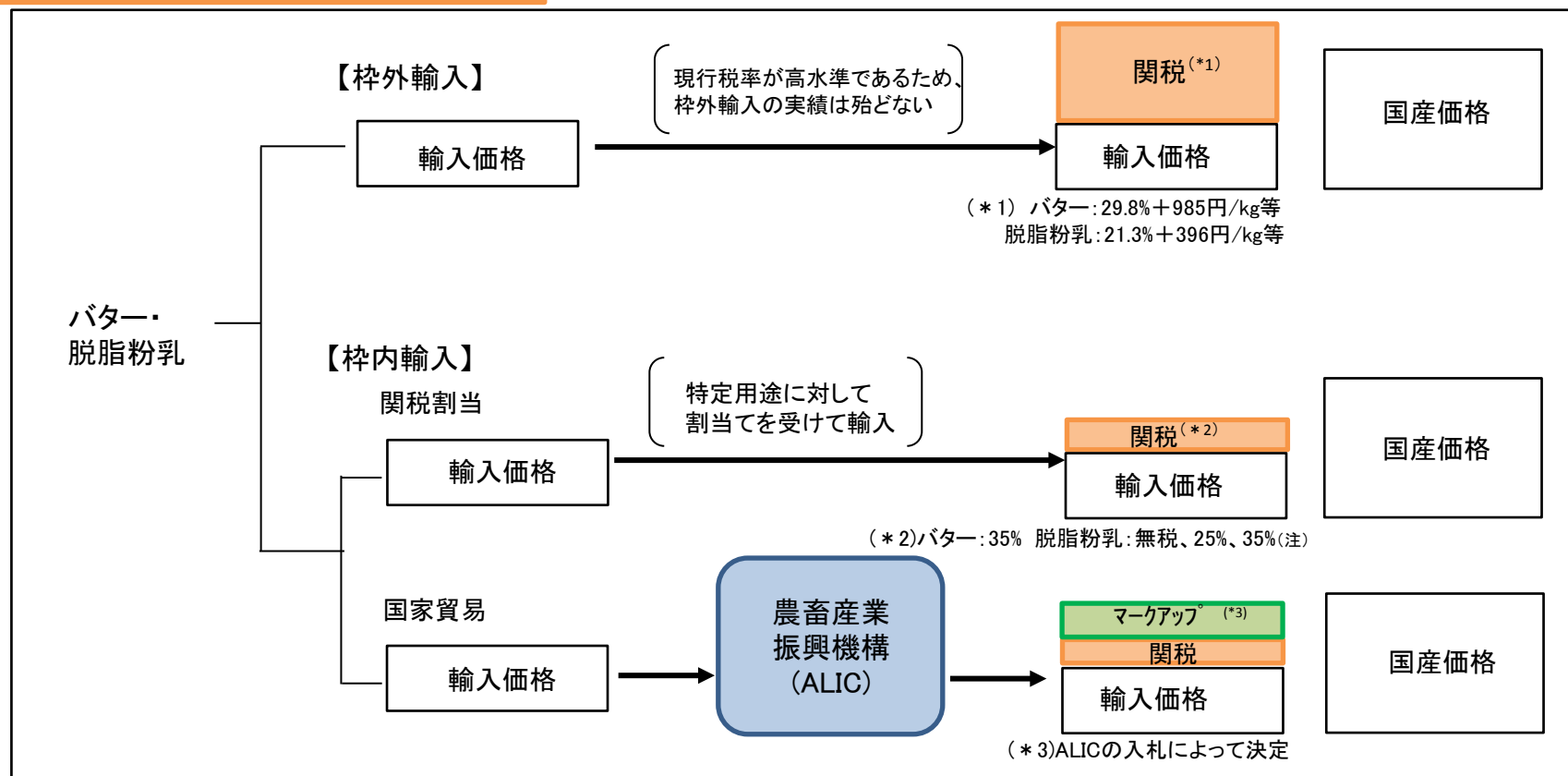
26年度総供給量1,172万トン(速報値)(生乳換算)



バター・脱脂粉乳の可逆性



バター・脱脂粉乳の輸入制度



バター・脱脂粉乳の国内生産量・輸入量(生乳換算)

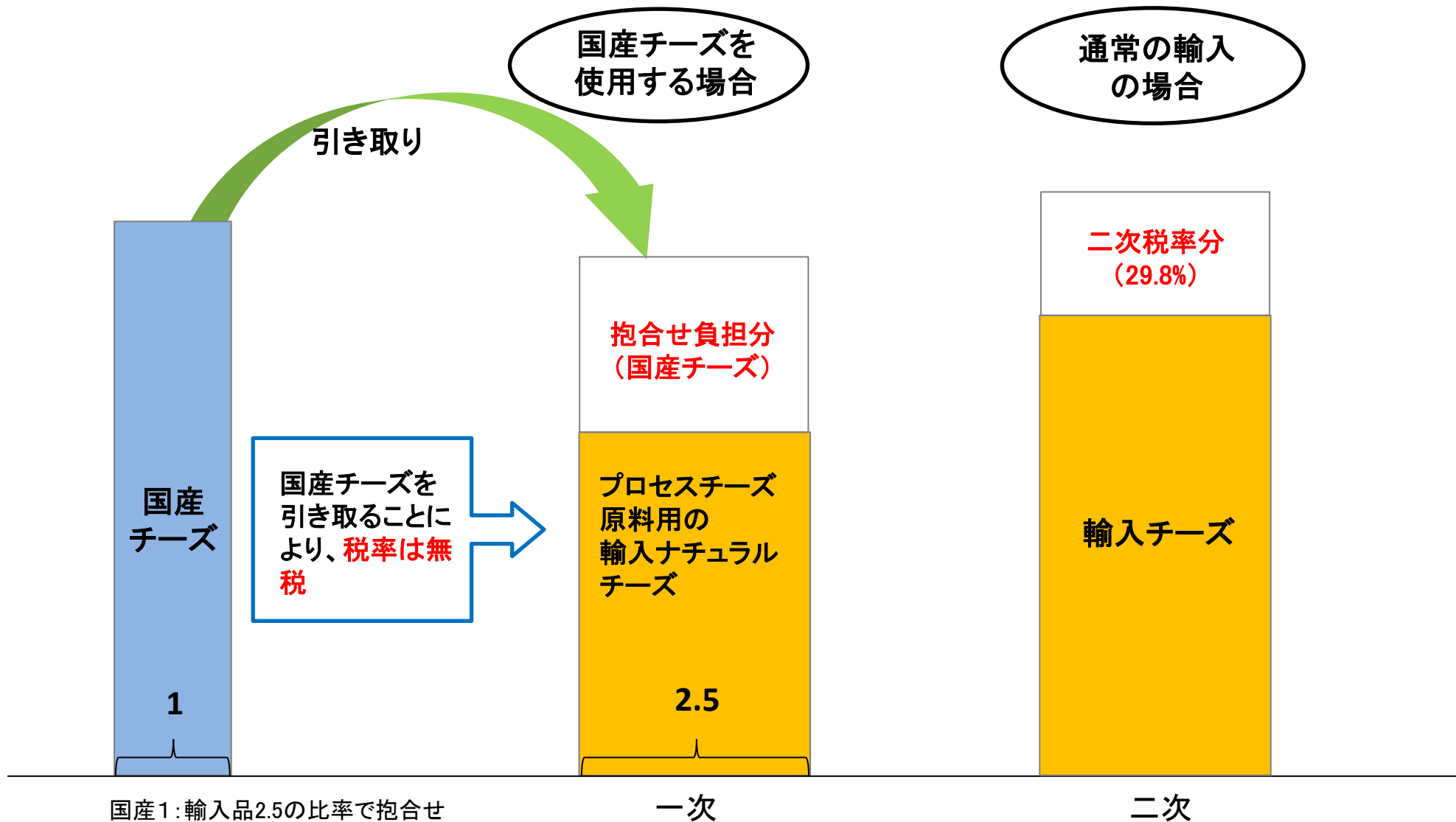
国内生産量(*1) (平成26年度)	輸入量(国家貿易)		カレントアクセス(*2)		追加輸入(*3) (平成26年度)		追加輸入(*3) (平成27年度)	
			総計		総計		総計	
153.7万吨	29.5万吨	TPP参加国	総計	7.9万吨	総計	15.2万吨	総計	11.5万吨
			〔NZ	3.7万吨	〔NZ	13.2万吨	〔NZ	10.4万吨
			〔豪州	1.7万吨	〔豪州	1.8万吨	〔豪州	0.5万吨
			〔米国	2.5万吨	〔米国	0.2万吨	〔米国	0.6万吨
		EUその他		2.8万吨		3.6万吨		4.1万吨
		小計		10.6万吨		18.8万吨		15.6万吨

注: 輸入量はALICの契約ベース

*1: バター・脱脂粉乳のほか、全粉乳、れん乳等向けを含む *2: WTO約束数量

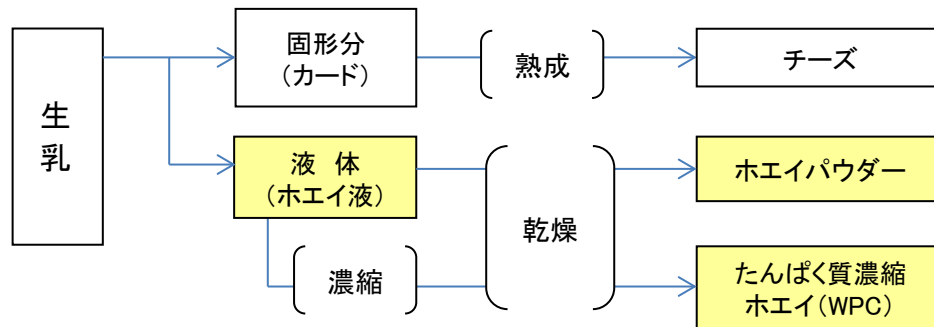
*3: バター・脱脂粉乳の不足時に行われる追加的な輸入

プロセスチーズ原料用
チーズの関税割当(抱合せ)制度



- ホエイは、チーズ製造の際に発生する副産物。原材料として食品に活用。
- また、ホエイの中には、乳たんぱく質を濃縮させた、たんぱく質濃縮ホエイ(WPC)という製品も存在。

【ホエイの生成過程】



ホエイパウダー



【ホエイと脱脂粉乳の成分比較】

	脱脂粉乳	ホエイ	
		ホエイパウダー	WPC34
たんぱく質含有量	たんぱく質含有量 34% (カゼインたんぱく質(80%) ホエイたんぱく質(20%))	たんぱく質含有量 11-15% (ホエイたんぱく質)	たんぱく質含有量 34-36% (ホエイたんぱく質)
色	白色、溶かしても白色	白色、溶かしたら透明	
風味	乳風味	乳風味だが、脱脂粉乳とは異なる	

【ホエイの国内生産量】

2万2千トン

データ: ALIC調査、25年度

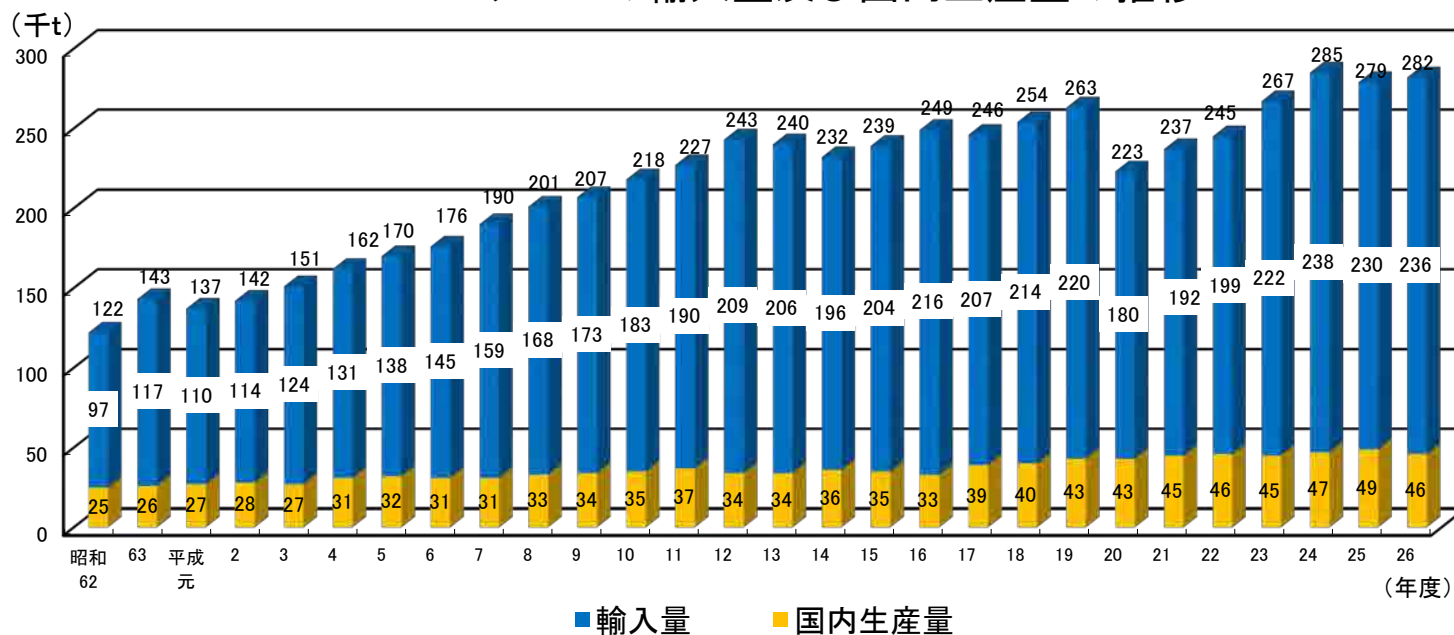
【主な用途】

乳飲料、パン、菓子、デザート等、育児用調製粉乳、
プロテイン等栄養食品 等

我が国のチーズの消費量

- チーズの輸入量は、景気の落ち込み等により減少した年もあるものの、総じて、右肩上がりで伸びてきており、平成24年度に過去最高の23万8千トンとなり、その後もほぼ横ばいで推移。
- チーズの国内生産量も、おおむね増加傾向で推移。平成25年度に過去最高の4万9千トンとなったものの、生乳生産の減少等に伴い、平成26年度はやや減少。
- 我が国のチーズ消費量は、他国の水準と比べれば依然として低い水準にあることから、今後も堅調な伸びが見込まれる。

チーズの輸入量及び国内生産量の推移



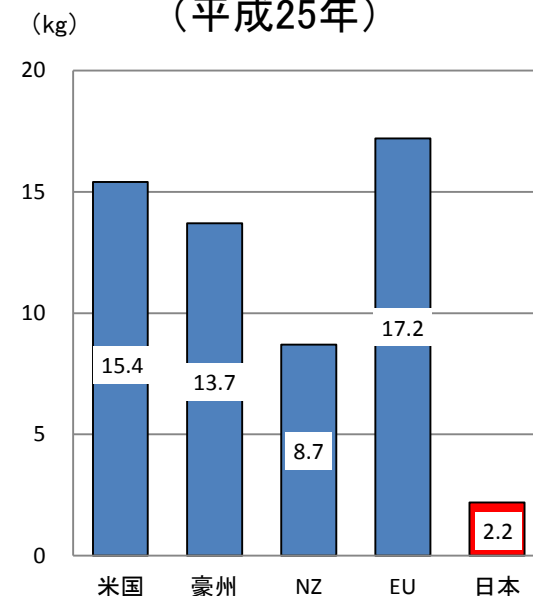
※国内生産量はナチュラルチーズベース

ナチュラルチーズ：昭和26年から輸入自由化

プロセスチーズ：昭和63年の日米合意を受けて平成元年から自由化

資料：農林水産省「食料需給表」、「チーズの需給表」、IDF「世界の酪農状況」

1人当たりチーズ消費量 (平成25年)



チーズの種類

フレッシュチーズ

【概要】

ナチュラルチーズのうち、製造後すぐに消費可能な熟成していないチーズであり、以下のものを含む。

- ・モッツアレラ、クリームチーズ、
カッテージ、マスカルポーネ 等

【主な用途】

直接消費用
シュレッドチーズ用(モッツアレラ)



モッツアレラ



クリーム
チーズ

シュレッドチーズ

【概要】

チーズを短冊状又は繊維状に裁断したもの。



【主な用途】

ピザをはじめとする様々な料理に使用

ブルーチーズ

【概要】

青カビによって熟成させたナチュラルチーズ。我が国で流通しているブルーチーズの殆どはEU産。

- ・ロックフォール、ゴルゴンゾーラ、
スティルトン 等



ゴルゴンゾーラ

【主な用途】

直接消費用

おろし及び粉チーズ

【概要】

チーズを粉砕又はおろしたもの。



【主な用途】

パスタ、グラタン等への風味付け

その他チーズ(熟成チーズ)

【概要】

ナチュラルチーズのうち、ブルーチーズ以外の熟成させたチーズであり、以下のものを含む。

(ハード)

(ソフト)

- ・チェダー、ゴーダ、カマンベール、
パルミジャーノ・レジャーノ 等



ゴーダ



カマンベール

【主な用途】

直接消費用
プロセスチーズ、シュレッドチーズ原料用

プロセスチーズ

【概要】

ナチュラルチーズを粉砕、溶解及び乳化させたもの。

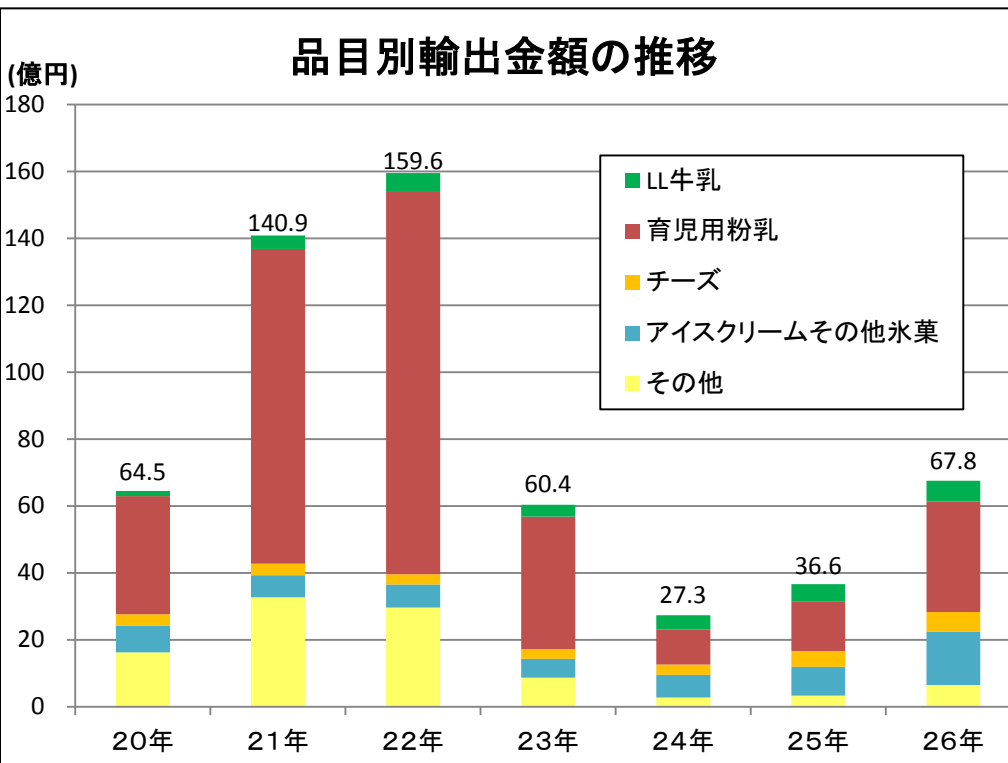


【主な用途】

直接消費用

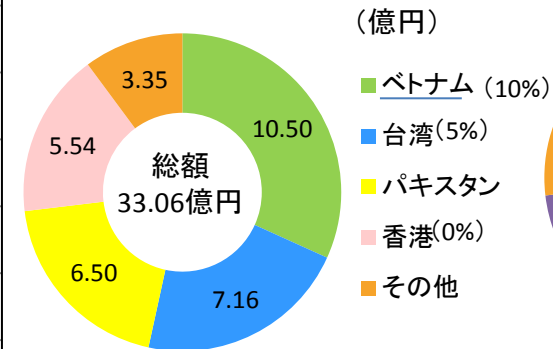
牛乳乳製品の輸出

- 牛乳乳製品の中で、最も輸出金額の大きい品目は育児用粉乳。主な輸出先は、ベトナム、台湾、パキスタン、香港等。
- 平成23年の原発事故の発生に伴い、輸出は大きく減少したが、最近は回復傾向で推移。

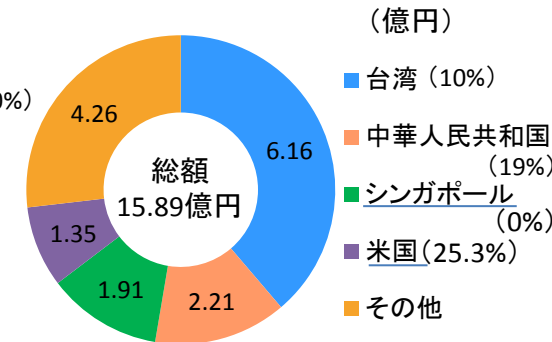


主要品目の国別輸出額(平成26年(2014年))

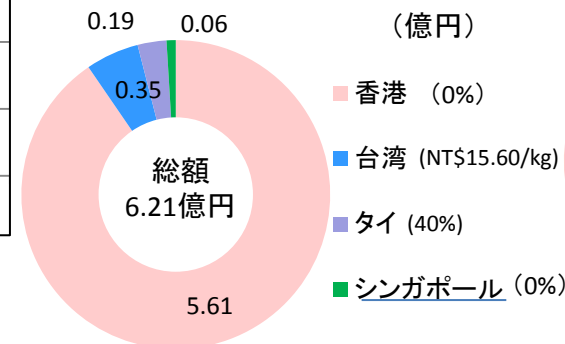
育児用粉乳



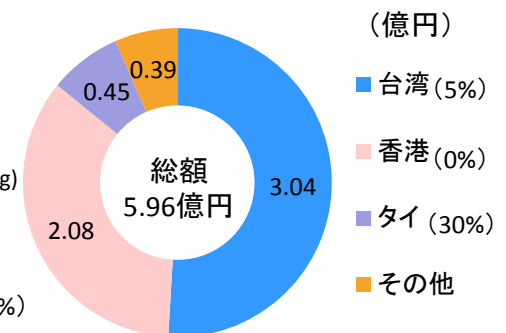
アイスクリームその他氷菓



LL牛乳



チーズ



注: 下線はTPP参加国。()内はMFN関税率(EPAの実行関税率ではない)。

乳製品のFTA(現状)

	米国とのFTA	NZとのFTA	豪州とのFTA	備考
韓 国 の 譲 許	バター: 関税の10年撤廃 + 無税枠の設定 (1年目: 200トン→9年目: 253トン) ホエイ: 関税の10年撤廃 + 無税枠の設定 (1年目: 3,000トン→9年目: 3,800トン) チーズ: 関税の15年撤廃 + 無税枠の設定 (1年目: 7,000トン→14年目: 10,280トン)	バター: 関税の10年撤廃 + 無税枠の設定 (1年目: 800トン→9年目: 1,013トン) ホエイ: 関税の10年、15年撤廃 チーズ: 関税の7～15年撤廃 + 無税枠の設定 (1年目: 7,000トン→14年目: 2,241トン)	バター: 関税の15年撤廃 + 無税枠の設定 (1年目: 113トン→14年目: 146トン) ホエイ: 関税の15年撤廃 チーズ: 関税の13～20年撤廃 + 無税枠の設定 (1年目: 4,630トン→19年目: 394トン)	粉乳は、関税撤廃の例外(枠外税率の維持及び無税枠の設定)。 ただし、米国に対しては、枠数量は無期限増加。
中 国 の 譲 許	—	バター: 関税の10年撤廃 + 数量セーフガードの設定(14年目まで) (発動数量9,400トン→17,700トン) 粉乳: 関税の12年撤廃 + 数量セーフガードの設定(16年目まで) (発動数量9,500トン→197,000トン) ホエイ: 関税の5年撤廃 チーズ: 関税の5年、10年撤廃 + 数量セーフガードの設定(14年目まで) (発動数量3,600トン→6,800トン)	バター: 関税の10年撤廃 粉乳: 関税の12年撤廃 + 数量セーフガードの設定 (15年目まで) (発動数量17,500t→34,650トン) ホエイ: 関税の5年撤廃 チーズ: 関税の5年、10年撤廃	乳製品について、関税撤廃の例外はない。
日 本 の 譲 許	—	—	プロセス及びシュレッドチーズ原料用 ナチュラルチーズ: 国産品との抱合せ無税関税割当 プロセスチーズ用: 4,000トン→20,000トン (20年間) シュレッドチーズ用: 1,000トン→5,000トン (10年間) 枠内無税、国産: 輸入=1:3.5	日豪のFTA交渉において、バター・脱脂粉乳は将来の見直し、ホエイは除外。

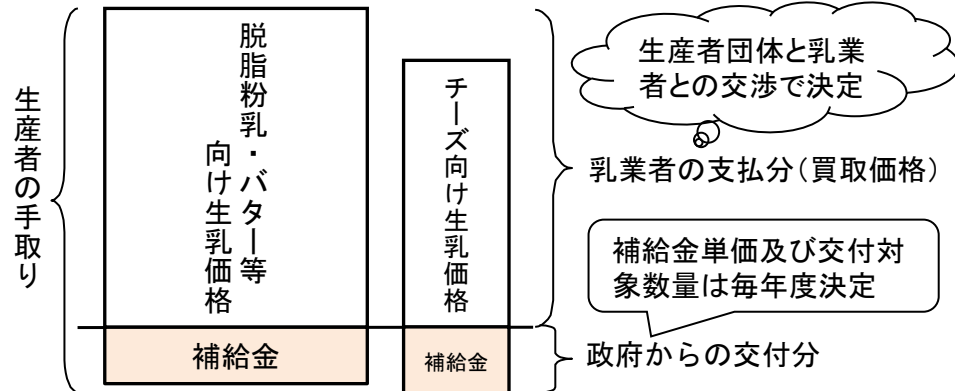
注:「〇年撤廃」は「〇年目に関税撤廃」することを表す。

27年度の酪農関係経営安定策等

加工原料乳生産者補給金制度(311億円)

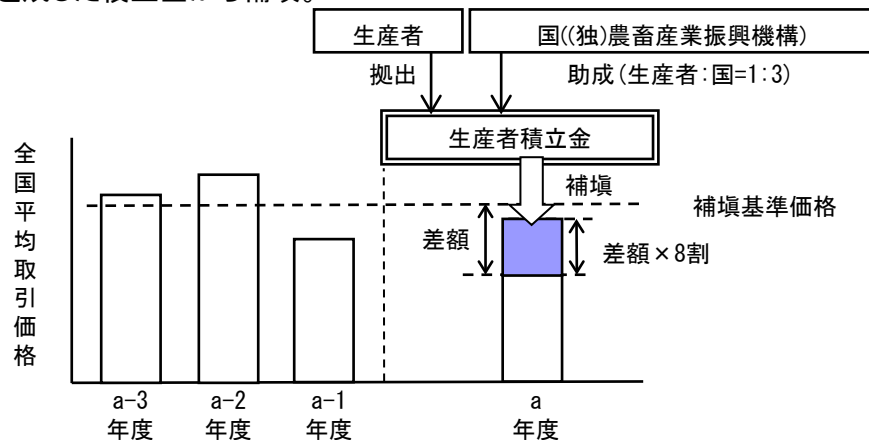
加工原料乳地域の生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳について生産者補給金を交付。

27年度：脱脂粉乳・バター等向け：単価12.90円/kg、交付対象数量：178万トン
チーズ向け：単価15.53円/kg、交付対象数量：52万トン



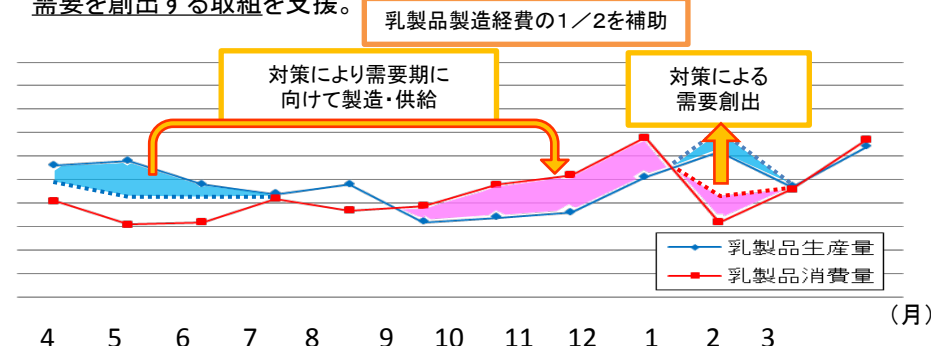
加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。



国産乳製品供給安定対策事業(5億円)

生産者団体が乳製品を製造し適時に放出する取組や、不需要期の乳製品需要を創出する取組を支援。



飼料生産型酪農経営支援事業(66億円)

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付。

とうもろこし等の二期作、二毛作の2作目の面積や契約栽培により耕種農家が粗飼料を作付けする面積も含め、交付対象となる飼料作付面積を拡大。

- 対象者の要件
 - ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
 - ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

- 交付金単価
飼料作付面積1ha当たり15千円

酪農生産基盤確保・強化緊急支援事業(12億円)

生乳生産基盤の確保・強化のための取組を支援。

- 主な支援対象メニュー
 - ・ 後継者を対象に初妊牛導入、簡易牛舎の整備、畜舎の増改築
 - ・ 生乳生産を中止する酪農家や経営規模を縮小する酪農家の乳用牛を地域内で継承
 - ・ 乳用牛増頭のための牛舎改修資材購入や簡易牛舎整備
 - ・ 暑熱ストレス低減のための技術指導や関連資材購入
 - ・ 乳房炎による生乳生産量の減少を防止するための搾乳機器の点検・補改修・牛群検査

鶏 卵

- 鶏卵は、国内生産量が約252万トン、輸入量約12万トンであり、国内消費量に占める輸入量の割合は約5%。
- 輸入量の約7割をかまぼこ等の練り物の原料として使用される卵白粉が占め（主な輸入先国は、オランダ、イタリア、インド）、残りの約3割を菓子や菓子パン等の原料として使用される全卵及び卵黄の粉卵や液卵等が占めており（主な輸入先国は、米国）、いずれも用途は限定的である。

【生産量】

国内生産量	主な生産地（2013年度）		
2,519千トン （生産量シェア）	茨城県 （8%）	千葉県 （7%）	鹿児島県 （7%）

出典：鶏卵流通統計

【輸入量】

輸入量	主な輸入先国（2013年度）		
124千トン （輸入量シェア）	オランダ （22%）	イタリア （21%）	米 国 （20%）

出典：貿易統計

注：輸入量は、殻付き換算ベース

【価格】

価格の推移（円/kg）					
年	2010	2011	2012	2013	2014
国内価格	187	196	179	194	222
国際価格	111	106	112	158	173

出典：JA全農たまご（株）（国内価格）、貿易統計（国際価格）

注1：国内価格は、全農東京M卵卸売価格

注2：国際価格は、全世界平均CIF価格

【国境措置】

関税率		国境措置の概要
一次税率 8.0～21.3%	二次税率 —	—

品目名	関税率	鶏卵輸入量に占める割合（2013年度）
殻付き卵（生鮮・冷蔵）	17.0%	1.9%
殻付き卵（その他） （ゆで卵等）	21.3%	0.5%
卵黄（乾燥）	18.8%	4.7%
卵黄（その他） （冷凍液卵等）	20%又は48円のうち いずれか高い税率	5.0%
全卵（乾燥）	21.3%	12.7%
全卵（その他） （冷凍液卵等）	21.3%又は51円のうち いずれか高い税率	3.0%
卵白	8.0%	72.3%

採卵鶏の飼養動向

- 飼養戸数は、小規模層を中心に近年4～6％程度減少している。
- 成鶏めす飼養羽数は、平成11年以降減少傾向で推移した後、19年は増加に転じたものの、20年以降は再び減少している。26年は増加した。
- 1戸当たり平均飼養羽数は、一貫して拡大している。

○採卵鶏飼養戸数、羽数の推移

(各年2月1日現在)

区 分	15	16	18	19	20	21	23	24	25	26
飼養戸数(千戸)	4.34	4.09	3.60	3.46	3.30	3.11	2.93	2.81	2.65	2.56
(対前年増減率)	(▲4.2)	(▲5.8)	(▲12.0)	(▲3.9)	(▲4.6)	(▲5.8)	(▲5.8)	(▲4.1)	(▲5.7)	(▲3.4)
うち成鶏めす10万羽以上層(千戸)	0.36	0.35	0.35	0.37	0.36	0.35	0.34	0.33	0.33	0.32
シェア(%)	(9.1)	(9.3)	(10.7)	(11.6)	(11.9)	(12.4)	(12.5)	(12.8)	(13.5)	(14.0)
成鶏めす羽数(百万羽)	137.3	137.2	136.9	142.8	142.5	139.9	137.4	135.5	133.1	133.5
(対前年増減率)	(▲0.3)	(▲0.1)	(▲0.2)	(4.3)	(▲0.2)	(▲1.8)	(▲1.8)	(▲1.4)	(▲1.8)	(0.3)
うち10万羽以上層(百万羽)	73.1	74.4	82.3	88.5	91.5	91.0	90.1	90.3	91.6	93.5
シェア(%)	(53.5)	(54.5)	(60.1)	(62.0)	(64.3)	(65.2)	(65.7)	(66.8)	(68.8)	(70.0)
1戸当たり平均 飼養羽数(羽)	31,600	33,500	38,000	41,300	43,200	45,000	46,900	48,200	50,200	52,200

資料:農林水産省「畜産統計」

注:1)種鶏のみの飼養者を除く。

2)数値は成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く数値である。

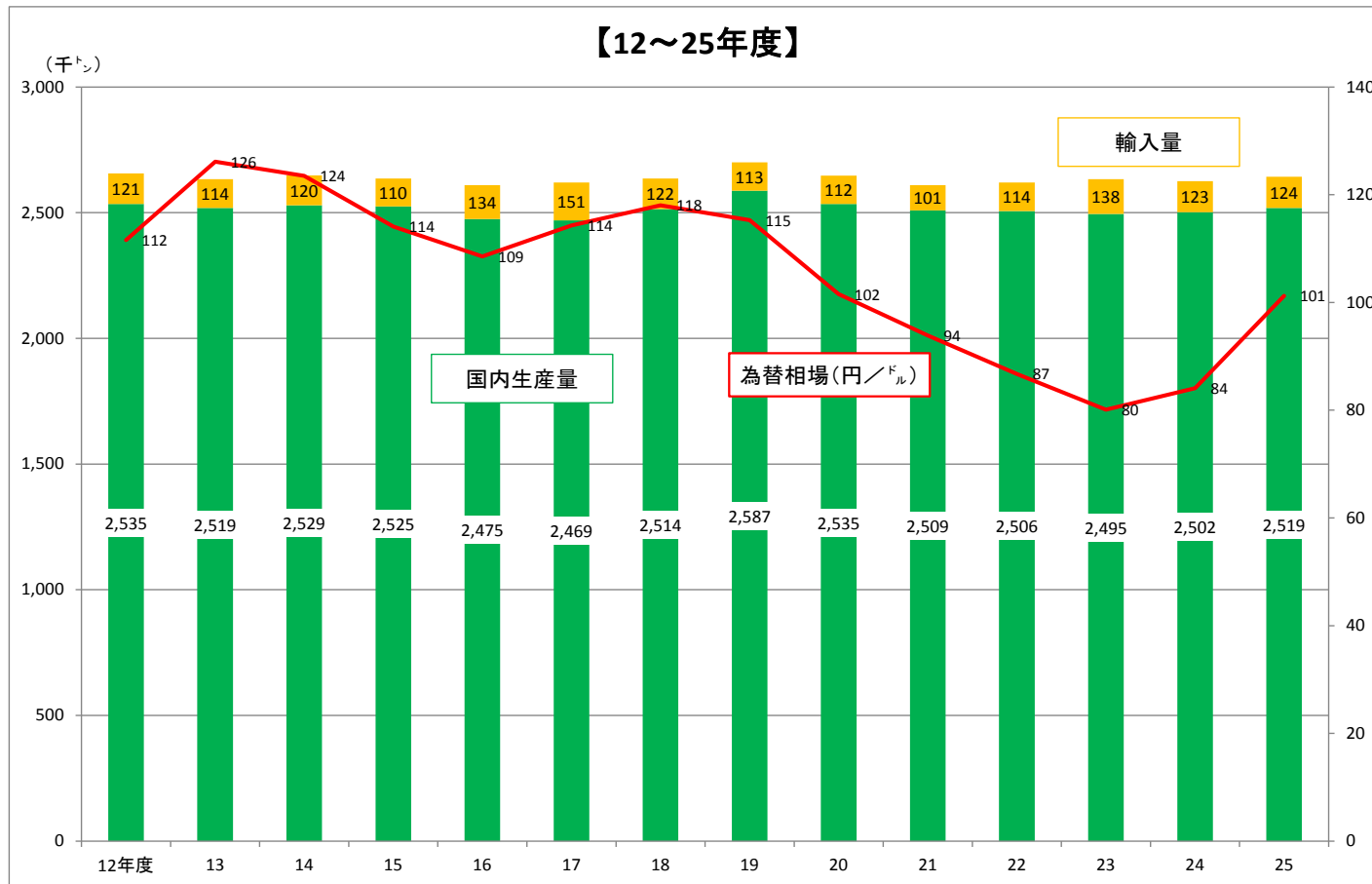
3)18年、23年の対前年増減率は、前々年との比較によるものである。

(17年、22年、27年はセンサス年のため調査未実施)

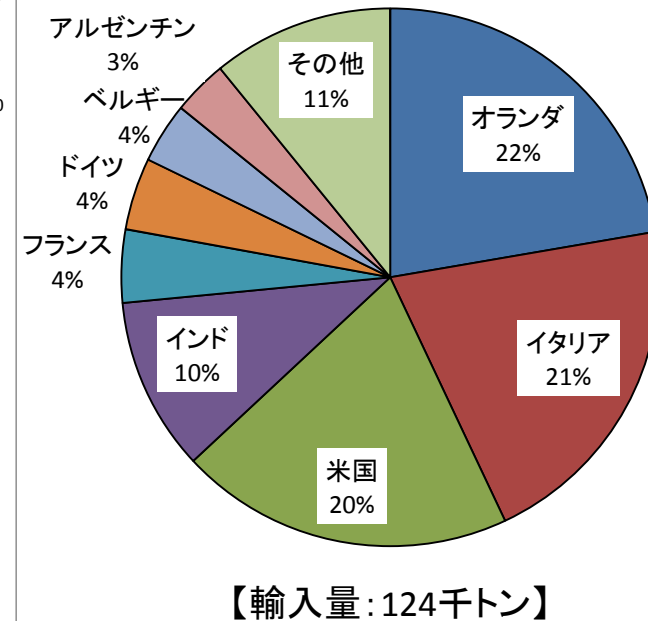
鶏卵の供給量について

- 近年輸入量は12万トン前後で安定して推移しており、国内消費量に占める輸入量の割合は約5%である。
- TPP参加国からの輸入の大宗を米国が占め、全輸入量に占める米国の割合は約20%である。
- 米国からの輸入は、そのほとんどが粉卵及び液卵等の加工卵であり、これらの鶏卵は比較的安価な菓子パンや練り物(かまぼこ等)等の原料として利用される等、用途は限定的である。

鶏卵の国内生産量及び輸入量の推移



国別輸入割合(平成25年度)



資料: 鶏卵流通統計(生産量)、貿易統計(輸入量)、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(為替相場)

注: 輸入量は殻付換算

鶏卵のタリフライン別輸入実績(2013年度)

■ 鶏卵の輸入実績(2013年度)																		
HSコード	0407-21-000		0407-90-200		0408-11-000		0408-19-000		0408-91-000		0408-99-000		3502-11-000		3502-19-000		合 計	
税 率	17.0%		21.3%		18.8%		20%又は48円/kg		21.3%		21.3%又は51円/kg		8.0%		8.0%			
品 名	殻付き卵 生鮮・冷蔵・冷凍		殻付き卵 その他		卵 黄 乾 燥		卵 黄 その他		全 卵 乾 燥		全 卵 その他		卵白アルブミン 乾 燥		卵白アルブミン その他			
国 名	輸入量 トン	比率 %	輸入量 トン	比率 %	輸入量 トン	比率 %	輸入量 トン	比率 %	輸入量 トン	比率 %	輸入量 トン	比率 %	輸入量 トン	比率 %	輸入量 トン	比率 %	輸入量 トン	比率 %
オランダ		0		0	7	0		0	21	0		0	27,658	31		0	27,686	22
イタリア		0		0		0		0	46	0		0	25,633	29		0	25,679	21
米国	2,270	99		0	4,885	84	6,204	100	9,209	58	214	6	2,148	2	0	100	24,931	20
インド		0		0	726	13		0	2,610	17		0	9,592	11		0	12,929	10
フランス		0		0		0		0		0		0	5,448	6		0	5,448	4
ドイツ	30	1		0		0		0	537	3		0	4,810	5		0	5,377	4
ベルギー		0		0		0		0		0	12	0	4,497	5		0	4,509	4
アルゼンチン		0		0		0		0	2,503	16		0	1,588	2		0	4,091	3
メキシコ		0		0	91	2		0	164	1		0	3,199	4		0	3,454	3
中国		0	454	77	13	0	0	0	363	2	1,798	48	681	1		0	3,310	3
ブラジル		0		0		0		0		0		0	2,013	2		0	2,013	2
タイ		0		0		0		0		0	1,679	45		0		0	1,679	1
ペルー		0		0		0		0		0		0	1,579	2		0	1,579	1
カナダ		0		0	64	1		0	121	1		0	488	1		0	672	1
ベネズエラ		0		0		0		0		0		0	344	0		0	344	0
ラトビア		0		0		0		0	239	2		0		0		0	239	0
台湾		0	136	23		0	3	0		0		0		0		0	139	0
スペイン		0		0		0		0		0		0	47	0		0	47	0
ベトナム		0		0		0		0		0	20	1		0		0	20	0
オーストラリア	2	0		0		0		0		0		0		0		0	2	0
フィリピン		0		0		0	0	0		0		0		0		0	0	0
TPP参加国計	2,273	99	0	0	5,040	87	6,204	100	9,493	60	234	6	7,414	8	0	100	30,658	25
総 計	2,303	100	590	100	5,786	100	6,208	100	15,813	100	3,723	100	89,725	100	0	100	124,148	100
資料:貿易統計																		

輸入鶏卵の主な用途について

HSコード	関税率	品目名	品目イメージ	主な用途	輸入量(H25) 〔TPP参加国〕 シェア	CIF価格(H25)
0407-21-000	17. 0%	殻付き卵(冷蔵・冷凍)		幅広い 業務・加工用	約2千トン (99%)	295円/kg
0407-90-200	21. 3%	殻付き卵(その他)		ゆで卵、 ピータン等	約0. 6千トン (0%)	349円/kg
0408-11-000	18. 8%	卵黄(乾燥)		菓子パン・ 菓子等の原料	約6千トン (80%)	248円/kg
0408-19-000	20% 又は 48円/kg	卵黄(その他) (冷凍液卵等)		マヨネーズ等の 原料	約6千トン (100%)	335円/kg
0408-91-000	21. 3%	全卵(乾燥)		菓子パン・ 菓子等の原料	約1. 6万トン (60%)	144円/kg
0408-99-000	21. 3% 又は 51円/kg	全卵(その他) (冷凍液卵等)		菓子パン・ 菓子等の原料	約4千トン (6%)	430円/kg
3502-11-000	8. 0%	卵白(乾燥)		かまぼこ等の 練り物の原料	約9万トン (8%)	133円/kg

資料:「貿易統計」 注:殻付き換算ベース。

鶏卵の価格動向

○ 鶏卵の卸売価格は、鶏卵の自給率が95%と高く、需要も概ね安定的に推移していることから、わずかな生産量の変動が大幅な価格変動につながりやすい傾向にあり、季節的な変動のほか5～6年を周期とするエッグサイクルが存在する。

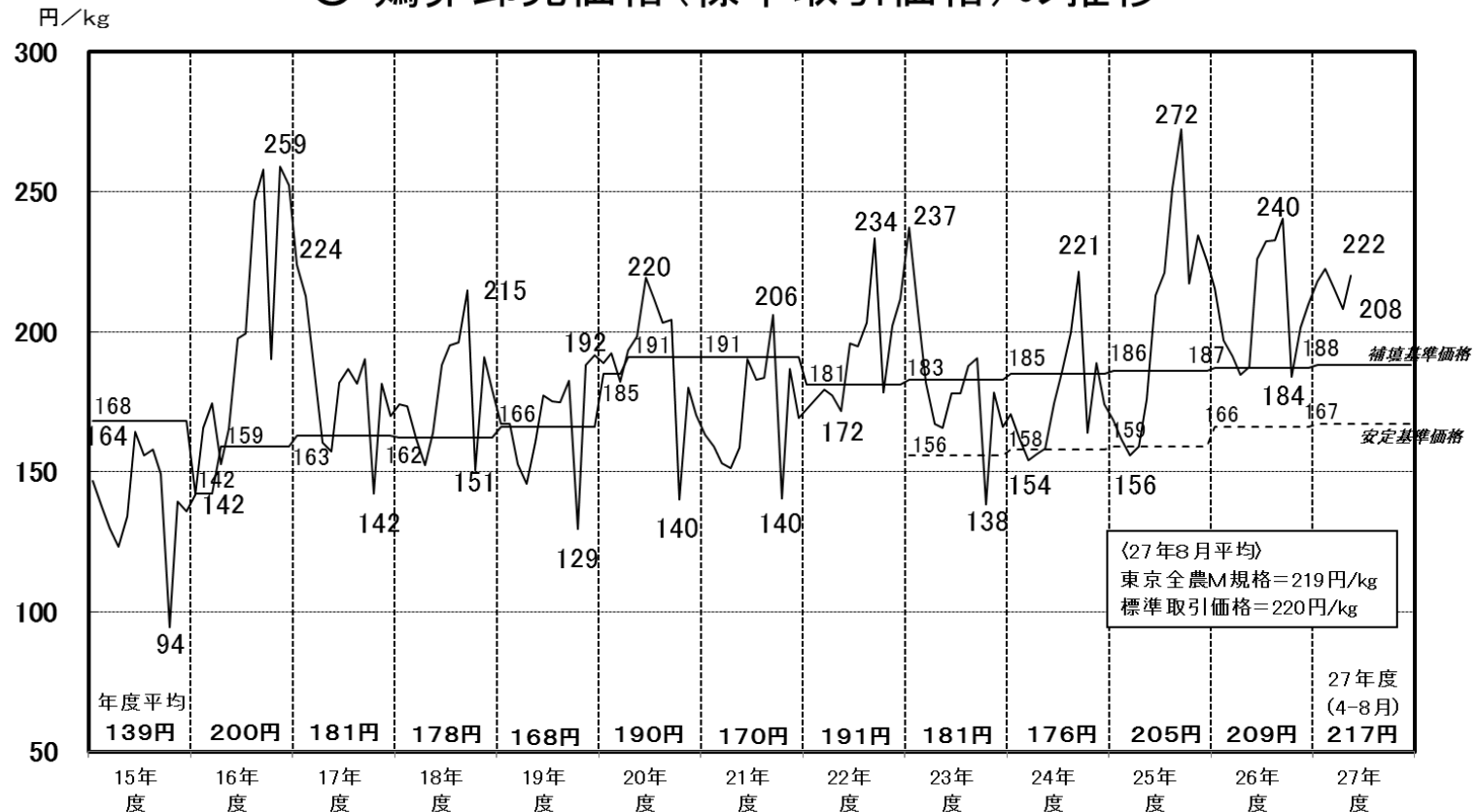
23年3月11日の東日本大震災の発生により一時的に飼料供給が滞ったこと等から供給が減少し、卸売価格が上昇。その後、供給が回復したことから価格は概ね平年並みで推移した。

24年度は、年度当初から低価格で推移し、標準取引価格(日毎)が安定基準価格を下回った時期があったため、成鶏更新・空舎延長事業が発動した。需要の回復等により、10月以降前年を上回って推移した。

25年度も、5月13日に標準取引価格(日毎)が安定基準価格を下回ったため、7月18日まで成鶏更新・空舎延長事業が発動した。8月以降、猛暑の影響等により上昇し、12月には272円/kgとなり、例年に比べて高水準で推移した。

26年度は、前年度秋以降の傾向に引き続き高水準で推移し、7月及び1月のみ標準取引価格(月毎)が補填基準価格を下回った。

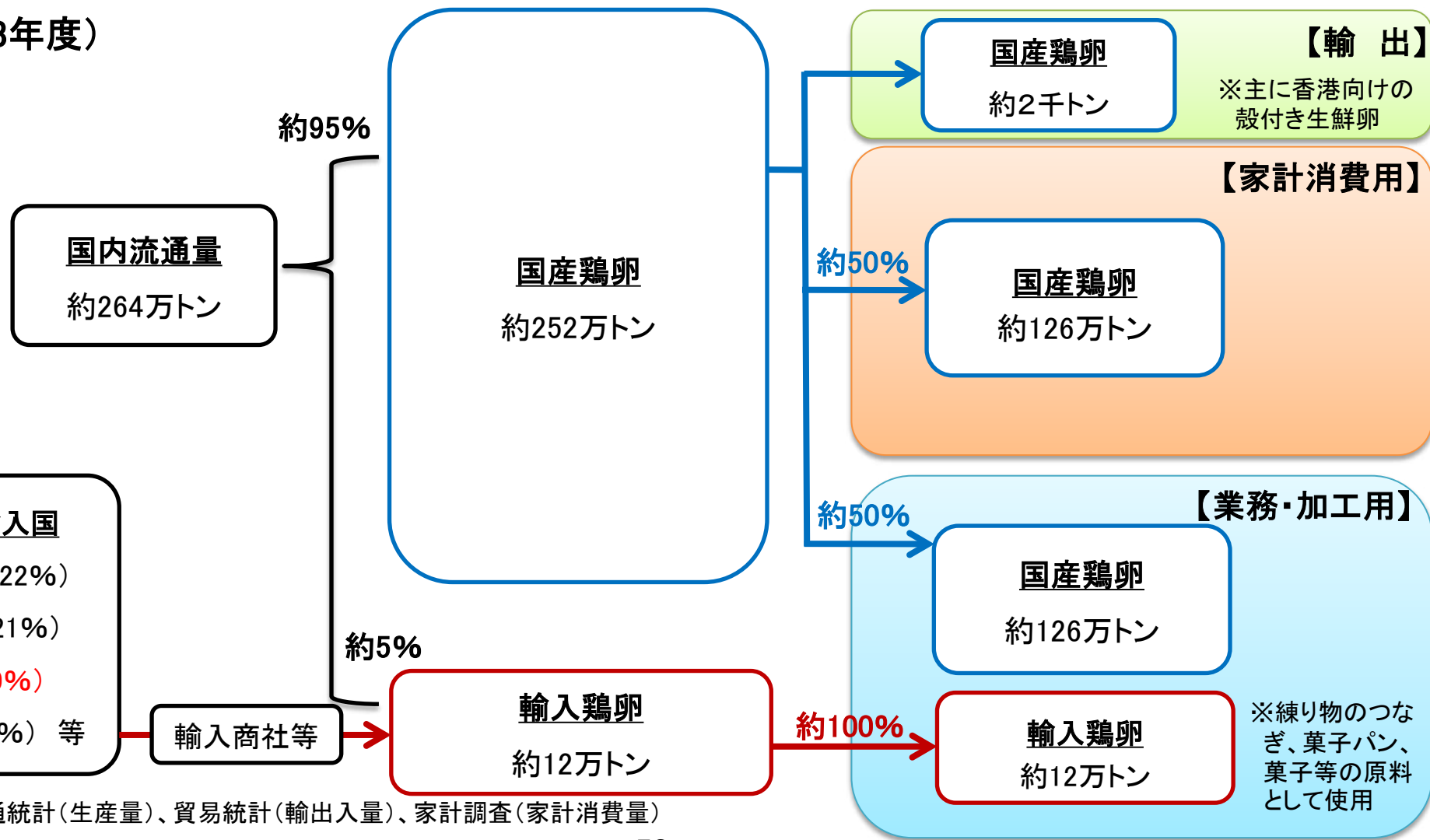
○ 鶏卵卸売価格(標準取引価格)の推移



鶏卵の流通

- 鶏卵の国内流通量は、約264万トンで、うち国産鶏卵が約252万トン、輸入鶏卵が約12万トン。
- 国産鶏卵は家計消費用と業務・加工用がほぼ1:1の比率で使用されるが、一方で、輸入鶏卵は業務・加工用として利用される。

(2013年度)

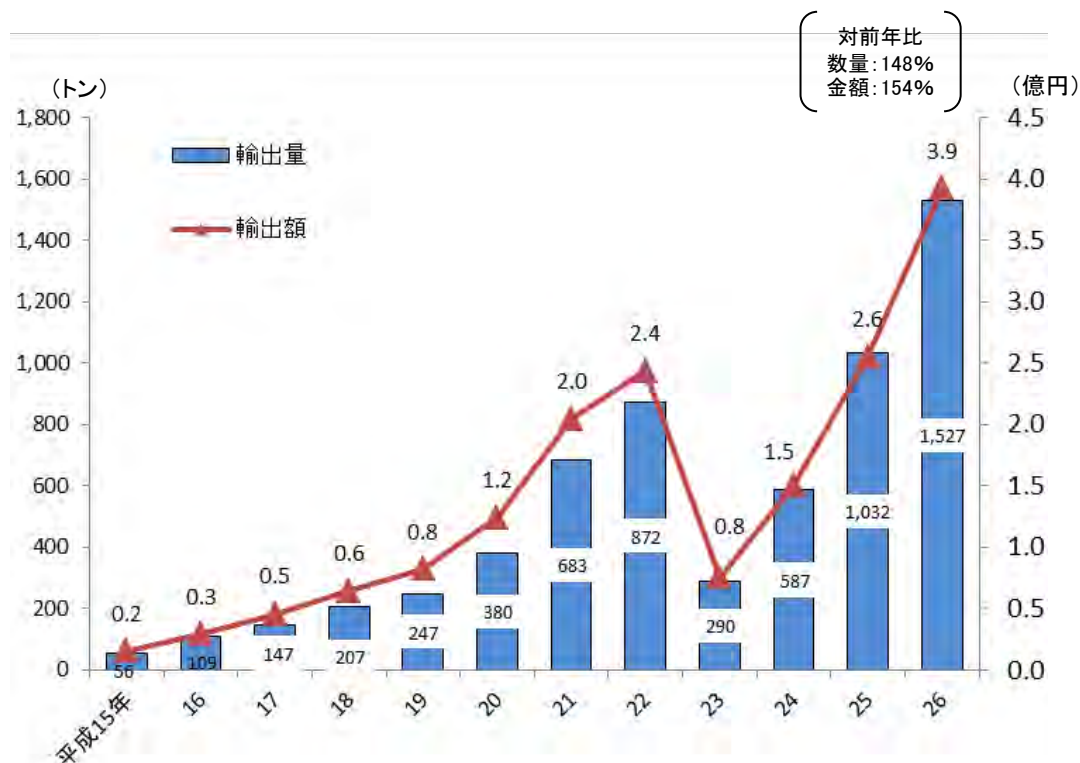


資料: 鶏卵流通統計(生産量)、貿易統計(輸出入量)、家計調査(家計消費量)

国産鶏卵の輸出について

- 高級食材としての需要を中心に、殻付き鶏卵の輸出は増加傾向で推移。輸出先は、輸送距離や輸出先国との衛生条件等の制約から、香港を始めとするアジアが中心。
- 平成23年は、鳥インフルエンザの発生(平成22年11月)等の影響により輸出量は減少したが、平成24年以降は、回復傾向で推移。

殻付き鶏卵の輸出実績



資料: 貿易統計

TPP参加国への輸出実績等

(殻付き鶏卵)	衛生条件 ^{注1}	関税率 ^{注2}	H26実績	
			輸出量 トン	輸出額 百万円
米国	協議中	0.028US\$/doz	—	—
カナダ	なし	0.0151CA\$/doz ^{注3}	—	—
メキシコ	なし	0%	—	—
チリ	なし	0%	—	—
ペルー	なし	0%	—	—
オーストラリア	なし	0%	—	—
ニュージーランド	なし	0%	—	—
ベトナム	なし	20%	—	—
マレーシア	なし	50%	—	—
シンガポール	あり	0%	1.5	1.8
ブルネイ	なし	0%	—	—
(参考) 香港	あり	0%	1,517	384
TPP計			1.5	1.8
全世界			1,523	391

注1: 衛生条件は、平成27年9月7日現在の状況。

注2: 平成27年度時点における税率

注3: 単価が0.799CA\$/dozを超える場合、163.5%の従価税が課される。

27年度の鶏卵生産者経営安定対策について

- 鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設け、需給改善を推進することにより、鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図る。

1. 鶏卵価格差補填事業

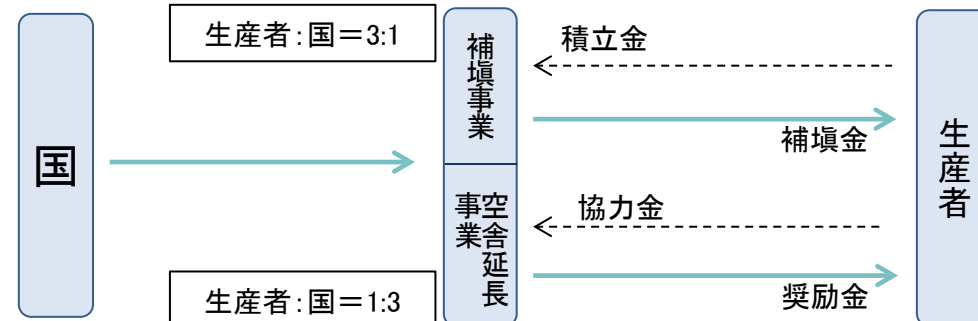
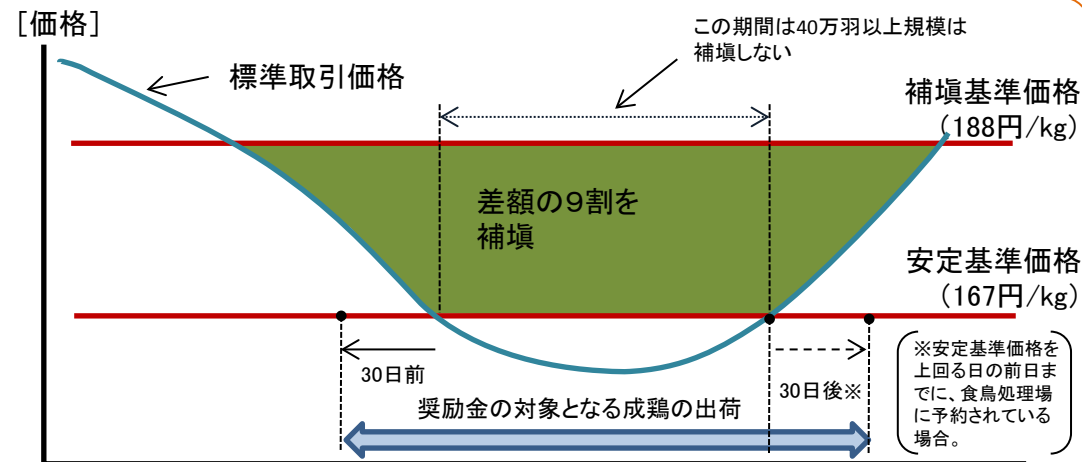
鶏卵の標準取引価格（月毎）が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を補填する。

〔2. の事業への協力金の拠出が要件〕

2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の標準取引価格（日毎）が安定基準価格を下回る日の30日前から、安定基準価格を上回る日の前日までに、更新のために成鶏を出荷し、その後60日以上空舎期間を設けた場合に奨励金（210円/羽以内）を交付する。

【27年度予算額:52億円】



事業実績額の推移

【単位:百万円】

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(4-8月)
事業実績額	12,890	17,152	16,262	787	0
(うち国費分)	(3,219)	(5,029)	(4,731)	(198)	(0)

鶏 肉

- 鶏肉は、国内生産量約146万トン、輸入量約41万トンであり、国内供給量に占める輸入の割合は約22%。
- 鶏肉輸入量の9割以上を骨なし鶏肉が占めており(主な輸入先国はブラジル)、残りの約6%を丸どり及び骨付きもも肉が占めている(主な輸入先国は米国、フィリピン)。

【生産量】

国内生産量	主な生産地(2013年)		
1,459千トン (生産量シェア)	鹿児島県 (20%)	宮崎県 (19%)	岩手県 (17%)

出典:食鳥流通統計
注:国内生産量は、骨付き肉ベース

【輸入量】

輸入量	主な輸入先国(2013年)		
414千トン (輸入量シェア)	ブラジル (93%)	米 国 (5%)	フィリピン (1%)

出典:貿易統計
注:輸入量は、鶏肉調製品を含まない。

【価格】

価格の推移(円/kg)					
年	2010	2011	2012	2013	2014
国内価格	428	459	382	424	463
国際価格	169	206	183	216	236

出典:食鳥市況情報(国内価格)、貿易統計(国際価格)
注1:国内価格は、もも・むね平均卸売価格(東京)
注2:国際価格は、米国産CIF価格

【国境措置】

関税率		国境措置の概要
一次税率 8.5～11.9%	二次税率 —	—

品目名	関税率	鶏肉輸入量に 占める割合 (2013年)
丸どり	11.9%	1.2%
骨付きもも肉	8.5%	4.9%
その他 (骨なし肉等)	11.9%	93.9%

肉用鶏の飼養動向について

- 飼養戸数は、小規模の飼養者層を中心に減少傾向で推移している。飼養羽数についても概ね減少傾向で推移してきたが、近年は概ね横ばいで、増減を繰り返して推移している。
- 1戸当たり平均の飼養羽数は拡大しており、特に出荷羽数50万羽以上の大規模層のシェアは、戸数、羽数ともに拡大傾向で推移している。

○ 肉用若鶏の飼養戸数、羽数の推移

区 分 / 年	15	16	17	18	19	20	21	...	25	26
飼養戸数(戸)	2,839	2,778	2,652	2,590	2,583	2,456	2,392	...	2,420	2,380
(対前年増減率)	(▲2.1)	(▲2.1)	(▲4.5)	(▲2.3)	(▲0.3)	(▲4.9)	(▲2.6)	...	(－)	(▲1.7)
飼養羽数(千羽)	103,729	104,950	102,277	103,687	105,287	102,987	107,141	...	131,624	135,747
(対前年増減率)	(▲1.8)	(1.2)	(▲2.5)	(1.4)	(1.5)	(▲2.2)	(4.0)	...	(－)	(3.1)
出荷戸数(戸)	3,323	3,240	3,120	3,065	2,991	2,925	—	...	2,440	2,410
うち50万羽以上層 (戸数シェア)	150 (4.5)	157 (4.8)	170 (5.4)	185 (6.0)	194 (6.5)	203 (6.9)	— —		225 (9.2)	230 (9.5)
出荷羽数(千羽)	595,283	589,957	606,898	621,820	622,834	629,766	—	...	649,778	652,441
うち50万羽以上層 (出荷羽数シェア)	175,759 (29.5)	179,296 (30.4)	195,529 (32.2)	211,470 (34.0)	217,617 (34.9)	225,436 (35.8)	— —		270,778 (41.7)	270,971 (41.5)
1戸当たり平均 飼養羽数(羽)	36,500	37,800	38,600	40,000	40,800	41,900	44,800	...	54,400	57,000
1戸当たり平均 出荷羽数(羽)	179,100	182,100	194,500	202,900	208,200	215,300	—	...	266,300	270,700

資料：農林水産省「畜産物流通統計」(平成21年まで)、「畜産統計」(平成25年以降)

注1 : 飼養戸数及び飼養羽数は各年2月1日現在。

注2 : 平成25年以降の数値は、出荷羽数年間3,000羽未満の飼養者を除く。

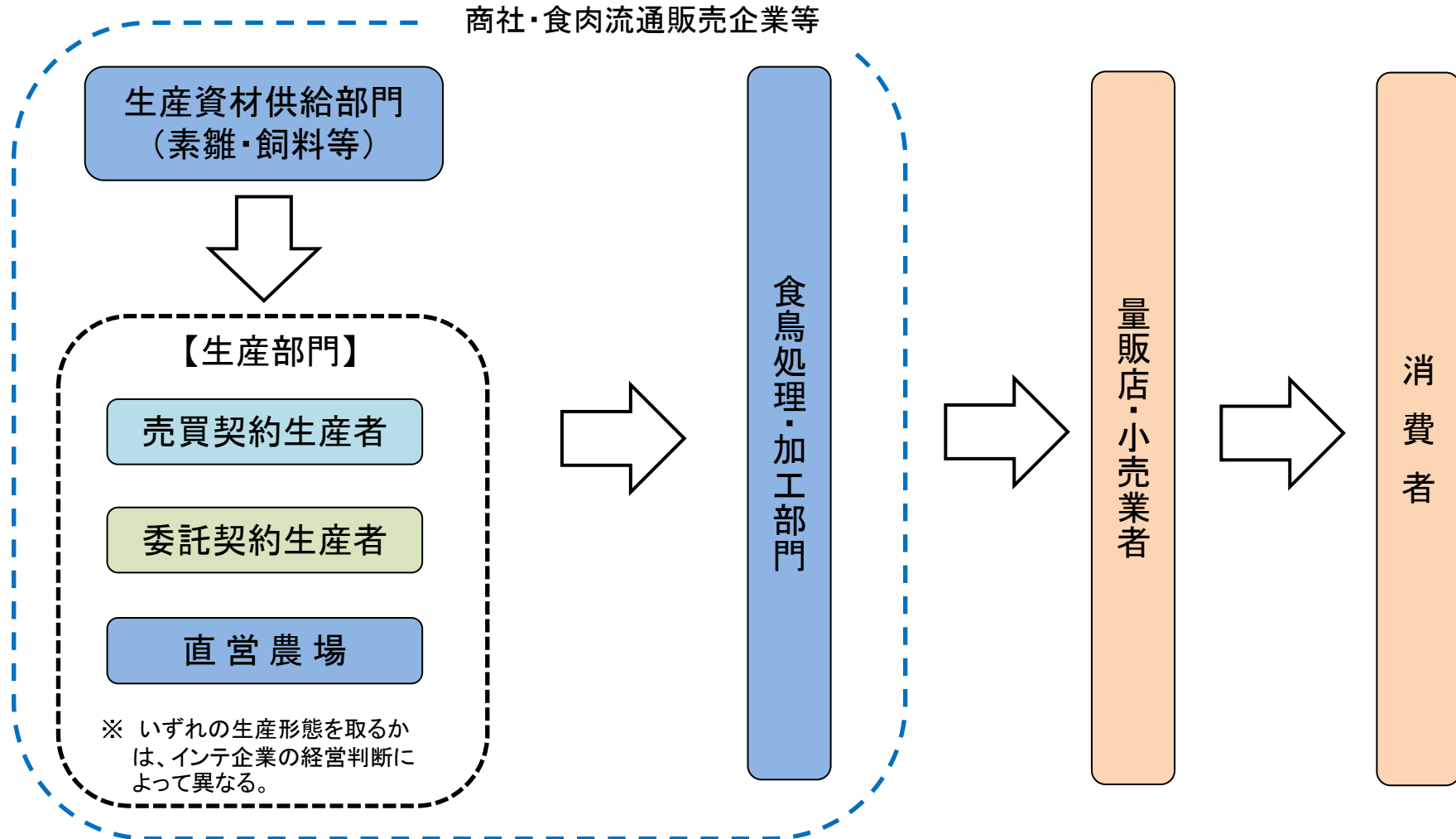
注3 : 平成21年までと25年以降は、調査方法が異なるため取扱に留意する必要がある。

注4 : 平成27年はセンサス年のため調査未実施。

ブロイラー産業のインテグレーション(垂直統合)について

○ インテグレーション(垂直統合)とは、総合商社や食肉流通販売企業、農協等(いわゆるインテ企業)が、素雛、飼料等の生産資材をブロイラー生産農家に供給し、生産したブロイラーの処理・加工・流通・販売までを一貫して行う業態のことであり、現在の鶏肉生産のほとんどがインテグレーション化された生産構造の中で行われている。

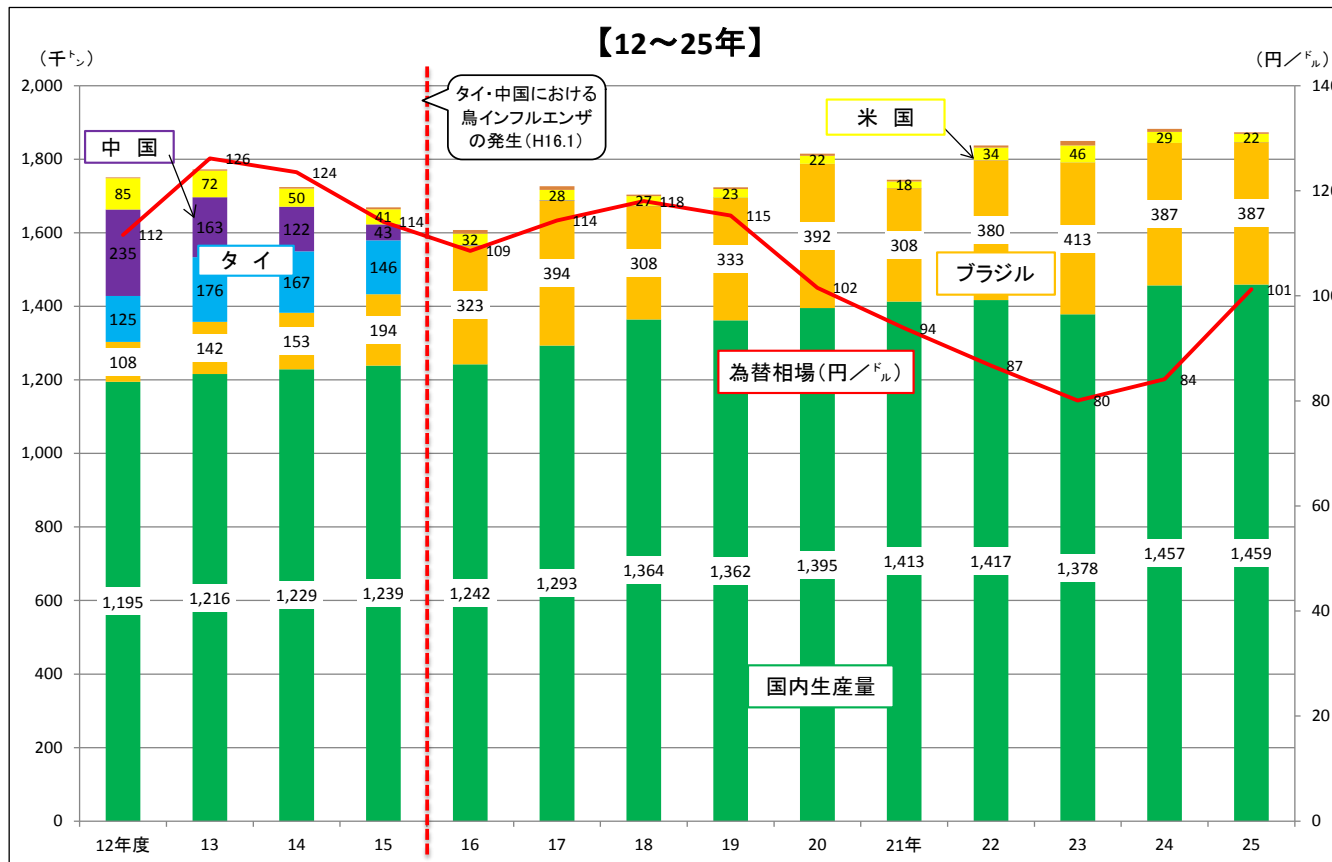
<インテグレーション化の一例>



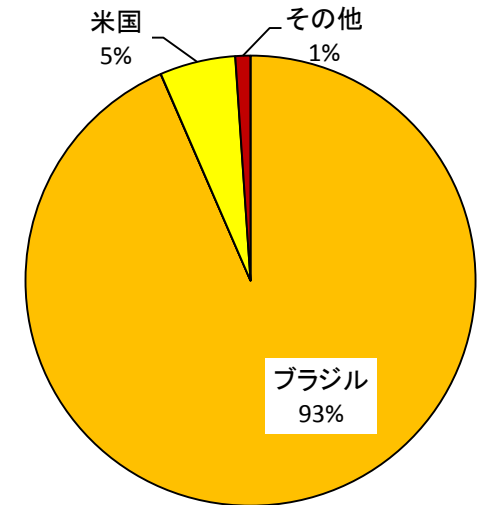
鶏肉の供給量について

- 近年の鶏肉輸入量は約40～50万トで推移しており、国内供給量に占める輸入量の割合は約22%。
- 平成16年1月の中国及びタイにおける鳥インフルエンザ発生以降は、輸入国をブラジルに切り替え、ブラジル産の鶏肉が8～9割のシェアを占める傾向が続いている。
- TPP参加国からの輸入の大宗を米国が占め、全鶏肉輸入量に占める米国の割合は約5%である。
- 米国からの輸入は、そのほとんどが冷凍骨付きもも肉となっており、この鶏肉は骨付きの状態で、ポトフやスープカレー等の具材や年末需要のある骨付きローストチキン等として利用される等、用途は限定的である。

鶏肉の国内生産量及び輸入量の推移



国別輸入割合(平成25年)



【輸入量: 414千トン】

資料: 食鳥流通統計(生産量)、貿易統計(輸入量)、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(為替相場)

注: 平成21年以降は、生産量及び輸入量は年次ベース。なお、輸入量に鶏肉調製品は含まれない。

鶏肉のトリフライン別輸入実績(2013年)

■ 鶏肉の輸入実績(2013年)												
HSコード	0207-11-000		0207-12-000		0207-13-200		0207-14-210		0207-14-220		総 計	
税 率	11.9%		11.9%		11.9%		8.5%		11.9%			
品 名	丸 鶏 生鮮・冷蔵		丸 鶏 冷 凍		その他(骨なし肉等) 生鮮・冷蔵		骨付きもも肉 冷 凍		その他(骨なし肉等) 冷 凍			
国 名	輸入量	比率	輸入量	比率	輸入量	比率	輸入量	比率	輸入量	比率	輸入量	比率
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%
ブラジル		0	4,639	95		0	243	1	382,320	98	387,202	93
米国		0		0		0	19,359	95	3,101	1	22,460	5
フィリピン		0	117	2		0	602	3	2,900	1	3,618	1
チリ		0		0		0	3	0	416	0	420	0
アルゼンチン		0	14	0		0	27	0	99	0	140	0
フランス	13	100	95	2	0	41	13	0	5	0	126	0
ポーランド		0		0		0	70	0	36	0	106	0
中国		0		0		0		0	100	0	100	0
デンマーク		0		0		0	59	0		0	59	0
ニュージーランド		0	7	0	1	59		0	0	0	8	0
スペイン		0	1	0		0	2	0	1	0	4	0
うちTPP参加国	0	0	7	0	1	59	19,362	95	3,518	1	22,888	6
総 計	13	100	4,874	100	1	100	20,377	100	388,978	100	414,243	100
資料: 貿易統計												

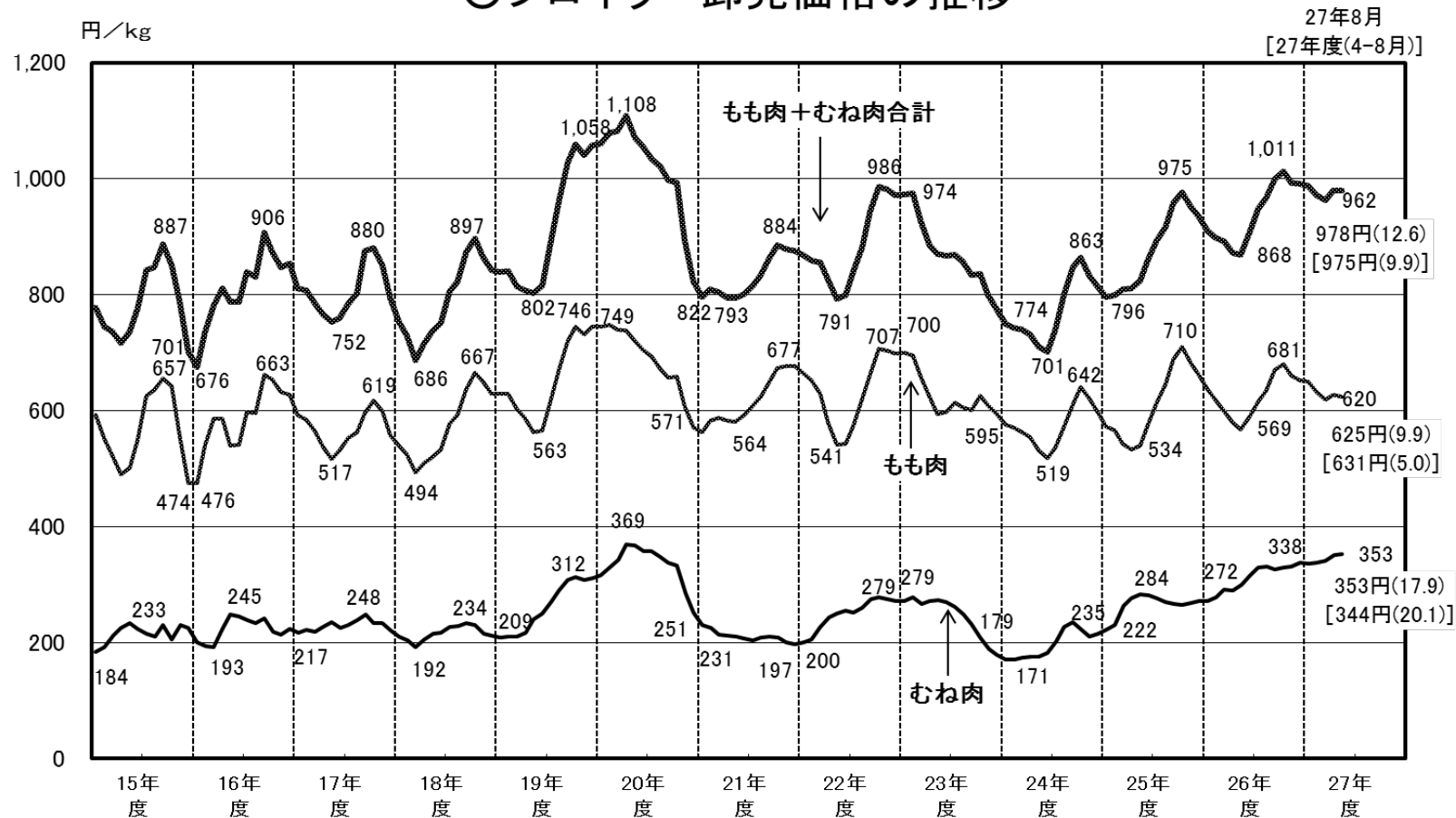
輸入鶏肉の主な用途について

HSコード	関税率	品目名	品目イメージ	主な用途	輸入量(H25) 〔TPP参加国 シェア〕	CIF価格(H25)
0207-12-000	11.9%	冷凍丸どり		ローストチキン等 業務・加工用として 丸鶏のまま利用される ことが多い。	約5千トン (0.2%)	235円/kg
0207-14-210	8.5%	冷凍骨付き肉		ローストチキン、ポトフ等 業務・加工用として 骨付きもも肉のまま 利用されることが多い。	約2万トン (95%)	201円/kg
0207-14-220	11.9%	冷凍骨なし肉		唐揚げ、焼き鳥等 業務・加工用として 利用されることが多い。	約39万トン (1%)	268円/kg

鶏肉の価格動向について

- もも肉価格は、通常、夏場の不需要期に向けて価格が低下し、年末の需要期に向けて価格が上昇するサイクルで推移。
23年度の後半からは、震災後の輸入増加により軟調に推移したものの、25年度後半には回復基調に転じ、それ以降は堅調な需要に支えられ、比較的高水準に推移している。
- むね肉価格は、23年度の後半からは、震災後の輸入増加により軟調に推移したが、24年度の後半からは加工向け需要の伸び等により堅調に推移している。

○ブロイラー卸売価格の推移



資料：農林水産省「食鳥市況情報(東京)」

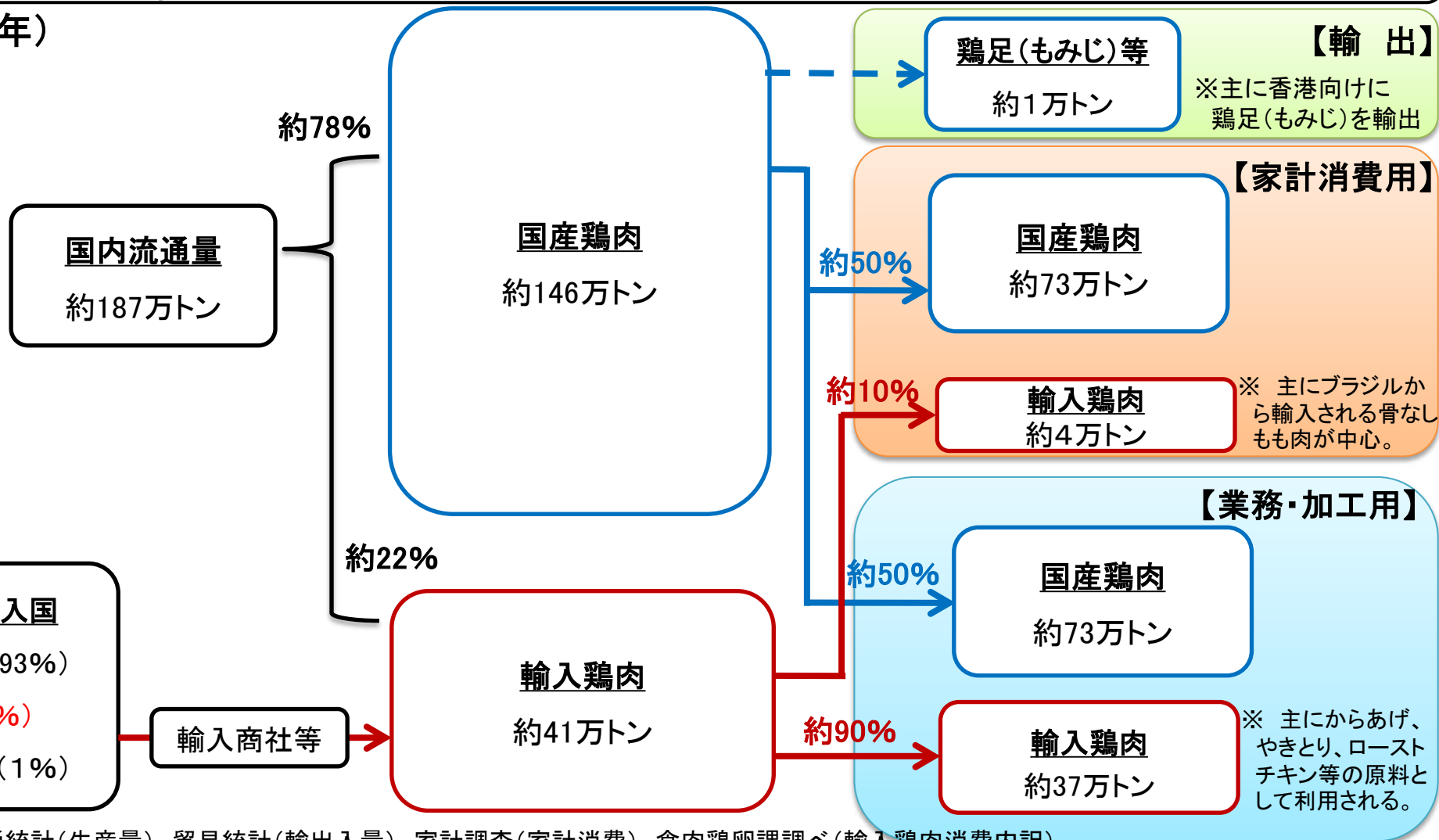
注1：もも肉+むね肉合計は、もも肉1kg卸売価格とむね肉1kg卸売価格の単純合計

注2：()内は、対前年同月騰落率

鶏肉の流通

- 鶏肉の国内流通量は、約187万トンで、うち国産鶏肉が約146万トン、輸入鶏肉が約41万トン。
- 国産鶏肉は家計消費と業務・加工用がほぼ1:1の比率で使用されるが、一方で、輸入鶏肉はそのほとんどが業務・加工用として利用される。

(2013年)



資料: 食鳥流通統計(生産量)、貿易統計(輸出入量)、家計調査(家計消費)、食肉鶏卵課調べ(輸入鶏肉消費内訳)

国産鶏肉等の輸出について

- 国内では需要の少ないもみじ(鶏足)を中心に、飲茶等の食材として香港、カンボジア、ベトナム等へ輸出。
- 平成23年は、鳥インフルエンザの発生(平成22年11月)等の影響により輸出量は減少したが、平成24年以降は、回復傾向で推移。

国産鶏肉等の輸出実績



資料: 貿易統計

注: 国産鶏肉等には、肝臓やもみじ(鶏足)等の副産物も含まれているが、統計上、その内訳は不明。なお、業界からの聞き取りによれば、輸出実績の大宗をもみじ(鶏足)が占めると聞いている。

TPP参加国への輸出実績等

(冷凍鶏肉)	衛生条件 ^{注1}	関税率 ^{注2}	枠数量	H26実績	
				輸出量 トン	輸出額 百万円
米国	協議中	0.176US\$/kg	—	—	—
カナダ	なし	5% ^{注3}	—	—	—
メキシコ	なし	(枠内)75% (枠外)125%	8,500トン	—	—
チリ	なし	(枠内)4.2% (枠外)6%	5,500トン	—	—
ペルー	なし	6%	—	—	—
オーストラリア	なし	0%	—	—	—
ニュージーランド	なし	5%	—	—	—
ベトナム	あり	10%	—	379	67
マレーシア	なし	40%	—	—	—
シンガポール	協議中	0%	—	—	—
ブルネイ	なし	0%	—	—	—
(参考) 香港	あり	0%	—	7,574	1,111
TPP計				379	67
全世界				10,823	1,703

注1: 衛生条件は、平成27年9月7日現在の状況。

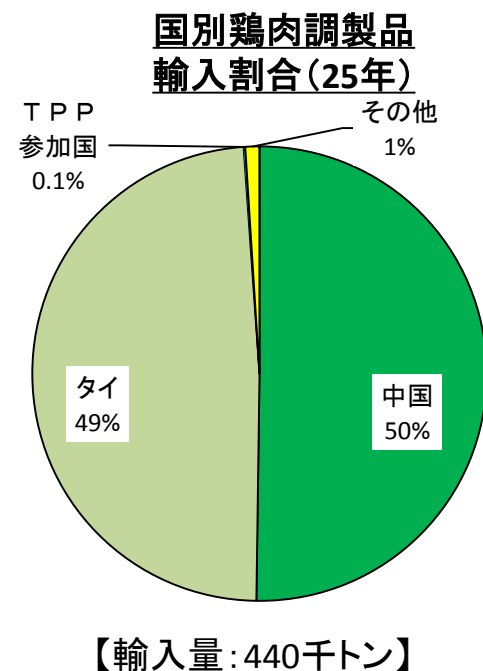
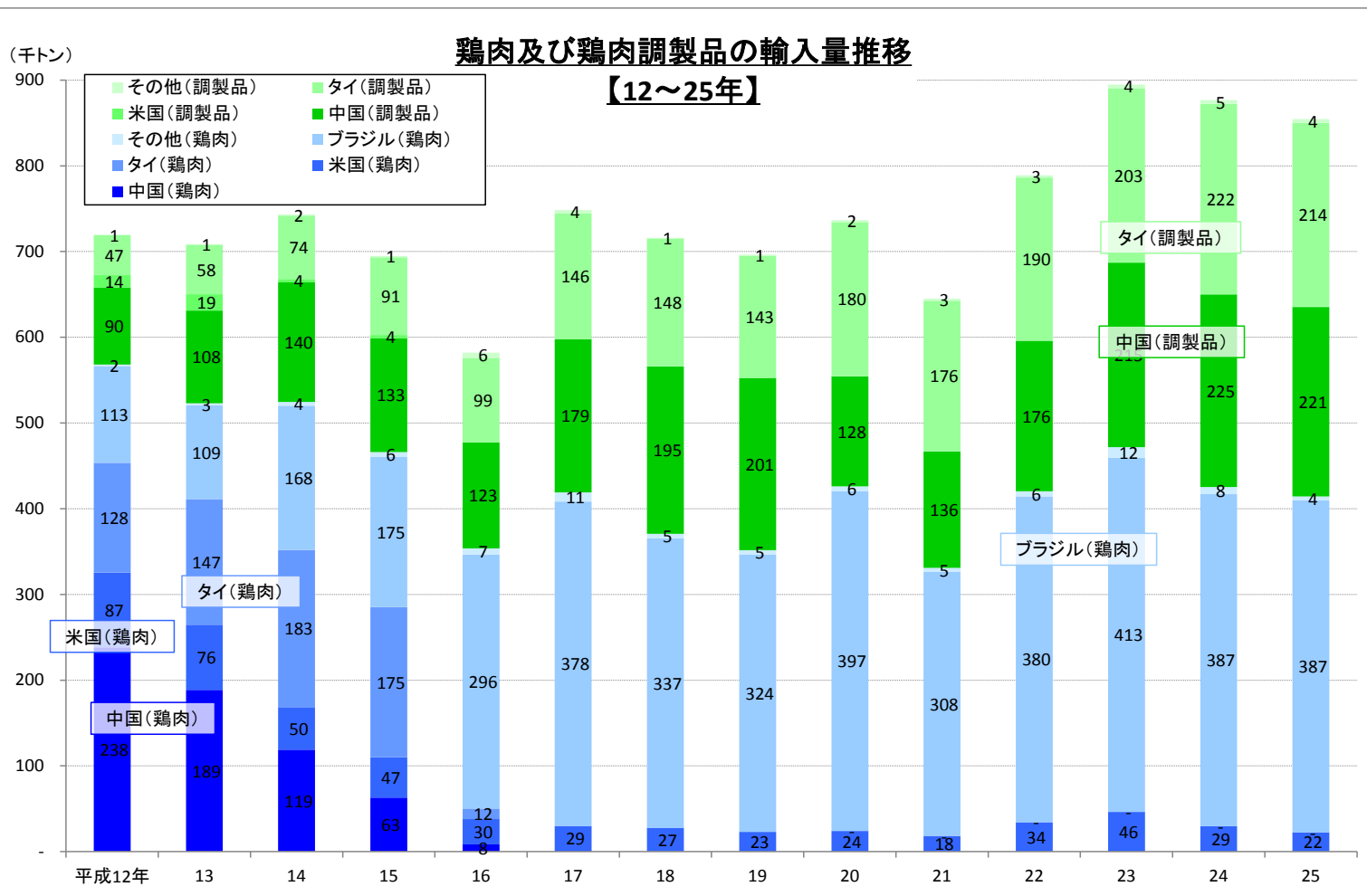
注2: 平成27年度時点における税率

注3: 単価が6.74CA\$/kgを超える場合、249%の従価税が課される。

鶏肉調製品の輸入量について

○ 鶏肉調製品（からあげ、やきとり等）の輸入量は、平成16年1月のタイ及び中国での鳥インフルエンザの発生以降、増加傾向で推移している。

○ タイ及び中国が輸入シェアのほぼ半分ずつを占めており、TPP参加国からの輸入はごくわずか。



天然はちみつ

- 天然はちみつは、国内生産量が約3千トン、輸入量が約4万トンで、国内消費量に占める輸入の割合は9割を超える。
- 輸入量の約8割を中国からの安価なはちみつが占め、残りの2割をアメリカ大陸やヨーロッパ等からの比較的高価なはちみつが占めている。

【生産量】

国内生産量	主な生産地(2013年)		
2,841 ^{トン} (生産量シェア)	北海道 (14%)	秋田県 (8%)	熊本県 (7%)

出典: 畜産振興課調べ

【輸入量】

輸入量	主な輸入先国(2013年)		
39,030 ^{トン} (輸入量シェア)	中国 (77%)	アルゼンチン (8%)	カナダ (6%)

出典: 貿易統計

【価格】

価格の推移(円/kg)					
年	2010	2011	2012	2013	2014
国内価格	1,000円/kg～2,300円/kg				
国際価格	220	231	228	291	336

出典: 畜産振興課調べ(国内価格)、貿易統計(国際価格)

注1: 国内価格は、(一社)日本養蜂協会からの聞き取り

注2: 国際価格は、全世界CIF価格

【国境措置】

関税率		国境措置の概要
一次税率 25.5%	二次税率 —	—

【国別輸入量(2013年)】

国名	輸入量(トン)	比率(%)
中国	30,006	77
アルゼンチン	3,044	8
カナダ	2,407	6
ミャンマー	1,177	3
ハンガリー	740	2
ニュージーランド	522	1
メキシコ	223	1
ルーマニア	123	0
スペイン	118	0
オーストラリア	114	0
フランス	104	0
ベトナム	101	0
ドイツ	65	0
イタリア	64	0
米国	48	0
その他	175	0
TPP参加国計	3,414	9
総計	39,030	100

蜜蜂の飼育動向

○ 蜜蜂の飼育戸数及び蜂群数は平成22年以降増加で推移。(平成25年以降、届出義務を趣味養蜂にも拡大。)

○ 平成26年の蜜蜂の飼育戸数は9,306戸、蜂群数(※)は209.6千群。
(※ 蜂群数は1月1日時点の調査で、夏期には増殖等で2倍以上になる。)

○ 蜜源植物の植栽面積は減少傾向で推移。平成25年は148千ヘクタール。

蜜蜂飼育戸数、蜂群数の推移

(単位:戸、千群、群/戸、%) ※

区分	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
飼育戸数	9,499	8,281	7,235	5,342	4,790	5,353	5,790	5,934	8,312	9,306
蜂群数	285	253	214	184	178	175	184	184	204	210
平均蜂群数	30.0	30.6	29.6	34.5	34.4	32.8	31.9	31.1	24.5	22.5

資料:畜産振興課

各年とも1月1日現在

※ H25年以降は改正後の養蜂振興法に基づく届出数。

蜜蜂飼育戸数等の上位10県(H26年)

(単位:戸、千群、%)

区分	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
飼育戸数	長野	静岡	神奈川	和歌山	愛媛	岐阜	愛知	福島	岡山	鹿児島
戸	685	497	386	379	378	360	344	341	308	306
%	7.4	5.3	4.1	4.1	4.1	3.9	3.7	3.7	3.3	3.3
蜂群数	長野	和歌山	熊本	鹿児島	沖縄	福岡	福島	北海道	岐阜	埼玉
千群	12.4	11.4	10.6	10.3	9.9	8.8	8.3	7.3	7.1	6.7
%	5.9	5.4	5.0	4.9	4.7	4.2	4.0	3.5	3.4	3.2

資料:畜産振興課調べ

平成26年1月1日現在の調査

蜜源植物の植栽面積の推移

(単位:千ヘクタール、%)

区分	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H23年	H24年	H25年
みかん	143.7	100.4	87.6	78.4	62.1	52.8	52.4	51.3	43.8
れんげ	21.9	18.1	15.7	25.6	15.1	13.5	11.9	12.8	10.8
アカシア	7.6	9.1	8.5	10.3	8.0	7.1	9.3	8.6	7.5
りんご	45.2	46.3	35.5	34.6	29.6	6.3	23.8	23.4	22.1
その他	152.3	129.4	117.9	101.6	75.4	58.8	65.5	64.9	63.7
合計	370.7	303.3	265.2	250.5	190.3	138.4	162.9	160.9	148.0
(対前年比)	97.0	90.3	95.0	102.7	103.3	87.1	117.7	98.8	91.9

資料:畜産振興課調べ

各年とも1月から12月に蜜源として利用した植栽面積

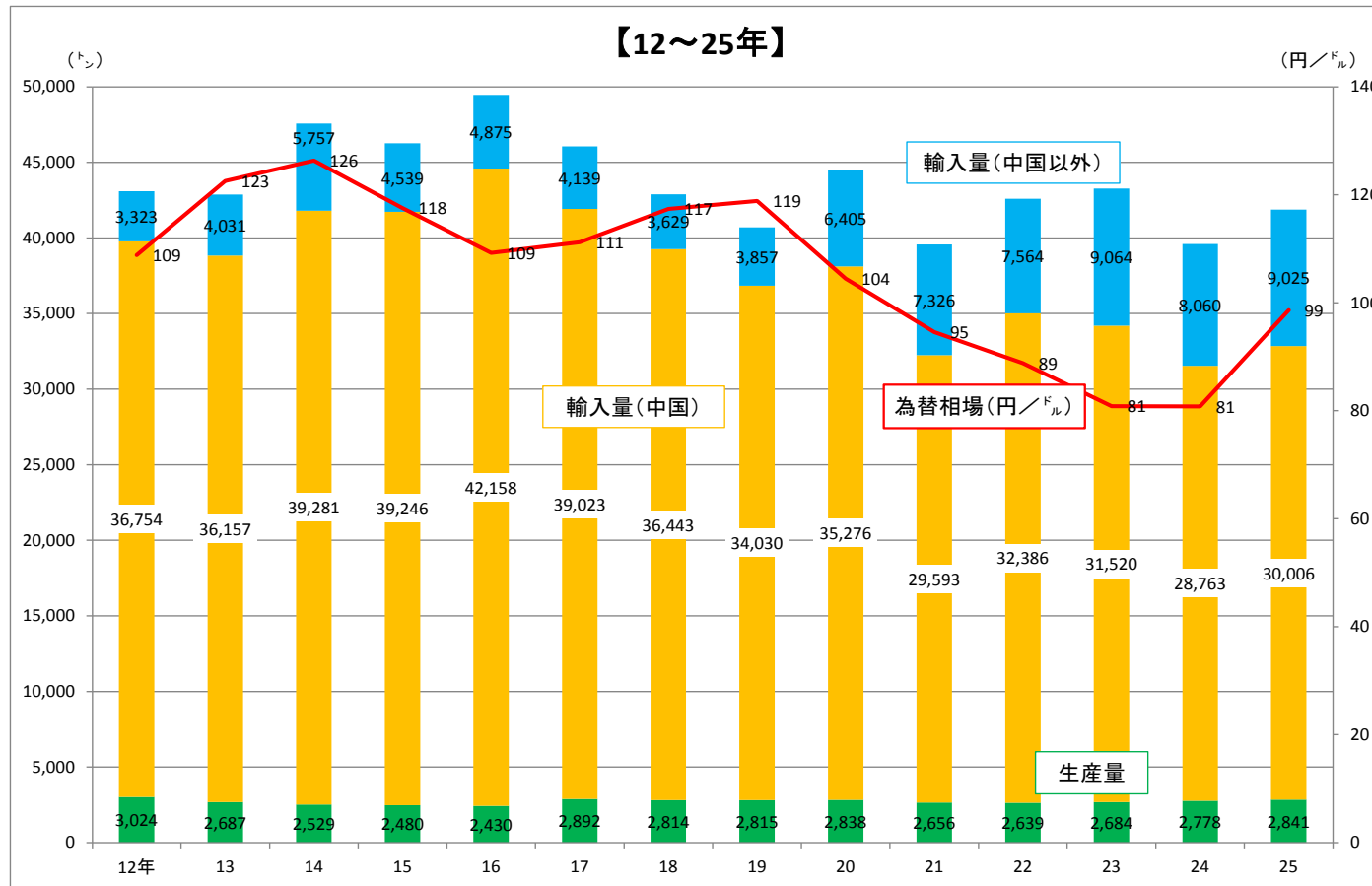
注:表中の数値は、各都道府県で把握しているものを集計。

なお、一部県の調査中止や調査再開もあり、数字の連続性はない。

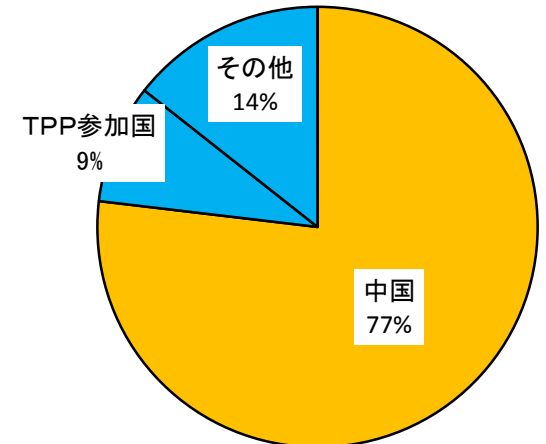
はちみつの供給量について

- 近年のはちみつ輸入量は約4万トン前後で推移しており、国内消費量に占める輸入量の割合は9割を超える。
 - 中国からの輸入が大宗を占めているが、近年、全輸入量に占める中国産の割合は減少傾向にあり、中国以外の国からの品質の高いはちみつの輸入量が増加傾向で推移している。
- こうした中で、国産はちみつには一定の需要が存在するため、国内生産量は約3千トンで安定的に推移している。

はちみつの生産量と輸入量の推移



国別輸入割合(平成25年)



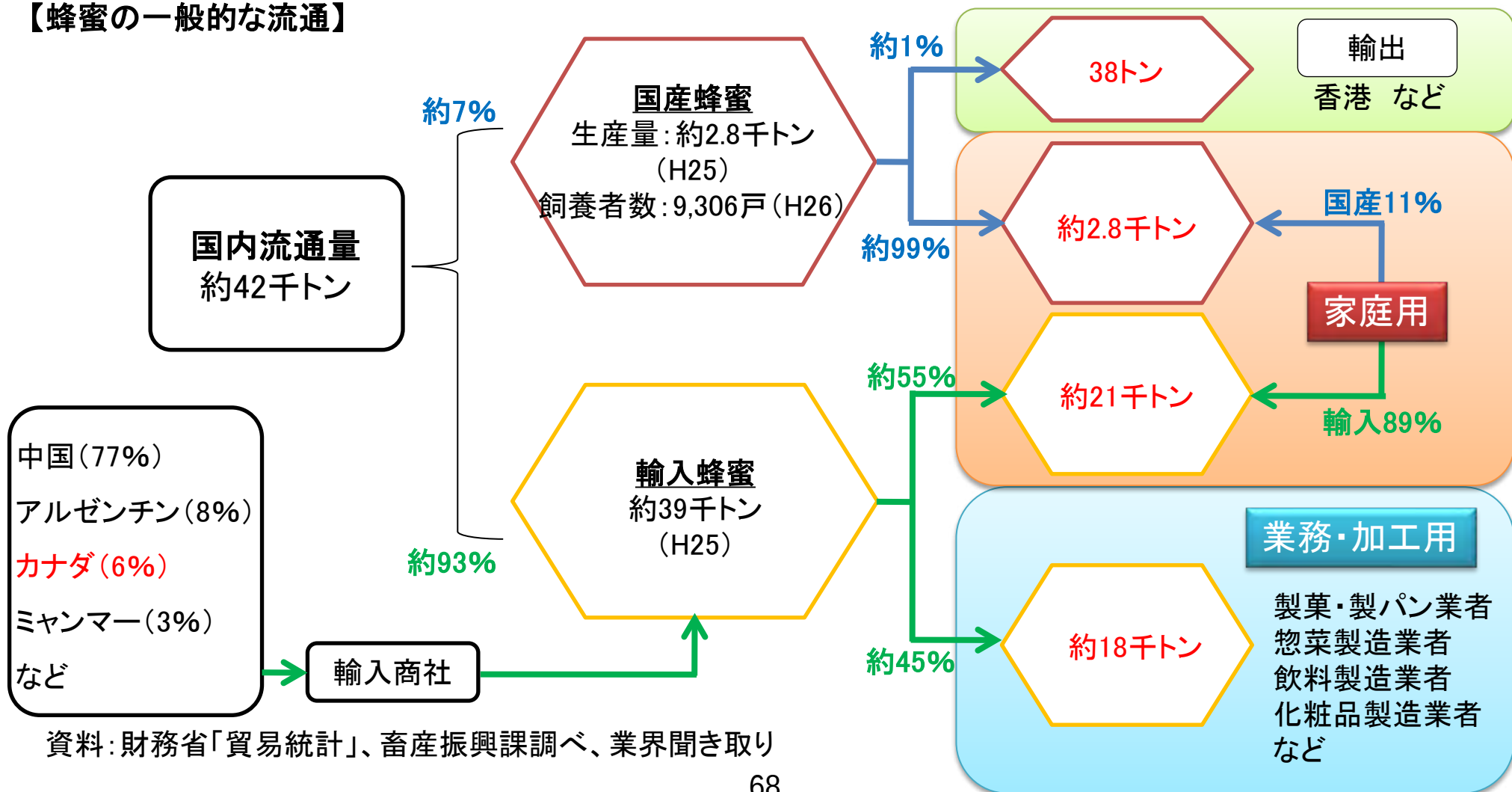
※ TPP参加国のうち、主な輸入国は、カナダ、ニュージーランド、メキシコ等である。

資料: 畜産振興課調べ(生産量)、貿易統計(輸入量)、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(為替相場)

蜂蜜の流通

- 蜂蜜の国内流通量は、約42千トンで、うち国産が約2.8千トン、輸入が約39千トン。輸入はちみつの77%は中国産。
- 国産蜂蜜のほぼ全てが家庭用仕向け。輸入蜂蜜は約55%が家庭用、約45%が業務・加工用仕向け(製菓・製パン、化粧品等)。

【蜂蜜の一般的な流通】



蜂蜜の種類、色、価格

- 蜂蜜の種類は、蜜源の花により分類され、アカシアの花の蜜からはアカシア蜜、レンゲの花の蜜からはレンゲ蜜が取れる。
- 蜂蜜の色は、蜜源の花の種類によって淡黄色から黒褐色まで様々。
- 価格については、国産、輸入では生産コストの違いにより、中国、東南アジア産蜂蜜と国産には相当程度の価格差が存在。

種類・色

いろいろなはちみつがあります



ソバ 百花 トチ レンゲ アカシア

トチの花



レンゲの花



アカシアの花



価格

・国産蜂蜜卸売価格

1, 000円/kg～2, 300円/kg

※一般社団法人日本養蜂協会聞き取り

・外国産蜂蜜価格

平成25年	数量(t)	価額(千円)	CIF価格 (円/kg)	課税後 (円/kg)
合計	39,030	11,340,810	291	365
中華人民共和国	30,006	6,624,022	221	277
アルゼンチン	3,044	1,100,127	361	454
カナダ	2,407	1,188,984	494	620
ミャンマー	1,177	210,403	179	224
ハンガリー	740	507,798	686	861
ニュージーランド	522	947,769	1,816	2,279

出典：財務省「貿易統計」 ※天然蜂蜜の関税率は25.5%

軽種馬

○ 軽種馬については、北海道が全国生産頭数の97%（うち日高地方で約8割）を占めるなど、軽種馬生産以外に有力な転換作目の少ない当該地域の農業において重要な地位を占めており、このような軽種馬生産者に対する影響を緩和する必要があることから競走馬とその妊娠馬について、関税（1頭あたり340万円）を課すことにより、安価な輸入馬の無秩序な流入を防いでいる。

【生産量】

国内生産量	主な生産地（2013年産）		
6,843頭 （生産量シェア）	北海道 （97.3%）	青森県 （1.2%）	鹿児島県 （0.4%）

出典：軽種馬統計

【輸入量】

輸入量	主な輸入先国（2013年度）		
173頭 （輸入量シェア）	米国 （61.3%）	英国 （27.7%）	アイルランド （3.5%）

出典：貿易統計

【価格】

価格の推移（万円/頭）					
年	2009	2010	2011	2012	2013
国内価格	667	651	733	796	853
国際価格	568	569	611	697	998

出典：国内価格は、国内せり市場における1才馬平均価格。
国際価格は、キーンランドセール（米国）における1才馬平均価格。

【国境措置】

関税率（〔 〕は従価税換算値）		国境措置の概要
一次税率 340万円/頭 〔70%（妊娠馬）、94%（競走馬）〕※	二次税率 —	—

（※WTO農業交渉上の換算値）

軽種馬の国内生産頭数及び輸入実績(2009～2013年度)					(単位:頭、百万円)
品目・国	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
国内生産頭数	7,484	7,130	7,092	6,837	6,843
輸入頭数	201	215	222	176	173
うち妊娠馬	(10)	(10)	(7)	(4)	(7)
米国	137	144	151	127	106
豪州	17	10	15	11	5
NZ	1	3	0	0	0
輸入金額	3,561	3,144	2,864	2,588	2,836
平均輸入価格	18	15	13	15	16
出典:軽種馬統計((公財)ジャパン・スタッドブック・インターナショナル)、貿易統計(財務省)。					